

上信越自動車道 豊洲高架橋耐震補強工事

特 記 仕 様 書

令和8年9月

東日本高速道路株式会社 関東支社
長野工事事務所

目次

	頁
1. 工事概要	1
2. 適用する共通仕様書	1
3. 監督員、主任補助監督員の権限	1
4. 配置技術者に関する事項	2
5. 工事用地等に関する事項	2
6. 土取場及び土砂仮置き場に関する事項	3
7. 関連施設その他との関係	4
8. 工期に関する事項	1 2
9. 作業日及び作業期間に関する事項	1 3
10. 関連工事に関する事項	1 6
11. 初期点検の実施	1 8
12. 工程表及び履行報告に関する事項	1 8
13. 工事用道路に関する事項	1 9
14. 工事用材料に関する事項	2 2
15. 支給材料及び貸与品に関する事項	2 4
16. 残存物件の処理に関する事項	2 4
17. 保安に関する事項	2 5
18. 環境保全に関する事項	3 1
19. 工事記録に関する事項	3 2
20. 再生資源及び建設副産物に関する事項	3 2
21. 特許に関する事項	3 5
22. 現場環境改善に関する事項	3 6
23. 業務用プレート等に関する事項	3 6
24. 三者協議会に関する事項	3 6
25. 工事変更等検討会の設置	3 7
26. 間接工事費の変更	3 7
27. カーボンニュートラル推進工事	3 9
28. 快適トイレ	4 0
29. 熱中症予防に係る対策費用	4 1
30. クマ対策に係る費用	4 2
31. 工事細部に関する事項	4 2
32. 割掛対象表の項目に示す工事の内容	1 0 5
33. 補足事項	1 0 7

添付資料

様式－１	工程表
様式－２	工事履行報告
様式－３	残存物件調書
様式－４	再生資材供給可能量の照会について
様式－５	再生資材使用計画書
様式－６	工事記録情報 完了届
様式－７	不動産貸付申請書
様式－８	間接工事費計画書の提出について
様式－９、別添	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書、変更間接工事費計画書
様式－１０	間接工事費増加費用見積書
様式－１１	間接工事費増加費用の負担同意書
様式－１２、別添	材料調達変更計画書の提出について、材料調達変更計画書
様式－１３	材料調達実績報告書の提出について
別添－１	〇〇自動車道 〇〇工事 三者協議会協定書(案)
別添－２	低速プロファイラの運用に関する補足資料
別添－３	危険物等チェックシート
別添－４	塗膜除去工に関する施工計画書チェックリスト・現場チェックリスト
別添－５	実績価格調査票の提出について
別添－６	カーボンニュートラル施工計画書（競争参加資格申請時に実施することとした取り組み）
別添－７	カーボンニュートラル施工計画書（提案項目）
別添－８	施工確認願（車両後退時の通信方法）

1. 工事概要

1-1 工事箇所

上信越自動車道

- (自) 長野県埴科郡坂城町中之条 [坂城 I C (K P 1 0 4. 6)]
緯度 36° 26' 40" 経度 138° 12' 30"
(至) 長野県中野市立ヶ花 [信州中野 I C (K P 1 4 6. 3)]
緯度 36° 43' 50" 経度 138° 19' 00"

長野自動車道

- (自) 長野県東筑摩郡麻績村麻 [麻績 I C (K P 5 6. 1)]
緯度 36° 27' 10" 経度 138° 2' 50"
(至) 長野県千曲市雨宮 [更埴 J C T (K P 7 5. 8)]
緯度 36° 33' 00" 経度 138° 8' 30"

※ 座標については、国土地理院のホームページ「境界座標入力支援サービス」を利用すること。
<https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41017.html>

1-2 施工内容

橋脚 R C 巻立て工	7 4 橋脚
P C M 巻立て工	3 橋脚
炭素繊維巻立て工	3 6 橋脚
アラミド繊維巻立て工	2 橋脚
あと施工せん断補強工	1 橋脚
縁端拡幅工	3 5 箇所
落橋防止構造	1 7 0 本
横変位拘束構造 M	5 3 基
横変位拘束構造 C	1 箇所
段差防止構造	1 箇所
水平力分担構造	2 4 基
移動制限装置	4 基
制震構造	8 基

2. 適用する共通仕様書

契約書第 1 条に規定する「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和 8 年 7 月版とする。

また、契約書第 1 条に規定する仕様書に「調査等共通仕様書」を追加し、令和 8 年 7 月版を適用するものとする。

3. 監督員、主任補助監督員の権限

3-1 監督員の権限

契約書第 9 条第 2 項の規定に基づき監督員に委任した権限について、共通仕様書 1-6-1 「監督員の権限」の規定に次を加えるものとする。

- (16) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号、最終改正令和7年6月1日法律第68号 以下「建設リサイクル法」という。)第18条の規定に基づく報告先

3-2 主任補助監督員の権限

共通仕様書1-6-3「主任補助監督員」(2)のほか、主任補助監督員に委任した権限は次のとおりである。

- (1) 共通仕様書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項

章	項 目	内 容
1-25-1	安全対策	・安全教育の提出先
1-59	工事看板の設置	・設置が困難な場合の理由書の提出先
19-3-3	交通規制計画	・交通規制工実施報告書の提出先
19-4-3	交通保安要員計画	・交通保安要員実施報告書の提出先

4. 配置技術者に関する事項

4-1 配置技術者の資格及び工事経験

配置技術者に求める経験及び資格は、本工事の入札公告(説明書)、見積方依頼書、先発工事の入札公告(説明書)における随意契約条件のいずれか(以下「入札公告等」という。)に示すとおりとする。

4-2 特例監理技術者が兼務できる工事について

共通仕様書1-7-3「現場代理人等の配置」(4)に規定する特例監理技術者が兼務できる工事は、以下に示す市町村の範囲とする。

イ) 対象範囲

上信越自動車道 富岡ICから信濃町IC

長野自動車道 安曇野ICから更埴JCT

上記を通過する市町村(群馬県富岡市、安中市、甘楽郡下仁田町、長野県佐久市、小諸市、東御市、上田市、埴科郡坂城町、千曲市、長野市、須坂市、上高井郡小布施町、中野市、上水内郡飯綱町、上水内郡信濃町、安曇野市、松本市、東筑摩郡筑北村及び東筑摩郡麻績村)

5. 工事用地等に関する事項

5-1 工事用敷地の使用

- (1) 位置及び面積

工事用敷地は、「位置図」及び下表のとおりとする。

名称	面積	使用目的
入田ヤード	約600m ²	施工ヤード
御所沢ヤード	約5000m ²	掘削土仮置き場

- (2) 敷地の使用

本敷地は、発注者が借地し、受注者に無償で貸与するものとする。受注者は、この敷地について本工事を完成する目的以外に使用してはならない。

- (3) 敷地の原形復旧

原形復旧の範囲は基面の整形までとする。なお、受注者は原形復旧完了後監督員に通知し、整地及び後片付け等の確認を受けるものとする。

(4) 敷地の共同使用

本工事施工期間中、下表に示す他の受注者と工事用敷地を共同使用する場合があるので、関係者と十分協議のうえ相互に支障のないよう施工しなければならない。

名称	工事名	共同使用する受注者名	摘要
御所沢ヤード	上信越自動車道 蓬平盛土工事	(株)フジタ	

5-2 工事用道路敷地の使用

(1) 位置及び面積

工事用道路敷地は、「位置図」及び下表のとおりとする。

番号	名称	面積	使用目的
⑥	沢山川橋 P 1 工事用道路	約 8 0 0 m ²	工事車両等施工に関わる車両の通行
⑦	沢山川橋 P 2 工事用道路	約 1 5 0 0 m ²	
⑧	清野橋工事用道路	約 1 0 0 m ²	
⑨	新神田川橋 P 1 工事用道路	約 5 0 m ²	
⑬	百々川橋 P 1 工事用道路	約 2 4 0 0 m ²	
⑭	百々川橋 P 2 工事用道路	約 2 3 0 0 m ²	
⑯	松川橋 P 1 工事用道路	約 1 5 0 0 m ²	
⑲	篠井川橋 P 1 工事用道路	約 3 0 0 m ²	

(2) 敷地の使用

本敷地は、発注者が借地し、受注者に無償で貸与するものとする。受注者は、この敷地について本工事を完成する目的以外に使用してはならない。本敷地の造成は本工事で実施するものとし、これら造成及び撤去に要する費用は関連する単価表の項目で支払うものとする。

(3) 敷地の原形復旧

原形復旧の範囲は、工事用道路で使用した仮設工作物、盛土材及び残材等の撤去及び基面の整形までとする。なお、受注者は原形復旧完了後監督員に通知し、整地及び後片付け等の確認を受けるものとする。

5-3 自工区内敷地の共同使用

下表に示す自工区内敷地については、以下に示す管理者と共同使用する場合があるので、関係者と十分協議のうえ相互に支障のないよう施工しなければならない。

名称	位置	面積	管理者	使用目的
綿内高架橋 資機材置場	長野県長野市若穂綿内字中田 (若穂高架橋 P 1 5 高架下付近)	約 3 5 0 m ²	東日本高速道路 (株) 長野工事事務所	資機材の 保管及び 搬出入

6. 土取場及び土砂仮置き場に関する事項

6-1 土取場

6-1-1 土取場の位置

土取場は「位置図」及び下表のとおりとする。

番号	名称	土取量（本工事）	土代金	補償費	摘要
①	入田橋土取場	約 5 0 0 m ³	無償	無償	
②	雨宮橋土取場	約 2 0 0 m ³	無償	無償	
③	高梨高架橋土取場	約 3 3 0 0 m ³	無償	無償	
④	豊洲高架橋土取場	約 7 0 0 m ³	無償	無償	

なお、これらに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含まれるものとし別途支払は行わないものとする。

6-1-2 土取場の施工計画

受注者は、土取場の使用に先立ち搬出時期・方法及び範囲等を記載した施工計画書を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

6-1-3 その他

受注者は、土取完了後監督員に通知し、整地及び後片付け等の確認を受けるものとする。

6-2 土砂仮置き場

6-2-1 土砂仮置き場の位置

土砂仮置き場は「位置図」及び下表のとおりとする。

番号	名称	盛土可能量	補償費	摘要
①	御所沢ヤード	3, 0 0 0 m ³	無償	掘削土仮置き場
②	沢山川橋 P 2 付近	5 0 0 m ³	無償	掘削土仮置き場
③	長野 C ランプ橋 P 1 付近	8 0 m ³	無償	掘削土仮置き場
④	東寺尾橋高架下	7 3 0 m ³	無償	掘削土仮置き場
⑤	保科川橋 A 2 付近	4 5 0 m ³	無償	掘削土仮置き場
⑥	春山高架橋高架下	1, 5 0 0 m ³	無償	掘削土仮置き場
⑦	豊洲高架橋高架下	8 5 0 0 m ³	無償	掘削土仮置き場 捨土掘削土砂搬出先
⑧	篠井川橋 P 1 付近	6 5 0 m ³	無償	掘削土仮置き場

なお、これらに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含まれるものとし別途支払は行わないものとする。

6-2-2 土砂仮置き場の共同使用

本工事施工期間中、下表に示す他の受注者と土砂仮置き場を共同使用する場合がありますので、関係者と十分協議のうえ相互に支障のないよう施工しなければならない。

番号	名称	工事名	共同使用する受注者名	摘要
①	御所沢ヤード	上信越自動車道 蓬平盛土工事	(株)フジタ	

6-2-3 土砂仮置き場の施工計画

受注者は、土砂仮置き場の施工に先立ち搬出時期・方法及び範囲等を記載した施工計画書を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

6-2-4 その他

受注者は、盛土及び原形復旧の完了後監督員に通知し、盛土土量及び後片付け等の確認を受けるものとする。

7. 関連施設その他との関係

共通仕様書 1-10 「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管

理者は、下表のとおりとする。

(1) 道路・鉄道関係

道路等名	道路等 管理者名	位置	摘要
町道B017号線	埴科郡坂城町	上信越自動車道 (K P 1 0 5. 1 付近)	御堂川橋
町道0286号線		上信越自動車道 (K P 1 0 5. 1 付近)	
町道0639号線		上信越自動車道 (K P 1 0 5. 1 ~ K P 1 0 5. 2 付近)	
町道0641号線		上信越自動車道 (K P 1 0 6. 5 付近)	入田橋
町道0168-2号線		上信越自動車道 (K P 1 0 6. 5 ~ K P 1 0 6. 6 付近)	
町道0159号線		上信越自動車道 (K P 1 0 6. 6 付近)	
市道5050号線	千曲市	上信越自動車道 (K P 1 1 9. 1 付近)	雨宮橋
沢山川左岸河川管理用道路	千曲建設事務所	上信越自動車道 (K P 1 2 0. 1 付近)	沢山川橋
国道403号	長野建設事務所	上信越自動車道 (K P 1 2 2. 1 付近)	清野橋
農道松代西262号線	長野市	上信越自動車道 (K P 1 2 2. 1 付近)	
農道松代西64号線		上信越自動車道 (K P 1 2 2. 1 付近)	
農道松代西32号線		上信越自動車道 (K P 1 2 3. 6 ~ K P 1 2 3. 7 付近)	新神田川橋
農道松代西264号線		上信越自動車道 (K P 1 2 3. 8 付近)	
農道松代西265号線		上信越自動車道 (K P 1 2 3. 8 付近)	
市道認定外道路		上信越自動車道 (K P 1 2 3. 7 付近)	
農道松代東358号線		上信越自動車道 (K P 1 2 4. 9 付近)	蛭川橋 長野Cランプ橋
市道認定外道路		上信越自動車道 (K P 1 2 4. 9 付近)	長野Cランプ橋
蛭川右岸河川管理用道路	長野建設事務所	上信越自動車道 (K P 1 2 5. 0 付近)	蛭川橋
国道403号		上信越自動車道 (K P 1 2 5. 3 付近)	東寺尾橋
市道松代東65号線	長野市	上信越自動車道 (K P 1 2 5. 3 ~ K P 1 2 5. 4 付近)	
農道松代東115号線		上信越自動車道 (K P 1 2 5. 4 付近)	
市道認定外道路		上信越自動車道 (K P 1 2 9. 5 付近)	赤野田川橋
農道若穂西47号線		上信越自動車道 (K P 1 2 9. 5 付近)	
市道認定外道路		上信越自動車道 (K P 1 3 0. 6 付近)	保科川橋
農道若穂東172号線		上信越自動車道 (K P 1 3 0. 7 付近)	
県道小出綿内停車場線	長野建設事務所	上信越自動車道 (K P 1 3 1. 1 付近)	若穂高架橋
市道若穂東467号線	長野市	上信越自動車道 (K P 1 3 1. 1 ~ K P 1 3 1. 2 付近)	
市道若穂東166号線		上信越自動車道 (K P 1 3 1. 2 付近)	
市道認定外道路		上信越自動車道 (K P 1 3 1. 2 付近)	

道路等名	道路等 管理者名	位置	摘要
市道若穂東 1 7 9 号線	長野市	上信越自動車道 (K P 1 3 1. 7 付近)	春山高架橋
市道田中天王山線		上信越自動車道 (K P 1 3 1. 8 付近)	
市道若穂東 2 3 4 号線		上信越自動車道 (K P 1 3 3. 1 付近)	綿内高架橋
市道若穂東 4 7 2 号線		上信越自動車道 (K P 1 3 3. 1 ~ K P 1 3 3. 3 付近)	
市道綿内駅十九ヶ塙線		上信越自動車道 (K P 1 3 3. 3 付近)	
市道若穂東 4 7 4 号線		上信越自動車道 (K P 1 3 3. 3 ~ K P 1 3 3. 4 付近)	
農道若穂東 8 4 号線		上信越自動車道 (K P 1 3 3. 4 付近)	
市道若穂東 2 5 4 号線		上信越自動車道 (K P 1 3 3. 4 ~ K P 1 3 3. 5 付近)	
市道若穂東 2 5 8 号線		上信越自動車道 (K P 1 3 3. 5 付近)	
上信越自動車道 須坂長野東 I C C ランプ	東日本高速道路 (株) 長野管理 事務所	上信越自動車道 (K P 1 3 4. 8 付近)	須坂橋
上信越自動車道 須坂長野東 I C D ランプ			
市道鶴畑砂間 4 号線	須坂市	上信越自動車道 (K P 1 3 6. 9 付近)	百々川橋
左岸側道管理用道路	須坂建設事務所	上信越自動車道 (K P 1 3 6. 9 付近)	
右岸側道管理用道路		上信越自動車道 (K P 1 3 7. 0 付近)	
市道高速道路側道 5 号線	須坂市	上信越自動車道 (K P 1 3 7. 1 付近)	
市道高梨中島線		上信越自動車道 (K P 1 3 7. 1 ~ K P 1 3 7. 3 付近)	
国道 4 0 6 号	須坂建設事務所	上信越自動車道 (K P 1 3 7. 4 付近)	高梨高架橋
市道割目 3 号線	須坂市	上信越自動車道 (K P 1 3 7. 4 ~ K P 1 3 7. 5 付近)	
市道高速道路側道 7 号線		上信越自動車道 (K P 1 3 7. 7 ~ K P 1 3 7. 8 付近)	
市道認定外道路		上信越自動車道 (K P 1 3 7. 8 付近)	
長野電鉄長野線	長野電鉄 (株)	上信越自動車道 (K P 1 3 7. 6 付近)	
市道相之島小島線	須坂市	上信越自動車道 (K P 1 3 9. 6 付近)	豊洲高架橋
市道高速道路側道 9 号線		上信越自動車道 (K P 1 3 9. 6 ~ K P 1 4 0. 2 付近)	
市道旧百々川 1 号線		上信越自動車道 (K P 1 4 0. 1 ~ K P 1 4 0. 2 付近)	
県道相之島高山線	須坂建設事務所	上信越自動車道 (K P 1 4 0. 3 付近)	
県道村山小布施停車場線		上信越自動車道 (K P 1 4 0. 3 付近)	

道路等名	道路等 管理者名	位置	摘要
市道小島北相之島線	須坂市	上信越自動車道（K P 1 4 0 . 5 付近）	豊洲高架橋
市道押堀川北沿 1 号線		上信越自動車道（K P 1 4 0 . 5 付近）	
市道高速道路側道 1 1 号線		上信越自動車道（K P 1 4 0 . 5 ～ K P 1 4 0 . 8 付近）	松川橋
市道豊島団地松川沿線		上信越自動車道（K P 1 4 0 . 8 付近）	松川橋
小布施町管理用道路	上高井郡小布施町	上信越自動車道（K P 1 4 1 . 0 付近）	
松川右岸河川管理用道路	須坂建設事務所	上信越自動車道（K P 1 4 1 . 0 ～ K P 1 4 1 . 3 付近）	
松川右岸河川管理用道路	千曲川河川事務所	上信越自動車道（K P 1 4 1 . 3 付近）	
町道 4 4 0 号線	上高井郡小布施町	上信越自動車道（K P 1 4 1 . 3 ～ K P 1 4 1 . 4 付近）	篠井川橋
町道 6 7 3 号線		上信越自動車道（K P 1 4 5 . 4 付近）	
市道立ヶ花 2 9 号線	中野市	上信越自動車道（K P 1 4 5 . 7 付近）	
上信越自動車道	東日本高速道路 (株) 長野管理 事務所	坂城 I C ～信州中野 I C	—
長野自動車道		麻績 I C ～更埴 J C T	—

(2) 規制関係

道路名	交通管理者名	摘要
町道 B 0 1 7 号線	長野県警察千曲警察署	御堂川橋
町道 0 6 3 9 号線		
町道 0 6 4 1 号線		入田橋
市道 5 0 5 0 号線		雨宮橋
沢山川左岸河川管理用道路		沢山川橋
国道 4 0 3 号	長野県警察長野南警察署	清野橋
農道松代西 2 6 2 号線		
農道松代西 6 4 号線		
市道認定外道路		新神田川橋
農道松代東 3 5 8 号線		蛭川橋
市道認定外道路		長野 C ランプ橋
蛭川右岸河川管理用道路		長野 C ランプ橋
国道 4 0 3 号		蛭川橋
市道松代東 6 5 号線		
農道松代東 1 1 5 号線		東寺尾橋
市道認定外道路	長野県警察長野中央警察署	赤野田川橋
農道若穂西 4 7 号線		
市道認定外道路		保科川橋
農道若穂東 1 7 2 号線		

道路名	交通管理者名	摘要
県道小出綿内停車場線	長野県警察長野中央警察署	若穂高架橋
市道若穂東4 6 7 号線		
市道若穂東1 6 6 号線		
市道認定外道路		
市道若穂東1 7 9 号線		春山高架橋
市道田中天王山線		
市道若穂東2 3 4 号線		綿内高架橋
市道若穂東4 7 2 号線		
市道綿内駅十九ヶ 塙線		
市道若穂東4 7 4 号線		
農道若穂東8 4 号線		
市道若穂東2 5 4 号線		
市道若穂東2 5 8 号線		
市道鶴畑砂間4 号線		長野県警察須坂警察署
左岸側道管理用道路		
右岸側道管理用道路		
市道高速道路側道5 号線		
市道高梨中島線		
国道4 0 6 号	高梨高架橋	
市道割目3 号線		
市道高速道路側道7 号線		
市道認定外道路		
市道相之島小島線	豊洲高架橋	
市道高速道路側道9 号線		
市道旧百々川1 号線		
県道相之島高山線		
県道村山小布施停車場線		
市道小島北相之島線		
市道押堀川北沿1 号線		
市道豊島団地松川沿線	松川橋	
小布施町管理用道路		
町道6 7 3 号線	篠井川橋	
市道立ヶ花2 9 号線		
上信越自動車道 (K P 1 0 4 . 6 ~ K P 1 3 4 . 8)	長野県警察高速道路交通警察隊	入田橋 沢山川橋 蛭川橋
長野自動車道 (K P 5 6 . 1 ~ K P 7 5 . 8)		
上信越自動車道 須坂長野東 I C Cランプ	長野県警察高速道路交通警察隊	須坂橋
上信越自動車道 須坂長野東 I C Dランプ		

(3) 河川・水路関係

河川等名	河川等管理者名	位置	摘要
一級河川 御堂川	千曲建設事務所	上信越自動車道 (K P 1 0 5 . 1 付近)	御堂川橋
水路	埴科郡坂城町	上信越自動車道 (K P 1 0 6 . 5 付近)	入田橋
準用河川 入田川	埴科郡坂城町	上信越自動車道 (K P 1 0 6 . 6 付近)	
一級河川 沢山川	千曲建設事務所	上信越自動車道 (K P 1 2 0 . 1 付近)	沢山川橋
準用河川 鳴海川	千曲市	上信越自動車道 (K P 1 2 0 . 2 付近)	
一級河川 神田川	長野建設事務所	上信越自動車道 (K P 1 2 3 . 7 付近)	新神田川橋
一級河川 蛭川		上信越自動車道 (K P 1 2 5 . 0 付近)	蛭川橋 長野Ｃランプ橋
普通河川 旧神田川	長野市	上信越自動車道 (長野ＩＣ Ｃ 1 2 0 付近)	長野Ｃランプ橋
一級河川 赤野田川	長野建設事務所	上信越自動車道 (K P 1 2 9 . 5 付近)	赤野田川橋
一級河川 保科川		上信越自動車道 (K P 1 3 0 . 7 付近)	保科川橋
用水路	長野市	上信越自動車道 (K P 1 3 1 . 1 付近)	若穂高架橋
用水路		上信越自動車道 (K P 1 3 1 . 8 付近)	春山高架橋
一級河川 百々川	須坂建設事務所	上信越自動車道 (K P 1 3 7 . 0 付近)	百々川橋
一級河川 八木沢川		上信越自動車道 (K P 1 4 0 . 2 付近)	豊洲高架橋
一級河川 松川		上信越自動車道 (K P 1 4 0 . 9 付近)	松川橋
一級河川 篠井川	北信建設事務所	上信越自動車道 (K P 1 4 5 . 5 付近)	篠井川橋
排水路	須坂建設事務所	上信越自動車道	
導水路	小布施土地改良区	(K P 1 4 5 . 4 付近)	

(4) 電力、通信施設関係

施設等名	施設等管理者名	位置	摘要
電力線	中部電力パワーグリッド(株)	上信越自動車道 (K P 1 0 5 . 1 付近 上り線)	御堂川橋 P 1 (架空線)
		上信越自動車道 (K P 1 0 5 . 2 付近 上り線)	御堂川橋 P 1 ～ P 5 (架空線)

施設等名	施設等管理者名	位置	摘要
電力線	中部電力パワーグリッド(株)	上信越自動車道 (K P 1 0 6. 5 付近 上り線)	入田橋 P 3 ~ P 4 (架空線)
		上信越自動車道 (K P 1 0 6. 6 付近 上り線)	入田橋 P 4 ~ P 6 (架空線)
		上信越自動車道 (K P 1 0 6. 7 付近 上り線)	入田橋 P 6 ~ P 7 (架空線)
		上信越自動車道 (K P 1 2 0. 1 付近 下り線)	沢山川橋 A 1 ~ P 1 (架空線)
		上信越自動車道 (K P 1 2 3. 6 付近 上り線)	新神田川橋 A 1 (架空線)
		上信越自動車道 (K P 1 3 1. 1 付近 上り線)	若穂高架橋 A 1 (架空線)
		上信越自動車道 (K P 1 3 1. 8 付近 上り線)	春山高架橋 P 6 ~ P 7 (架空線)
		上信越自動車道 (K P 1 3 1. 8 付近 上り線)	春山高架橋 A 2 (架空線)
		上信越自動車道 (K P 1 3 3. 4 付近 上り線)	綿内高架橋 P 1 4 (添架)
		上信越自動車道 (K P 1 3 3. 3 付近 下り線)	綿内高架橋 P 8 (添架)
		上信越自動車道 (K P 1 3 3. 4 付近 下り線)	綿内高架橋 P 1 4 (添架)
		上信越自動車道 (K P 1 3 3. 4 付近 下り線)	綿内高架橋 P 1 9 (添架)
		上信越自動車道 (K P 1 3 3. 4 付近 下り線)	綿内高架橋 P 8 ~ P 1 9 (添架)
		上信越自動車道 (K P 1 3 7. 4 付近 上り線)	高梨高架橋 A 1 (架空線)
		上信越自動車道 (K P 1 3 7. 4 付近 下り線)	高梨高架橋 A 1 ~ P 1 (架空線)
		上信越自動車道 (K P 1 3 7. 5 付近 上下線)	高梨高架橋 P 5 ~ P 6 (架空線)
		上信越自動車道 (K P 1 4 0. 7 付近 上り線)	松川橋 A 1 側工事 用道路 (架空線)
		上信越自動車道 (K P 1 4 1. 4 付近 上下線)	松川橋 A 2 側工事 用道路 (架空線)
		上信越自動車道 (K P 1 4 5. 4 付近 上り線)	篠井川橋 A 1 (架空線)
		上信越自動車道 (K P 1 4 5. 7 付近 下り線)	篠井川橋 P 3 ~ P 5 (架空線)

施設等名	施設等管理者名	位置	摘要
I N C長野ケーブルテレビ	(株) インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ	上信越自動車道 (K P 1 2 2. 1 付近 下り線)	清野橋 A 2 (架空線及び添架)
		上信越自動車道 (K P 1 2 5. 3 付近 上下線)	東寺尾橋 A 1 (架空線)
通信線	N T T 東日本(株)	上信越自動車道 (K P 1 2 5. 3 付近 上下線)	東寺尾橋 A 1 (架空線)
		上信越自動車道 (K P 1 3 7. 5 付近 上下線)	高梨高架橋 P 5 ~ P 6 (架空線)
		上信越自動車道 (K P 1 3 7. 4 付近 下り線)	高梨高架橋 A 1 ~ P 1 (架空線)
		上信越自動車道 (K P 1 4 1. 4 付近 上下線)	松川橋 A 2 側工事用道路 (架空線)
		上信越自動車道 (K P 1 4 5. 6 付近 上下線)	篠井川橋 P 2 ~ P 3 (架空線)
		上信越自動車道 (K P 1 4 5. 7 付近 下り線)	篠井川橋 P 3 ~ P 5 (架空線)
光通信ケーブル	K D D I (株) 東日本高速道路(株)	全工事範囲	埋設及び添架
メタル通信・電源ケーブル	東日本高速道路(株)	全工事範囲	埋設及び添架

(5) ガス、水道、下水施設関係

施設等名	施設等管理者名	位置	摘要
ガスパイプライン	(株) I N P E X パイプライン	上信越自動車道 (K P 1 3 1. 1 ~ K P 1 3 1. 2 付近)	若穂高架橋 A 1 ~ A 2
		上信越自動車道 (K P 1 3 1. 8 付近)	春山高架橋 P 1 ~ P 8
		上信越自動車道 (K P 1 3 7. 7 ~ K P 1 3 7. 8 付近)	高梨高架橋 P 1 7 ~ P 2 1
		上信越自動車道 (K P 1 3 9. 6 ~ K P 1 4 0. 1 付近)	豊洲高架橋 A 1 ~ P 2 6
都市ガス	長野都市ガス (株)	上信越自動車道 (K P 1 3 7. 7 ~ K P 1 3 7. 8 付近)	高梨高架橋 P 1 7 ~ P 2 1
上水道	長野市	上信越自動車道 (K P 1 2 5. 3 ~ K P 1 2 5. 4 付近)	東寺尾橋 P 1 ~ P 4

施設等名	施設等管理者名	位置	摘要
上水道	須坂市	上信越自動車道 (K P 1 3 9 . 6 付近)	豊洲高架橋 P 1

(6) 高架下占用施設関係

施設等名	施設等管理者名	位置	摘要
高架下公園・運動場	長野市	上信越自動車道 (K P 1 3 3 . 1 付近)	綿内高架橋

上表（２）の高速道路等の交通規制に必要な協議（道路交通法第８０条に基づく協議）については、原則として発注者が行うものとする。

上表（４）、（５）の撤去移設等（仮移設を含む）の取扱いについては、本特記仕様書１７－５、１７－６によるものとする。ただし、受注者の施工上の理由から別途移設を行う場合は、受注者の負担にて行うものとする。なお、この場合、事前に移設計画を監督員宛に提出し、確認を得るものとする。

上表（６）の撤去移設等（仮移設を含む）の取扱いについては、別途発注者が実施する管理者との協議に基づき指示するものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。

受注者は、上表以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

８．工期に関する事項

８－１ 余裕期間

本工事は、共通仕様書１－１２「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手期限までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者または監理技術者を設置することは要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から６０日間（まで）

８－２ 猛暑対策に係る工期・施工時間帯の変更について

本工事は、猛暑対策を目的に、受注者が実際に作業中止した日数について、工事請負契約書第２２条（受注者の請求による工期の延長）に基づき工期の変更を行うことができるものとする。

猛暑（熱中症）対策を目的とした作業中止に関する事項を含めた施工計画書を監督員に提出のうえで、工期の変更が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、中止した作業が当該工事の工期に影響を及ぼす作業である場合のみ協議できるものとし、請負代金額は変更しないものとする。

また、猛暑時間における現場施工の回避を目的として、早朝・夜間施工に関わる交通管理者や地元への施工時間帯に関する協議が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、猛暑時間における現場施工を回避した場合においても、請負代金額は変更しないものとする。

８－３ 社会情勢の変化に伴う工期の協議

受注者は、社会情勢の変化に伴う建設資材調達環境の変動等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が必要と判断した場合は、契約書第22条に基づき発注者へ工期の延長を請求することができる。この場合において、受注者は、当該事由が受注者の責に拠らず、かつ工程に実質的な影響を及ぼすことが客観的に確認できる資料を監督員に提出するものとする。

9. 作業日及び作業期間に関する事項

9-1 作業期間

共通仕様書1-13「作業日」の規定による他、下表に示す期間は作業を行ってはならない。

やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、事前にその理由を監督員に連絡するものとする。

期間（予定）	区間	摘要
毎年12月上旬～翌年2月下旬の90日間	須坂長野東ICランプ内	須坂橋P1、P2橋脚 施工時の高速道路等の 交通規制を伴う工事
毎年 4月下旬～5月上旬の14日間	全工事区間	高速道路等の交通規制 を伴う工事
毎年 8月中旬～8月下旬の14日間		
毎年12月下旬～翌年1月上旬の14日間		

なお、記載している期間は現時点での予定であり、詳細については別途監督員から指示するものとする。

9-2 河川内工事における施工時期

各河川区域内における施工については、下表の期間中に行うものとする。

構造物名	期 間	摘 要
御堂川橋 P1橋脚	毎年11月 1日～翌年5月31日	非出水期（※1）
入田橋 P7橋脚	毎年11月 1日～翌年5月31日	非出水期（※2）
沢山川橋 P1橋脚	毎年11月15日～翌年5月20日	非出水期（※1）
沢山川橋 P2橋脚	毎年11月 1日～翌年5月31日	非出水期（※1）
新神田川橋 P1橋脚	毎年11月 1日～翌年5月31日	非出水期（※1）
蛭川橋 P2橋脚	毎年11月 1日～翌年5月31日	非出水期（※1）
長野Cランプ橋 P2橋脚	毎年11月 1日～翌年5月31日	非出水期（※1）
赤野田川橋 P2橋脚	毎年11月 1日～翌年5月31日	非出水期（※1）
保科川橋 P2橋脚	毎年11月 1日～翌年5月31日	非出水期（※1）
百々川橋 P1橋脚、P2橋脚	毎年11月 1日～翌年5月31日	非出水期（※1）
松川橋 P1橋脚、P2橋脚	毎年11月 1日～翌年5月31日	非出水期（※1）
篠井川橋 P1橋脚、P2橋脚	毎年11月 1日～翌年5月31日	非出水期（※1）

（※1）非出水期で実施しなければならない作業は河川区域内の掘削を伴う作業及び工事用道路を構築・利用する作業とし、それ以外の作業は出水期でも行えるものとする。なお、その場合であっても大雨等により河川管理者及び監督員の指示があった場合は足場等の仮設物を一時撤去しなければならない。

（※2）非出水期で実施しなければならない作業は河川上に工事用道路を構築する作業とし、工事用道路完成後の工事用道路の利用は出水期でも行えるものとする。

なお、上記（※1、※2）の期間には準備・片付けの作業を含むものとする。

9-3 砂防指定地における施工時期

各河川区域内における施工については、下表の期間中に行うものとする。

構造物名	期 間	摘 要
御堂川橋 P1 橋脚	毎年11月 1日～翌年5月31日	非出水期（※1）

（※1）非出水期で実施しなければならない作業は河川区域内の掘削を伴う作業及び工事用道路を構築・利用する作業とし、それ以外の作業は出水期でも行えるものとする。なお、その場合であっても大雨等により河川管理者及び監督員の指示があった場合は足場等の仮設物を一時撤去しなければならない。

なお、上記（※1）の期間には準備・片付けの作業を含むものとする。

9-4 水路近接工事における施工時期

各水路箇所における施工については、下表の期間中に行うものとする。

構造物名	期間	摘要
入田橋 P3 橋脚付近水路	毎年 8月1日～翌年5月31日	非雨季 道路排水を水路に放流する場合
春山高架橋 P7 橋脚付近用水路	毎年10月1日～翌年3月31日	非農耕期 水路の機能を停止する場合
篠井川橋 P1 橋脚付近導水路	毎年10月1日～翌年4月28日	非農耕期

9-5 高速道路等の交通規制可能時間

施工区間における交通規制の区分による規制可能時間帯は、下表に示すとおりとする。ただし、交通規制による著しい渋滞の発生若しくはその恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時等により、監督員が規制の解除（工事中止）を指示した場合、また、監督員より規制可能時間帯の変更について指示した場合は、受注者はこれに従うものとする。

（1）上信越自動車道

上下別	施工区間	1車線規制 可能時間帯	路肩規制 可能時間帯
上	信州中野IC～須坂長野東IC	終日可能	終日可能
	須坂長野東IC～長野IC		
	長野IC～更埴JCT	11:00～16:00及び 19:00～翌6:00	11:00～16:00及び 19:00～翌6:00
	更埴JCT～坂城IC	終日可能	終日可能
	更埴JCT～麻績IC		
下	麻績IC～更埴JCT	終日可能	終日可能
	坂城IC～更埴JCT		
	更埴JCT～長野IC	8:00～15:00及び 19:00～翌6:00	8:00～15:00及び 19:00～翌6:00
	長野IC～須坂長野東IC	終日可能	終日可能
ランプ	須坂長野東IC C・Dランプ	—	終日可能

9-6 一般道の交通規制及び通行止め

下表に示すとおり、道路管理者との協議に基づき一般道において交通規制及び通行止めを予定している。また、交通規制及び通行止めの時期、時間帯及び回数は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし、受注者はこれに従わなければならない。なお、一般道の交通規制及び通行止めに関する費用は、諸経費に含むものとする。

(1) 交通規制（片側交互通行規制）

道路名	時期	片側交互通行規制 可能時間帯	摘要
町道B017号線	工事期間中	9:00～17:00	御堂川橋 A1
町道0641号線	工事期間中	9:00～17:00	入田橋 P4
市道5050号線	工事期間中	終日	雨宮橋 A1、P1
県道小出綿内停車場線	工事期間中	9:00～16:30	若穂高架橋 A1
市道若穂東467号線	工事期間中	9:00～16:30	若穂高架橋 P1、P2
市道田中天王山線	工事期間中	9:00～16:30	春山高架橋 A2
国道406号	工事期間中	9:00～16:00	高梨高架橋 A1
市道割目3号線	工事期間中	9:00～16:00	高梨高架橋 P1
市道相之島小島線	工事期間中	9:00～17:00	豊洲高架橋 A1
県道村山小布施停車場線	工事期間中	9:00～17:00	豊洲高架橋 P32
市道小島北相之島線	工事期間中	9:00～17:00	豊洲高架橋 P41

(2) 歩道通行止め

道路名	時期	歩道規制 可能時間帯	摘要
国道403号	工事期間中	終日	清野橋 P4、A2
	工事期間中	終日	東寺尾橋 A1
市道相之島小島線	工事期間中	終日	豊洲高架橋 P1
県道相之島高山線	工事期間中	終日	豊洲高架橋 P31
県道村山小布施停車場線	工事期間中	終日	豊洲高架橋 P32

(3) 通行止め

道路名	時期	通行止め 可能時間帯	摘要
町道0639号線	工事期間中	終日	御堂川橋
農道松代西262号線	工事期間中	終日	清野橋
農道松代西64号線	工事期間中	9:00～17:00	
市道認定外道路	工事期間中	終日	新神田川橋（A1側）
市道認定外道路	工事期間中	終日	新神田川橋（A2側）
農道松代東358号線	工事期間中	終日	蛭川橋・長野Cランプ橋
市道認定外道路	工事期間中	終日	長野Cランプ橋
蛭川右岸河川管理用道路	工事期間中	終日	蛭川橋
市道松代東65号線	工事期間中	9:00～17:00	東寺尾橋
市道認定外道路	工事期間中	終日	赤野田川橋
農道若穂西47号線	工事期間中	終日	
市道認定外道路	工事期間中	終日	保科川橋

道路名	時期	通行止め 可能時間帯	摘要
農道若穂東 1 7 2 号線	工事期間中	終日	
市道認定外道路	工事期間中	終日	若穂高架橋
市道若穂東 1 7 9 号線	工事期間中	終日	春山高架橋
市道若穂東 2 3 4 号線	工事期間中	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	綿内高架橋
市道若穂東 4 7 2 号線	工事期間中	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	
市道綿内駅十九ヶ塙線	工事期間中	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	
市道若穂東 4 7 4 号線	工事期間中	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	
農道若穂東 8 4 号線	工事期間中	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	綿内高架橋
市道若穂東 2 5 4 号線	工事期間中	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	
市道若穂東 2 5 8 号線	工事期間中	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	
市道鶴畑砂間 4 号線	工事期間中	終日	
左岸側道管理用道路	工事期間中	終日	百々川橋
右岸側道管理用道路	工事期間中	終日	
市道高速道路側道 5 号線	工事期間中	終日	
市道高梨中島線	工事期間中	終日	
市道高速道路側道 7 号線	工事期間中	終日 (※ 1)	高梨高架橋
市道認定外道路	工事期間中	終日	
市道高速道路側道 9 号線	工事期間中	終日 (※ 1)	豊洲高架橋
市道旧百々川 1 号線	工事期間中	終日	
市道押堀川北沿 1 号線	工事期間中	終日	
市道豊島団地松川沿線	工事期間中	終日	松川橋
小布施町管理用道路	工事期間中	終日	
町道 6 7 3 号線	工事期間中	終日	篠井川橋
市道立ヶ花 2 9 号線	工事期間中	終日	

(※ 1) 車両通行止めとし、歩行者用通路は確保するものとする。

10. 関連工事に関する事項

契約書第 2 条に規定する発注者または他の機関の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。

工事名	主な関連 事項	予定工期	施行主体	受注者名
長野管内 道路保全工事業務	工事区間 の重複	通年	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	(株)ネクスコ・ メンテナンス 関東
長野管内 施設保全工事業務	工事区間 の重複	通年	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	(株)ネクスコ 東日本エンジ ニアリング
令和 8 年度 長野管理事務所管内 アンカー健全度評価 業務	工事区間 の重複	令和 8 年 7 月 1 日 ～令和 9 年 9 月 3 0 日	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	(株)ネクスコ 東日本エンジ ニアリング

工事名	主な関連 事項	予定工期	施行主体	受注者名
上信越自動車道 長野管内（西）舗装 補修工事	工事区間 の重複	令和7年5月27日 ～令和10年5月10日	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	三井住健道路 (株)
上信越自動車道 長野管理事務所管内 （東）舗装補修工事	工事区間 の重複	未定	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	未定
長野自動車道 長谷トンネル非常用 設備更新工事	工事区間 の重複	令和7年7月25日 ～令和10年2月9日	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	ホーチキ(株)
上信越自動車道 太郎山トンネル換気 設備更新工事	工事区間 の重複	令和8年2月6日 ～令和10年9月22日	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	ホーチキ(株)
長野自動車道 稲荷山トンネル受配 電設備更新工事	工事区間 の重複	未定	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	未定
上信越自動車道 屋代スマートＩＣ電 気設備工事	工事区間 の重複	未定	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	未定
上信越自動車道 日暮山トンネル照明 設備更新工事	工事区間 の重複	令和6年11月8日 ～令和10年7月19日	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	協栄電気工業 (株)
長野自動車道 一本松トンネル照明 設備更新工事	工事区間 の重複	未定	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	未定
上信越自動車道 長野ＩＣ可変式道路 情報板設備更新工事	工事区間 の重複	令和6年10月29日 ～令和9年6月15日	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	コイト電工 (株)
上信越自動車道 蓬平盛土工事	工事区間 の重複	令和7年4月16日 ～令和10年10月26 日	東日本高速道路(株) 長野工事事務所	(株)フジタ
上信越自動車道 若穂スマートＩＣ工 事	工事区間 の重複	未定	東日本高速道路(株) 長野工事事務所	未定
上信越自動車道 屋代スマートＩＣ 工事	工事区間 の重複	未定	東日本高速道路(株) 長野工事事務所	未定
上信越自動車道 片山トンネル（下り 線）補強工事	工事区間 の重複	未定	東日本高速道路(株) 長野工事事務所	未定
長野自動車道 一本松トンネル（上 り線）北補強工事	工事区間 の重複	令和7年4月5日 ～令和13年4月3日	東日本高速道路(株) 長野工事事務所	(株)大林組

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者名
長野自動車道 犀川橋耐震補強工事	工事区間の重複	令和8年1月31日 ～令和10年12月5日	東日本高速道路(株) 長野工事事務所	ショーボンド 建設(株)
長野自動車道 山崎高架橋耐震補強 工事	工事区間の重複	令和8年5月16日 ～令和11年8月27日	東日本高速道路(株) 長野工事事務所	SMCシビル テクノス(株)
長野自動車道 佐野高架橋耐震補強 工事	工事区間の重複	未定	東日本高速道路(株) 長野工事事務所	未定
長野自動車道 安曇野北インターチ ェンジランプ橋（鋼 上部工）工事	工事区間の重複	未定	東日本高速道路(株) 長野工事事務所	未定

なお、記載している工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。

この他に長野管理事務所で行う規制調整会議（毎週木曜日）に出席し、当該工事の規制に関連する工事及び受注者と調整するものとする。

1 1. 初期点検の実施

受注者は、共通仕様書 1-17-3「初期点検」に従って初期点検を行い、点検カルテ等必要な調書を作成し監督員へ提出しなければならない。

1 1-1 初期点検の対象構造物

共通仕様書 1-17-3「初期点検」の規定に基づき初期点検する対象構造物は、（土工構造物、橋梁）とする。

1 2. 工程表及び履行報告に関する事項

共通仕様書 1-19-2「工程表の提出」及び 1-19-3「履行報告」に規定する工程表（様式-1）の記入方法は次のとおりとし、工事履行報告書（様式-2）と合わせて提出するものとする。なお、着工日前の余裕期間にあつては、報告不要とする。

（1）共通仕様書 1-19-2「工程表の提出」に規定する工程表

- 1）準備工・後片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- 2）準備工・後片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（％）を記入する。
- 3）右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。
- 4）工程表に示す項目は下表のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
御堂川橋	御堂川橋にて対象となる契約項目
入田橋	入田橋にて対象となる契約項目
雨宮橋	雨宮橋にて対象となる契約項目

沢山川橋	沢山川橋にて対象となる契約項目
清野橋	清野橋にて対象となる契約項目
新神田川橋	新神田川橋にて対象となる契約項目
蛭川橋	蛭川橋にて対象となる契約項目
長野Ｃランプ橋	長野Ｃランプ橋にて対象となる契約項目
東寺尾橋	東寺尾橋にて対象となる契約項目
赤野田川橋	赤野田川橋にて対象となる契約項目
保科川橋	保科川橋にて対象となる契約項目
若穂高架橋	若穂高架橋にて対象となる契約項目
春山高架橋	春山高架橋にて対象となる契約項目
綿内高架橋	綿内高架橋にて対象となる契約項目
須坂橋	須坂橋にて対象となる契約項目
百々川橋	百々川橋にて対象となる契約項目
高梨高架橋	高梨高架橋にて対象となる契約項目
豊洲高架橋	豊洲高架橋にて対象となる契約項目
松川橋	松川橋にて対象となる契約項目
篠井川橋	篠井川橋にて対象となる契約項目
雑工	断面修復工、コンクリート表面処理工、はく落防止対策工、表面保護工、交通規制工、交通保安要員、鉄道保安要員

(2) 共通仕様書 1-19-3 「履行報告」に規定する工程表

前項、工程表に次の事項を記入し報告するものとする。

- 1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する。
- 2) 計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

1.3. 工事用道路に関する事項

1.3-1 工事用道路の指定

共通仕様書 1-22-1 「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、「位置図」、「工事用道路経路図」及び下表のとおりとする。

番号	路線名または場所	片側車線 巾員	延長	路面	用地	使用開 始時期	施工者	備考
①	御堂川右岸河川管理用道 路	3． 0 m (全巾)	4 0 m	砂利	無償	—	—	既設
②	町道 0 6 3 9 号線	3． 5 m (全巾)	1 3 0 m	舗装	無償	—	—	既設
③	町道 0 2 8 6 号線	3． 5 m	2， 0 0 0 m	舗装	無償	—	—	既設
	町道 0 6 3 9 号線	4． 0 m (全巾)						
	町道 0 6 4 0 号線							
	町道 0 6 4 1 号線							
	町道 0 1 6 7 号線							

番号	路線名または場所	片側車線 巾員	延長	路面	用地	使用開始 時期	施工者	備考
④	町道 0 1 6 8 - 2 号線	3. 5 m (全巾)	2 0 0 m	舗装	無償	—	—	既設
⑤	入田橋 P 7 工事用道路	4. 0 m (全巾)	6 0 m	砂利	無償	—	本工事	新設
⑥	沢山川橋 P 1 工事用道路	2. 8 m (全巾)	6 0 m	砂利	無償	—	本工事	新設
⑦	沢山川橋 P 2 工事用道路	3. 8 m (全巾)	3 6 0 m	碎石	無償	—	本工事	新設
⑧	農道松代西 2 6 2 号線	3. 0 m (全巾)	6 0 m	舗装	無償	—	—	既設
	清野橋工事用道路	3. 0 m (全巾)		砂利	無償	—	本工事	新設
⑨	農道松代西 3 2 号線	3. 7 m (全巾)	1 7 0 m	舗装	無償	—	—	既設
	市道認定外道路	4. 0 m (全巾)		砂利	無償	—	—	既設
	新神田川橋 P 1 工事用道路	3. 0 m (全巾)		砂利	無償	—	本工事	新設
⑩	農道松代西 2 6 4 号線	3. 0 m (全巾)	2 2 0 m	砂利	無償	—	—	既設
	農道松代西 2 6 5 号線	5. 0 m (全巾)		舗装	無償	—	—	既設
	市道認定外道路	3. 5 m (全巾)		砂利	無償	—	—	既設
⑪	須坂橋起点側工事用道路	2. 5 m (全巾)	4 0 m	砂利	無償	—	本工事	新設
⑫	須坂橋終点側工事用道路	2. 5 m (全巾)	4 0 m	砂利	無償	—	本工事	新設
⑬	百々川橋 P 1 工事用道路	4. 0 m (全巾)	2 5 0 m	砂利	無償	—	本工事	新設
⑭	百々川橋 P 2 工事用道路	4. 0 m (全巾)	1 1 0 m	砂利	無償	—	本工事	新設
⑮	市道高速道路側道 1 1 号線	2. 5 m (全巾)	3 5 0 m	舗装	無償	—	—	既設
	市道豊島団地松川沿線	4. 0 m (全巾)		砂利	無償	—	—	既設
⑯	松川橋 P 1 工事用道路	4. 0 m (全巾)	2 3 0 m	砂利	無償	—	本工事	新設
⑰	町道 4 4 0 号線	6. 5 m (全巾)	5 0 0 m	舗装	無償	—	—	既設

番号	路線名または場所	片側車線 巾員	延長	路面	用地	使用開始 時期	施工者	備考
⑰	松川右岸河川管理用道路	3. 6 m (全巾)	5 0 0 m	舗装	無償	—	—	既設
	松川右岸斜路	3. 6 m (全巾)		砂利	無償	—	—	既設
⑱	小布施町管理用道路	3. 0 m (全巾)	6 0 m	舗装	無償	—	—	既設
⑲	篠井川橋 P 1 工事用道路	5. 0 m (全巾)	2 0 m	砂利	無償	—	本工事	新設

1 3 - 2 工事用道路の使用条件

前項の工事用道路の使用条件は以下のとおりとする。

番号	路線名または場所	土運搬 可能時間	資機材搬入出 作業可能時間	土曜日、日曜日及び 祝祭日の使用及び時間	散水・清掃 等の維持
①	御堂川右岸河川管理用道路	終日	終日	可	不要
②	町道 0 6 3 9 号線	終日	終日	可	不要
③	町道 0 2 8 6 号線 町道 0 6 3 9 号線 町道 0 6 4 0 号線 町道 0 6 4 1 号線 町道 0 1 6 7 号線	8:00～18:00	8:00～18:00	不可	不要
④	町道 0 1 6 8 - 2 号線	8:00～18:00	8:00～18:00	不可	不要
⑤	入田橋 P 7 工事用道路	8:00～18:00	8:00～18:00	不可	不要
⑥	沢山川橋 P 1 工事用道路	終日	終日	可	不要
⑦	沢山川橋 P 2 工事用道路	終日	終日	可	不要
⑧	農道松代西 2 6 2 号線 清野橋工事用道路	終日	終日	可	不要
⑨	農道松代西 3 2 号線 市道認定外道路 新神田川橋 P 1 工事用道路	終日	終日	可	不要
⑩	農道松代西 2 6 4 号線 農道松代西 2 6 5 号線 市道認定外道路	終日	終日	可	不要
⑪	須坂橋起点側工事用道路	終日	終日	可	不要
⑫	須坂橋終点側工事用道路	終日	終日	可	不要
⑬	百々川橋 P 1 工事用道路	終日	終日	可	不要
⑭	百々川橋 P 2 工事用道路	終日	終日	可	不要
⑮	市道高速道路側道 1 1 号線 市道豊島団地松川沿線	終日	終日	可	不要
⑯	松川橋 P 1 工事用道路	終日	終日	可	不要

番号	路線名または場所	土運搬 可能時間	資機材搬入出 作業可能時間	土曜日、日曜日及び 祝祭日の使用及び時間	散水・清掃 等の維持
⑰	町道４４０号線 松川右岸河川管理用道路 松川右岸斜路	終日	終日	可	不要
⑱	小布施町管理用道路	終日	終日	可	不要
⑲	篠井川橋Ｐ１工事用道路	終日	終日	可	不要

散水・清掃等の維持に要する費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。

なお、補修の必要が生じ監督員が指示した場合は、その指示に従わなければならない。これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

１３－３ 工事用道路の共同使用

本特記仕様書１３－１「工事用道路の指定」に示す工事用道路のうち、共通仕様書１－２２－５「工事用道路等の共同使用」に規定する工事用道路は、下表のとおりとする。

番号	工事名	受注者
②	上信越自動車道 蓬平盛土工事	(株)フジタ

１４．工事用材料に関する事項

１４－１ ウォータージェット工法に使用する水

ウォータージェット工法に使用する水については、清水（水道水）とし受注者が準備するものとするが、下表に示す連絡等施設内の当社給水設備より給水できるものとし、当社給水設備より給水する場合は有償とする。なお、これに要する費用については、関連する単価に含まれるものとし別途支払は行わないものとする。

連絡等施設名	単価（税抜）
更埴ＩＣ外プラーザ 長野ＩＣ内プラーザ	２２７円/ｍ³

上表に示す単価は現時点の単価であり、変更する場合がある。

１４－２ 材料調達に伴う変更

本工事の、「仮設材（鋼材）」については、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式１２）を提出のうえ監督員と協議するものとする。また、協議の結果、監督員が指示した場合は、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式１３）を監督員へ提出するものとし、その費用について監督員と受注者とで協議により定めるものとする。なお、受注者の都合で調達した資材は協議対象としないものとする。

単価表の項目	資材名	規格
構造物掘削（特殊部）	仮設材（ライナープレート）	t＝2.7mm φ9500mm
		t＝2.2mm R3150mm
		t＝2.7mm B2709mm×L10442mm
		t＝2.7mm R3750mm
		t＝2.7mm φ7500mm

単価表の項目	資材名	規格
構造物掘削（特殊部）	仮設材（ライナープレート）	t = 2.7mm R 3000mm
		t = 2.7mm φ 8500mm
		t = 2.7mm φ 8000mm
		t = 2.7mm R 4250mm
		t = 2.7mm φ 8300mm
		t = 2.7mm φ 8700mm
		t = 2.7mm φ 10100mm
		t = 2.7mm B 6046mm × L 6203mm
	仮設材（H形鋼）	H 200 × 200
		H 250 × 250
		H 300 × 300
		H 400 × 400

1 4 - 3 社会情勢の変化に伴う費用の協議

1 4 - 3 - 1 ナフサを由来とする建設資材における対応

受注者は、供給制約や流通経路の混乱等により入手が困難となっているナフサ由来の建設資材（以下「調達検討資材」という。）について、代替資材を調達する場合、流通経路を見直して調達する場合、又は流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合において、請負代金額の変更が必要となるときは、監督員に協議できるものとし、下表に示す資料を提出するものとする。

番号	協議資料
①	調達検討資材がナフサ由来であることが確認できる資料
②	使用予定であった調達検討資材が調達できなくなった時期及び理由が証明できる資料
③	既に調達している調達検討資材の価格及び調達数量の取引実績が確認できる資料
④	調達する予定の調達検討資材の価格及び調達数量が確認できる資料

上記資料により監督員が請負代金額の変更を必要と認めた場合、受注者は、調達に要した証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとする。調達検討資材の価格変動に要する費用については、監督員と受注者との協議により定めるものとする。

なお、調達検討資材として取り扱った建設資材は、契約書第 26 条の適用対象外とする。

1 4 - 3 - 2 原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇における対応

受注者は、1 4 - 3 - 1 「ナフサを由来とする建設資材における対応」において調達検討資材として取り扱ったものを除き、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇により請負代金額の変更が必要と判断した場合は、契約書第 26 条に基づき発注者に協議するものとする。

1 4 - 3 - 3 環境配慮型コンクリートの活用について

本工事は、道路脱炭素化基本方針（令和 7 年 10 月 1 日 国土交通大臣）に基づき、道路の脱炭素化を計画的に推進するために当社が策定した「NEXCO 東日本 道路脱炭素化推進計画（令和 8 年 3 月）」や「NEXCO 東日本グループ カーボンニュートラル推進戦略（令和 6 年 6 月）」における 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた取組みとして、受注者からの提案により環境配慮型コンクリートの導入ができる工事である。受注者は、契約後に発注者へ当初工事契約金額の 1 % 以下（諸経費含む）の範囲内で提案を行うものとし、提案内容は環境配慮型コンクリート設計・施工管理要領（低炭素型コンクリート編）（令和 8 年 7 月 東日本高速道路株式会社）2-1 環境配慮型コンクリート製品の適用性の確認に基づく技術資料の提出とともに発注者と協議を行い、協議が整った場合にその環境配慮型コンクリートの適用と施工を行うことができるものとする。

15. 支給材料及び貸与品に関する事項

15-1 貸与品

契約書第15条第1項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に資機材を使用してはならない。

なお、資機材の使用は無償とするが、機械類の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

品名	規格等	数量	引渡し場所	貸与期間
標識車	2 t	—	—	工事期間中
矢印板、ラバコン、規制標識、保安ロボット	設計図による	1 式	綿内高架橋 資機材置場	
標識等安全施設		1 式		
防護車両		—	—	

数量を「—」表記としているものは貸与不可のものとなるため、受注者にて用意するものとし、これに要する費用は関連する単価項目に含むものとする。

16. 残存物件の処理に関する事項

16-1 発生する残存物件と引渡し方法

本工事で発生する残存物件及び引渡し方法等は下表のとおりとする。なお、残存物件を引渡す場合は、残存物件調書（様式-3）を提出するとともに、その数量の確認を受けるものとする。

品名	寸法等	数量	単位	引渡し方法
排水管	V P 管	3 1 4 . 4	m	発注者に引渡し ※引渡し場所（位置） 撤去時の各橋梁下
取付金具	排水管用	7 5 . 0	個	発注者に引渡し ※引渡し場所（位置） 撤去時の各橋梁下
検査路	手摺り、歩廊、 ブラケット、ステップ、梯子	5 . 9	t	発注者に引渡し ※引渡し場所（位置） 撤去時の各橋梁下
通信管路	S C 5 0 ・ V E 5 4	4 . 1	m	発注者に引渡し ※引渡し場所（位置） 撤去時の各橋梁下
耐震連結装置	—	1 2 . 6	t	発注者に引渡し ※引渡し場所（位置） 撤去時の各橋梁下
ライナープレート	ライナープレート、調整リング	1 8 . 0	箇所	発注者に引渡し ※引渡し場所（位置） 撤去時の各橋梁下

品名	寸法等	数量	単位	引渡し方法
コルゲートパイプ	φ 1 2 5 0	1 7 . 0	m	発注者に引渡し ※引渡し場所（位置） 撤去時の各橋梁下
	φ 1 5 0 0	1 7 . 0	m	
水平補剛材	—	9 0 . 2	k g	発注者に引渡し ※引渡し場所（位置） 撤去時の各橋梁下
サイドブロック	S C 4 5 0	2 0 6 . 7	k g	発注者に引渡し ※引渡し場所（位置） 撤去時の各橋梁下

なお、これらに要する費用は関連項目の契約単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。

1 6 - 2 残存物件の売却処分について

監督員の指示により、本特記仕様書 1 6 - 1 「発生する残存物件と引渡し方法」で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。この場合は、受注者はその指示に従うものとし、残存物件の売却額については監督員と受注者とで別途協議し定めるものとする。

1 7 . 保安に関する事項

1 7 - 1 安全管理の強化

1 7 - 1 - 1 第三者被害を想定した重大事故防止の取組み

(1) 定義

第三者被害を想定した重大事故防止の取組みとは、第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。

項目	内容
第三者被害が想定される事故	○第三者の死傷事故 ○仮設材（橋梁架設ベント、仮栈橋の部材、足場等）の倒壊・転倒
第三者被害が想定される事故	○住宅・道路等での近接作業による大型重機等の転倒 ○吊足場からの足場部材・資材の落下 ○資機材運搬時の一般道路等への落下 ○光通信ケーブル等埋設物等の損傷による影響 ○工事に起因した家屋等の倒壊
供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故	○橋桁、足場等の落下等による高速道路本線・交差道路の通行止めの発生及び短時間による通行止め開放が困難となることで生じる大渋滞

(2) 実施手順

1) 施工計画への反映

受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について施工計画書に記載するものとする。

2) 受発注者間の協議

発注者は、受注者から監督員に施工計画書の提出がされたときは、受発注者合同で施工計画書に示された重大事故リスクに関して施工計画書及び設計図書並びに現場確認を通して安全対策に不足が無い確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行うものと

する。

受注者は、協議の結果、施工計画書の修正が必要なときは修正された施工計画書を監督員に提出するとともに、受注者の全ての職員・作業員に対して実施すべき内容を伝達し確実に実施するものとする。

3) 施工条件等の変更時の取扱い

発注者及び受注者は、施工条件等が変更となった場合は、前記1)及び2)で抽出し対策を定めた内容に変更が生じるときは改めて、前記1)及び2)の手順により受発注者合同で重大事故リスクマネジメントを行うものとする。

1 7 - 1 - 2 現場内の安全管理

施工計画書に基づく作業手順の徹底及び安全管理責任者による現場の管理・確認と是正指導を徹底するものとする。

1 7 - 1 - 3 新規入場者教育

新規入場者教育については、全作業従事者に対して行うものとし、教育終了の確認、教育未了者の入場抑止手段などに留意して、受注者が確実に実施するものとする。

1 7 - 1 - 4 注意喚起の方法

発注者が提供する他工事の事故情報に基づき実施する注意喚起や現場点検にあたっては、当該工事の状況に置き換え、点検項目を設定するなどより具体的に実施し、不備があれば速やかに改善するものとする。

1 7 - 1 - 5 工事用車両後退時の安全対策

受注者は、工事用車両の後退時においては携帯型無線機（イヤホンマイク等を装着したハンズフリー型を含む）等の通信機器の使用により、誘導員が後退する工事用車両の運転手への指示を確実に伝達できる対策を講じるものとし、夜間においては発光式の脚絆、発光式のアームバンド等を装着するなど、誘導員の視認性を向上させる対策を講じるものとする。また、当該後退作業の実施においては、受注者社員、工事用車両運転手及び誘導員が通信機器により相互に連絡を取り合い、指示の伝達に誤認の無いよう、意思疎通を図りながら作業を行うものとする。

また、上記対策を含む工事用車両後退時の安全対策について、別添－8「施工確認願（車両後退時の通信方法）」を監督員に提出するものとする。監督員は、提出された施工確認願の内容について確認を行い、適当でないと認められる場合は是正を求めることができるものとする。

1 7 - 1 - 6 資機材落下防止

特に道路・鉄道との交差または近接箇所及び高速道路等での資機材の飛散・落下に伴う公衆災害の防止対策について徹底するものとする。

1 7 - 1 - 7 標識等の設置

共通仕様書1-25-1「安全対策」（1）及び（4）に示す第三者の安全措置として、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、注意喚起表示及び安全施設類を設置するものとする。

また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード、保安灯等による施工箇所の明示により、交通車両及び一般通行人の転落を未然に防止する措置を講ずるものとする。

1 7 - 1 - 8 現場内の安全整備

受注者は、工事地域内の安全管理上の監視及び不稼働日の保安に係る巡視を行う者は、常に腕章を着用してその所在を明らかにするとともに、警笛等の安全指示器を携行して安全確保のための合図、水溜りの有無、現場の整理整頓及び後片付け状況等、現場内確認及び点検を行うものとする。なお、これらに要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1 7 - 1 - 9 転倒防止に関する事項

受注者は、施工基面となる地盤上に25t吊り能力以上の移動式クレーンまたはモンケンを除く杭打機等（基礎工事用機械の車両系建設機械）を使用する場合は、地盤及び地耐力の確認方法に関する内容

を含めた転倒防止対策について、施工計画書を監督員に提出するものとする。

1 7 - 2 桁下空間の確保

橋梁上部工（橋梁補修）の施工箇所における桁下高さ及び交差する道路等及び道路等の建築限界は下表に示すとおりとし、施工に伴う吊足場工及び支保工等の仮設物を設置する場合は、交差道路等の通行に支障のないよう桁下空間を確保するものとする。なお、交差道路の建築限界を確保することができない場合は、道路管理者及び交通管理者との協議を踏まえ迂回道路の計画と適切な安全対策を講じるものとする。

施工箇所	交差道路名	桁下高さ	建築限界
御堂川橋 A 1 橋台	町道 B 0 1 7 号線	2 8 . 0 m	4 . 7 m
雨宮橋 A 1 橋台	市道 5 0 5 0 号線	5 . 1 m	4 . 5 m
沢山川橋 P 1 橋脚	沢山川左岸河川管理用道路	5 . 5 m	4 . 5 m
清野橋 A 2 橋台	農道松代西 6 4 号線	6 . 6 m	4 . 5 m
綿内高架橋 A 1 橋台	市道若穂東 2 3 4 号線	5 . 2 m	4 . 5 m
綿内高架橋 A 2 橋台	市道若穂東 2 5 8 号線	4 . 8 m	4 . 5 m
高梨高架橋 A 1 橋台	国道 4 0 6 号	7 . 1 m	4 . 5 m
	国道 4 0 6 号（歩道部）		2 . 5 m
高梨高架橋 P 1 橋脚	市道割目 3 号線	6 . 9 m	4 . 5 m
豊洲高架橋 A 1 橋台	市道相之島小島線	4 . 8 m	4 . 5 m
豊洲高架橋 P 3 2 橋脚	県道村山小布施停車場線	8 . 1 m	4 . 7 m
	県道村山小布施停車場線（歩道部）		2 . 5 m
豊洲高架橋 P 4 1 橋脚	市道小島北相之島線	1 0 . 1 m	4 . 5 m

1 7 - 3 交通規制等

1 7 - 3 - 1 交通規制内の作業員の安全対策

高速道路本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤進入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手元で危険を通知する警報装置等（警報付安全旗や大音量電子ホイッスル等）の装備を講じるとともに、交通監視員から路上作業員への危険伝達・避難方法などを確認するための避難訓練を実施するものとする。

1 7 - 3 - 2 交通規制内での重機故障時の対応

高速道路等の交通規制中に、重機等が故障して交通規制解除が遅れた場合は、高速道路等を利用して一般車両に多大な影響を与えることから、「重機等故障時対応マニュアル」（平成 1 9 年 1 2 月 関東支社佐久管理事務所）に基づき、機械故障時の対応についての計画書を作成し、交通規制を伴う工事の施工開始前（2 週間前）に監督員に提出するものとする。

1 7 - 4 車両制限令を超える車両の通行に関する通行許可の確認結果の提出

受注者は、共通仕様書 1 - 6 1 「交通安全管理」（5）における確認については、許可証の原本やオンライン申請においてはダウンロードした電子ファイルデータで確実に確認し、その確認結果を監督員に提出するものとする。

1 7 - 5 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1 7 - 5 - 1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の近接箇所において施工する場合は、損傷事故を防止するために東日本高速道路㈱、KDDI ㈱「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル

「関東支社版」（令和５年８月）」（以下「ケーブル等事故防止マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じるものとする。なお、「ケーブル等事故防止マニュアル」は契約後に貸与する。

1 7-5-2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- （１）受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知するものとする。
- （２）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「ケーブル等事故防止マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行うものとする。
- （３）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1 7-5-3 光通信ケーブル等の確認等について

- （１）光通信ケーブル等については、設計図書及び貸与された資料等を確認のうえ、詳細の確認方法、試掘の実施判断、試掘方法等の検討に当たっては、「ケーブル等事故防止マニュアル」に基づき適切に行うものとする。
- （２）本工事に近接する光通信ケーブル等は、下表のとおりとする。

種別	管理者	箇所	条件等	貸与する資料	摘要
光通信ケーブル	KDDI(株) 東日本高速道路(株)	KP105. 1 (御堂川橋A1)～ KP145. 7 (篠井川橋A2)	埋設及び添架による近接施工	管理用図面	—
		KP137. 6 (高梨高架橋P10)	線路は他工事で移設	管理用図面	管路は本工事にて移転
メタル通信・電源ケーブル	東日本高速道路(株)	KP105. 1 (御堂川橋A1)～ KP145. 7 (篠井川橋A2)	埋設及び添架による近接施工	管理用図面	—
電源ケーブル	東日本高速道路(株)	KP133. 3 (綿内高架橋)	埋設及び添架による近接施工	管理用図面	—

- （３）前項の試掘について、監督員が必要として追加及び変更を指示した場合には、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1 7-6 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止対策

1 7-6-1 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止

受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故を防止するために近接箇所の工事の施工にあたっては、「架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止マニュアル[Ver. 1. 2]（平成２８年１０月・東日本高速道路（株）関東支社）」（以下「埋設物等事故防止マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じるものとする。なお、「埋設物等事故防止マニュアル」は契約後に貸与する。

1 7-6-2 埋設物等損傷事故防止監理者

- （１）受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故を防止するため、工事

の計画、現場指導等の強化を実施する専任の「埋設物等損傷事故防止監理者」（以下「損傷事故防止監理者」という。）を定め、監督員に通知するものとする。

- (2) 損傷事故防止監理者は「埋設物等事故防止マニュアル」の内容を十分理解し、埋設物等の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘及び近接工事作業時に立会い、事故防止に関する指導、監督を行うものとする。
- (3) 損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者（光通信ケーブル等損傷事故の防止の事項を記載している場合は光ケーブル等損傷事故防止監理者を含む）と兼ねることができるものとする。

17-6-3 架空線等上空施設の確認等について

- (1) 本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。
- (2) 本工事区間に近接する架空線等上空施設は、下表のとおりである。

施設の種類	管理者	箇所	条件等	貸与する資料	摘要
電力線・電柱	中部電力パワーグリッド(株)	K P 1 0 5 . 1 付近 (御堂川橋 P 1)	近接施工	—	—
		K P 1 0 5 . 2 付近 (御堂川橋 P 1 ～ P 5)			
		K P 1 0 6 . 5 ～ K P 1 0 6 . 7 付近 (入田橋 P 3 ～ P 7)			
		K P 1 2 3 . 6 付近 (新神田川橋 A 1)			
		K P 1 3 1 . 1 付近 (若穂高架橋 A 1)			
		K P 1 3 1 . 8 付近 (春山高架橋 P 6 ～ A 2)			
		K P 1 3 3 . 3 ～ K P 1 3 3 . 4 付近 (綿内高架橋 P 8 ～ P 1 9)			
		K P 1 3 7 . 4 ～ 1 3 7 . 5 付近 (高梨高架橋 A 1 ～ P 6)			
		K P 1 4 0 . 7 付近 (松川橋 A 1 側工事用道路) K P 1 4 1 . 4 付近 (松川橋 A 2 側工事用道路)			
		K P 1 4 5 . 4 付近 (篠井川橋 A 1)			
		K P 1 4 5 . 7 付近 (篠井川橋 P 3 ～ P 5)			

施設の種類	管理者	箇所	条件等	貸与する資料	摘要
通信線	(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ	K P 1 2 2. 2 付近 (清野橋 A 2)	近接施工	—	—
		K P 1 2 5. 3 付近 (東寺尾橋 A 1)	近接施工	—	—
	N T T 東日本 (株)	K P 1 2 5. 3 付近 (東寺尾橋 A 1)	近接施工	—	—
		K P 1 3 7. 4 付近 (高梨高架橋 A 1 ～ P 1)			
		K P 1 3 7. 4 付近 (高梨高架橋 P 5 ～ P 6)			
通信線	N T T 東日本 (株)	K P 1 4 1. 4 付近 (松川橋 A 2 側工事用道路)	近接施工	—	—
		K P 1 4 5. 6 ～ K P 1 4 5. 7 付近 (篠井川橋 P 2 ～ P 5)			
き電線	(株)長野電鉄	K P 1 3 7. 6 付近 (高梨高架橋 P 9 ・ P 1 0)	近接施工	—	—

1 7 - 6 - 4 地下埋設物の確認等について

- (1) 地下埋設物については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、埋設物の管理者及び監督員と受注者の立会のもと、現地で確認するものとする。
- (2) 本工事に近接する地下埋設物は、下表のとおりである。

施設の種類	管理者	箇所	条件等	貸与する資料	摘要
ガス管	(株) I N P E X パイプライン	若穂高架橋 A 1、P 1 ～ P 7、 A 2 付近	近接施工	立会確認書 図面	—
		春山高架橋 P 7 ～ P 8 付近	近接施工	立会確認書 図面	
		高梨高架橋 P 1 7 ～ P 2 1 付近	近接施工	立会確認書 図面	
		豊洲高架橋 P 4 ～ P 2 9 付近	近接施工	立会確認書 図面	
	長野都市ガス(株)	高梨高架橋 P 1 7 ～ P 2 1 付近	施工前に試掘有	完了図面	—
光ケーブル	K D D I (株)	高梨高架橋 P 1 0 B 付近	管路は本工事で 移転 線路は他工事で 移転	図面	—
水道管	長野市上下水道局	東寺尾橋 P 1 ～ P 4 付近	近接施工	図面	—

施設の種類	管理者	箇所	条件等	貸与する資料	摘要
水道管	須坂市水道局	豊洲高架橋 P 1 付近	近接施工	図面	—

(3) 試掘については、原則として次のとおり行うものとする。

①試掘位置及び試掘方法は、埋設物管理者及び監督員の指示により決定する。

②試掘による埋設物の確認は、埋設物管理者及び監督員の立会のもと実施する。

③試掘の結果によって、埋設物の位置が不明の場合は、埋設物管理者及び監督員に連絡し、その指示に基づき、必要な追加調査等を実施する。

(4) 前項(3)の試掘について、監督員が必要として追加及び変更を指示した場合においては、これに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

17-7 保安に関する費用

保安に関する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。ただし、以下に該当するものについてはその限りではないものとする。

- ・本特記仕様書 17-5 「光通信ケーブル等損傷事故防止対策」、17-6 「架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止対策」の試掘に要する費用は、単価表の項目で支払を行うものとする。
- ・本特記仕様書 17-1-5 「工事用車両後退時の安全対策」のうち携帯無線機等の通信機器に要する費用は、別途受発注者間で協議して定めるものとする。
- ・本特記仕様書 17-1-1 「第三者被害を想定した重大事故防止の取組み」による重大事故リスクマネジメントの結果、設計図書で示す現地条件以外に別途現地調査や技術的な検討が必要なことが明らかとなった場合は、実施方針等も含め別途受発注者間で協議して定めるものとする。

18. 環境保全に関する事項

18-1 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

18-2 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行うものとする。

18-3 汚濁水処理

WJ 工法等により生ずる汚濁水は、関係法令に従って処理を行った後、放流するものとする。なお、受注者は、汚濁水の処理方法について記載した施工計画書を監督員に提出するものとする。

18-4 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めるものとする。

18-5 環境保全に関する費用

環境保全に関する事項のうち、本特記仕様書 18-3「汚濁水処理」に定める泥土（建設汚泥）の処分に要する費用以外の費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

19. 工事記録に関する事項

19-1 工事記録の作成及び提出について

共通仕様書 1-5 1-2「工事記録情報」において、受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、様式-6「工事記録情報 完了届」をしゅん功届提出予定の2週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。

なお、工事記録収集システムに関する問合せは、「保全情報管理員」に問合せるものとし、問合せ先については別途監督員より通知する。

20. 再生資源及び建設副産物に関する事項

20-1 再生資材の使用

(1) 再生資材は、下表に示す単価表の項目の単価を構成する材料に使用するものとする。

単価表の項目	再生資材の種類	数量	摘要指針等
特- (22) 率計上に関する事項	再生クラッシャーラン RC-40	約 177 m ³	舗装再生便覧 ((社) 日本道路協会)
	表層用再生加熱アスファルト混合物	約 58 t	舗装再生便覧 ((社) 日本道路協会)

(2) 受注者は前項(1)に示す建設発生土以外の再生資材の施工にあたっては、その都度、再資源施設に再生資源供給可能量の照会（様式-4）を行うものとする。

照会に当り再資源化施設は、次の手順で選定するものとする。

イ) 再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物にあつては、当該工事現場から概ね40kmの範囲内（再生加熱アスファルト混合物は、更に運搬時間が1.5時間の範囲内）の再資源化施設とする。

ロ) 上記範囲内に複数の再資源化施設がある場合は、運搬距離の近い順に品質証明ができる3施設程度とする。

(3) 受注者は前項(1)に示す再生クラッシャーランについて、使用用途に応じた品質が満足されない場合は監督員へ報告するものとする。この場合において監督員が必要であると認めて材料の変更等を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(4) 受注者は前項(2)による照会により、工事目的物に要求される品質が確保されない場合、または再生資材の供給が当該施工箇所の全数量を確保できない場合は、再生資材使用計画書（様式-5）にて監督員に報告し、その指示に従うものとする。

20-2 建設副産物の活用等

(1) 共通仕様書 1-28「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。

建設副産物の種類	発 生 場 所	数 量	活用方法等
コンクリート塊（無筋）	あと施工アンカー削孔 中間貫通鋼材削孔 橋脚内部充填工コア削孔 底板コンクリート取壊し コンクリートはつり工	約 2 0 m ³	再資源化施設
コンクリート塊（有筋）	—	—	再資源化施設
アスファルト・コンクリート塊	既設アスファルト舗装	約 6 4 m ³	再資源化施設
建設汚泥	W J 工法（既設橋脚の表面処理、コンクリートはつり工A）	—	再資源化施設
研削材・ケレンかす、 廃塗膜	新設部材を設置する既設鋼桁面	—	最終処分場 （注）P C B 汚染物に該当しない場合（0.5 m g / k g 以下）

※上記の建設副産物は率計上工事に関する事項を施工する際に発生する建設副産物を含む。

（２）再資源化（最終処分）をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件	摘要
コンクリート塊 （無筋）	(株)イワバ ナ	長野県埴科郡坂 城町大字上平 2 2 9 1－9 8	廃材の大きさの制限： 5 0 × 5 0 × 5 0 c m 以下 時間外受入時間帯： 1 7：0 0－8：0 0 要事前確認	御堂川橋
	中部興業 （有）	長野県千曲市大 字八幡 6 2 3 9 －1、1 3、6 2 5 8－3	廃材の大きさの制限： 5 0 × 5 0 × 5 0 c m 以下 時間外受入時間帯： 1 7：0 0－8：0 0 要事前確認	入田橋
	米山建材 （株）更埴リ サイクルク リーンセン ター	長野県千曲市屋 代代官河原 3 4 6 1	廃材の大きさの制限： 5 0 × 5 0 × 5 0 c m 以下 時間外受入時間帯： 1 7：0 0－1 8：0 0 要事前確認	雨宮橋、沢山川 橋、清野橋、新 神田川橋、蛭川 橋、長野Cラン プ橋、東寺尾 橋、赤野田川 橋、保科川橋、 若穂高架橋、春 山高架橋
	長埴石産 （株）屋代工 場	長野県千曲市大 字屋代字升の浦 4 1 7 7－1	廃材の大きさの制限： 6 0 × 6 0 × 6 0 c m 以下 時間外受入時間帯： 事前協議、要事前確認	須坂橋 P 2

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件	摘要
コンクリート塊 (無筋)	開渡工業 (株)	長野県長野市富 竹 1 6 9 3 - 2	廃材の大きさの制限： 5 0 × 5 0 × 5 0 c m以下 時間外受入時間帯： 事前協議 要事前確認	綿内高架橋、須 坂橋 P 1、百々 川橋、高梨高架 橋、豊洲高架 橋、松川橋、篠 井川橋
コンクリート塊 (有筋)	米山建材 (株)更埴リ サイクルク リーンセン ター	長野県千曲市屋 代代官河原 3 4 6 1	廃材の大きさの制限： 5 0 × 5 0 × 5 0 c m以下 時間外受入時間帯： 1 7 : 0 0 - 1 8 : 0 0 要事前確認	御堂川橋、入田 橋、雨宮橋、沢 山川橋、清野 橋、新神田川 橋、蛭川橋、長 野 C ランプ橋、 東寺尾橋、赤野 田川橋、保科川 橋、若穂高架 橋、春山高架 橋、綿内高架橋
	開渡工業 (株)	長野県長野市富 竹 1 6 9 3 - 2	廃材の大きさの制限： 5 0 × 5 0 × 5 0 c m以下 時間外受入時間帯： 事前協議 要事前確認	須坂橋 P 1・P 2、百々川橋、 高梨高架橋、豊 洲高架橋、松川 橋、篠井川橋
アスファルト・ コンクリート塊	(株)イワバ ナ	長野県埴科郡坂 城町大字上平 2 2 9 1 - 9 8	廃材の大きさの制限： 5 0 × 5 0 × 5 0 c m以下 時間外受入時間帯： 1 7 : 0 0 - 8 : 0 0 要事前確認	御堂川橋
	中部興業 (有)	長野県千曲市大 字八幡 6 2 3 9 - 1、1 3、6 2 5 8 - 3	廃材の大きさの制限： 5 0 × 5 0 × 5 0 c m以下 時間外受入時間帯： 1 7 : 0 0 - 8 : 0 0 要事前確認	入田橋
	米山建材 (株)更埴リ サイクルク リーンセン ター	長野県千曲市屋 代代官河原 3 4 6 1	廃材の大きさの制限： 5 0 × 5 0 × 5 0 c m以下 時間外受入時間帯： 1 7 : 0 0 - 1 8 : 0 0 要事前確認	雨宮橋、沢山川 橋、清野橋、新 神田川橋、蛭川 橋、長野 C ラン プ橋、東寺尾 橋、赤野田川 橋、保科川橋、 若穂高架橋

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件	摘要
アスファルト・ コンクリート塊	(株)キトウ	長野県長野市青 木島町綱島字小 中島773-32	廃材の大きさの制限： 50×50×50cm以下 時間外受入時間帯： 不可	春山高架橋、綿 内高架橋
	高沢産業 (株) 長野 工場	長野県長野市大 字大豆島字舟渡 島5554- 1、5555- 1、5556- 1	廃材の大きさの制限： 50×50×50cm以下 時間外受入時間帯： 17:00-8:00 要事前確認	須坂橋P2、 百々川橋
	開渡工業 (株)	長野県長野市富 竹1693-2	廃材の大きさの制限： 50×50×50cm以下 時間外受入時間帯： 事前協議 要事前確認	高梨高架橋
	須坂商事 (有)	長野県上高井郡 小布施町大字雁 田1293	時間外受入時間帯： 不可	須坂橋P1、豊 洲高架橋、松川 橋、篠井川橋
建設汚泥	—	—	—	—
研削材・ケレン かす、廃塗膜	—	—	—	—

記載している事項については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

- (3) 建設汚泥、研削材・ケレンかす、廃塗膜の処分に要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

20-3 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用

再生資材の使用及び建設副産物の活用等（建設汚泥、研削材・ケレンかす、廃塗膜の処理を除く）に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

21. 特許に関する事項

21-1 特許権等の使用

本特記仕様書31-8-2「落橋防止構造」、31-30「薬液注入工」、及び31-31「あと施工せん断補強工」において指定する工法は、特許権等の対象である。

2.2. 現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書 1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。本件に関する費用については、諸経費に含むものとし、別途支払は行わない。

ただし、監督員が高速道路事業のPR用に特別な看板の設置等を指示した場合は、その指示に従うものとし、これに要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

なお、本件に関する取り組みについては、本特記仕様書 27 に示すカーボンニュートラル推進工事の取り組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容（率計上分）	備考
現場環境改善 （仮設備関係）	環境対策の充実	工事現場周辺の生活環境への配慮等を実施するものとする。（カーボンニュートラルへの取り組みを除く）
現場環境改善 （営繕関係）	現場事務所の快適化 （女性用更衣室の設置を含む）	快適トイレに要する費用は、本特記仕様書 28「快適トイレ」に従うものとし、現場環境改善の実施内容に含めてはならない。
現場環境改善 （安全関係）	工事標識・照明等安全施設の充実	供用中の高速道路等の交通規制に係る標識等安全施設は、交通規制工に含まれているため、現場環境改善の実施内容に含めてはならない。
地域連携	広報活動等 （完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等）	

2.3. 業務用プレート等に関する事項

発注者は、本工事の施工に必要な車両が下表に示す道路に乗り入れる場合は、業務用プレート（ETC専用）を受注者の申請により交付する。

受注者は、業務用プレート（ETC専用）を適正に使用し管理するとともに、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。

道路名	区間	備考
上信越自動車道	坂城IC ～ 信州中野IC間	交通規制の設置、撤去に関わる資材運搬車、標識車
長野自動車道	麻績IC ～ 更埴JCT間	

2.4. 三者協議会に関する事項

2.4-1 三者協議会の開催の予定

本工事においては、監督員が受注者及び本工事における次の設計を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。

- (1) 御堂川橋・入田橋・豊洲高架橋の耐震補強対策に関する事項
- (2) 雨宮橋・沢山川橋・清野橋・新神田川橋の耐震補強対策に関する事項
- (3) 蛭川橋・長野Ｃランプ橋・東寺尾橋・赤野田川橋・保科川橋の耐震補強対策に関する事項
- (4) 若穂高架橋・春山高架橋・綿内高架橋・須坂橋の耐震補強対策に関する事項
- (5) 百々川橋・高梨高架橋の耐震補強対策に関する事項
- (6) 松川橋・篠井川橋の耐震補強対策に関する事項

2 4 - 2 三者協議会協定書の締結

監督員が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添－１に示す「〇〇自動車道 〇〇橋耐震補強工事 三者協議会協定書(案)」に基づく、協定書を締結するものとする。

2 4 - 3 三者協議会の開催の決定等

監督員は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要の都度、三者協議会の開催を決定するものとする。

受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力すると共に三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。

2 4 - 4 三者協議会の開催に要する費用

監督員は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。

受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書 1 - 5 「設計図書の貸与、照査及び使用制限」及び 1 - 1 7 「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。

2 5. 工事変更等検討会の設置

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

2 6. 間接工事費の変更

2 6 - 1 対象となる項目

本工事は、間接工事費のうち「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

- ・営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

- ・労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

- ・なお、上記に関連し発生した間接工事費について監督員が必要と判断した場合、その費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

2 6 - 2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

2 6 - 3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合、工期開始の日から14日以内に、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「間接工事費計画書の提出について（様式8）」を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から14日以内に「間接工事費計画書の提出について（様式8）」の提出がなかった場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

2 6 - 4 間接工事費の増加費用の協議

- (1) 受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費の増加費用に関する協議書（様式9）〔変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）〕を監督員に提出し協議するものとする。
- (2) 受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
- (3) 間接工事費の増加費用の額（増加費用に係る一般管理費等を含む）の協議は、監督員が、間接工事費増加費用見積方通知書により、受注者に対して見積書を監督員に提出するように通知するものとし、受注者はその通知に従い間接工事費増加費用見積書（様式10）を監督員に提出し協議するものとする。
- (4) 間接工事費の増加費用の額について、監督員からの間接工事費増加費用の負担額協議書により受注者は間接工事費増加費用の負担同意書（様式11）を監督員に提出するものとする。なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

2 6 - 5 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

2 6 - 6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

- ① 共通仮設費率分は、土木工事積算基準に基づく算出額から「間接工事費計画書の提出について（様式8）」に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ② 現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から「間接工事費計画書の提出について（様式8）」に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ③ 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含む。
- ④ なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

27. カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとしてしゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価や、総合評価落札方式における技術評価での加点評価を受けることができる工事である。

27-1 技術評価項目「カーボンニュートラルへの取り組み」の取り扱い

- （１）受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容は、履行義務が生じるものとする。
- （２）受注者は、上記取り組み内容の詳細をカーボンニュートラル施工計画書（別添－６）に記載し、監督員に提出しなければならない。
- （３）監督員は、受注者から提出されるカーボンニュートラル施工計画書に受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容の詳細が記載されていることを確認するものとする。なお、記載されていない場合は再提出を求めるものとする。

27-2 契約締結後の取り組みの提案

受注者は更なる取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（別添－７）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算ＣＯ２排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

27-3 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の（１）～（５）のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

- （１）本工事で行う取り組み
 - （２）次のいずれかを行う取り組み
 - ・ＣＯ２排出量の削減に寄与する取り組み
 - ・ＣＯ２の吸収に寄与する取り組み
 - ・ＣＯ２の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み
 - （３）成績評定で重複して加点評価しない取り組み
 - （４）本工事において実施が確認できる取り組み
 - （５）本工事の安全や目的物の品質に影響を与えない取り組み
- なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

27-4 加点評価対象の通知

監督員は、本特記仕様書「27-1」及び「27-2」に基づき提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書「27-3」に示す加点評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が本特記仕様書「27-2」に基づく受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

27-5 履行確認

- （１）受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第19号及び第20号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。

(2) 監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

27-6 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

28. 快適トイレ

28-1 定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす仮設トイレを現場付近に設置することをいう。

28-2 仕様

快適トイレは下表の(1)～(11)の仕様を満たすものを原則とする。(12)～(17)については仕様を満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。なお、(18)～(25)は可能な限り配慮することとする。

仕様等	内 容
快適トイレに求める機能	(1) 洋式(洋風)便器
	(2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付きを含む)
	(3) 臭い逆流防止機能
	(4) 容易に開かない施錠機能
	(5) 照明設備
	(6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重5kg以上とする)
付属品として備えるもの	(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	(8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
	(9) サニタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置)
	(10) 鏡と手洗器
	(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品
推奨する仕様、付属品	(12) 便房内寸法900×900mm以上(面積ではない)
	(13) 擬音装置(機能を含む)
	(14) 着替え台
	(15) 臭気対策機能の多重化
	(16) 室内温度の調整が可能な設備
	(17) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)
可能な限り配慮する事項	(18) 原則、女性がいる現場は、女性トイレを設置することを標準とする
	(19) 女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く
	(20) 男性トイレや喫煙所に女性トイレは隣接して設置せず、一定の距離を確保する
	(21) 男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線を配慮すること
	(22) 窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことの無いよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする

仕様等	内 容
	(23) 女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする
	(24) トイレの室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする
	(25) 混雑等を理由とした異性用トイレの使用が行われないよう徹底する

28-3 打合簿の提出

受注者は快適トイレを導入する場合は、契約締結後、その仕様等について内容、設置場所及び導入予定時期が確認できる資料を打合簿にて監督員に提出するものとする。

監督員は提出された資料を基に規格・基数・設置期間等の詳細について受注者と協議のうえ、快適トイレの設置の指示を行うものとする。

28-4 費用の取扱い

- ・設計変更の対象数量は、必要性について監督員と協議し決定するものとする。
- ・最終の設計変更時において、支出実態のわかる資料により監督員と協議の上、支出実態から従来品相当額（10,000 円/基・月）を控除したうえで、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。
- ・運搬費は共通仮設費に含むものとし別途支払は行わない。

29. 熱中症予防に係る対策費用

29-1 定義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

29-2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、表-1 に示す機械・施設類で、リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、表-1 に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

表-1 対象品目一覧表

項目	品目名称	備考
機械・施設類 (原則、リース品)	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置	各品目における光熱水費や燃料費は除く

29-3 対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年5月1日～9月30日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後1ヶ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

29-4 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

- ①熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ②実施状況が確認できる資料
- ③支払実績が確認できる資料

30. クマ対策に係る費用

30-1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

30-2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罠

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

30-3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

（必要に応じて記載）なお、技術提案項目にて実施予定とした内容は対象外とし、技術提案項目による履行対象であることを報告書内に明記するものとする。

- ①クマ対策毎の実施数量及び実施期間
- ②実施状況が確認できる資料
- ③支払実績が確認できる資料

熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

31. 工事細部に関する事項

31-1 施工計画書

共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に以下を追加する。

- （16）光通信ケーブル等損傷事故防止の対策
- （17）架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止の対策

31-2 事前調査

受注者は、施工に先立ち各施工箇所におけるコンクリート構造物の劣化損傷状況について、近接目視及び打音による調査を行い、施工条件、施工方法、設計図と現地の相違点等、それらの結果を監督員に報告し、その指示を受けるものとする。なお、これらに要する費用は、関連する契約単価に含むものと

し別途支払は行わないものとする。

3 1 - 3 捨土掘削

3 1 - 3 - 1 種別

共通仕様書 2 - 6 - 1 及び 2 - 6 - 7 に規定する捨土掘削の作業内容は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分	摘要
土砂 A	1) 盛土の掘削、積込み（土質区分：土砂 B） 2) 掘削土を位置図へ示す土砂仮置き場⑦へ運搬、敷均し	

3 1 - 4 構造物掘削

3 1 - 4 - 1 種別

（1）共通仕様書 2 - 8 - 1 （1）及び 2 - 8 - 1 1 に規定する構造物掘削の種別及び作業内容は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分	摘要
普通部 A	1) 橋脚の基礎地盤の掘削、掘削箇所近傍へのはねつけ（土質区分：土砂 B） 2) 埋戻し、締固め 3) 含水量の調整	
普通部 B 1	1) 橋脚の基礎地盤の掘削、位置図へ示す土砂仮置き場①への運搬、敷均し（土質区分：土砂 B） 2) 土砂仮置き場①に敷均しした土砂の埋戻し部への運搬、掘削発生土による埋戻し、締固め、掘削箇所近傍へのはねつけ 3) 含水量の調整	
普通部 B 2	1) 橋脚の基礎地盤の掘削、位置図へ示す土砂仮置き場②への運搬、敷均し（土質区分：土砂 B） 2) 土砂仮置き場②に敷均しした土砂の埋戻し部への運搬、掘削発生土による埋戻し、締固め、掘削箇所近傍へのはねつけ 3) 含水量の調整	
普通部 B 3	1) 橋脚の基礎地盤の掘削、位置図へ示す土砂仮置き場③または④への運搬、敷均し（土質区分：土砂 B） 2) 土砂仮置き場③及び④に敷均しした土砂の埋戻し部への運搬、埋戻し、締固め、掘削箇所近傍へのはねつけ 3) 含水量の調整	
普通部 B 4	1) 橋脚の基礎地盤の掘削、位置図へ示す土砂仮置き場⑤への運搬、敷均し（土質区分：土砂 B） 2) 土砂仮置き場⑤に敷均しした土砂の埋戻し部への運搬、埋戻し、締固め、掘削箇所近傍へのはねつけ 3) 含水量の調整	
普通部 B 5	1) 橋脚の基礎地盤の掘削、位置図へ示す土砂仮置き場⑥への運搬、敷均し（土質区分：土砂 B） 2) 土砂仮置き場⑥に敷均しした土砂の埋戻し部への運搬、埋戻し、締固め、掘削箇所近傍へのはねつけ 3) 含水量の調整	

単価表の項目	区分	摘要
普通部 B 6	1) 橋脚の基礎地盤の掘削、位置図へ示す土砂仮置き場⑦への運搬、敷均し（土質区分：土砂 B） 2) 土砂仮置き場⑦に敷均しした土砂の埋戻し部への運搬、埋戻し、締固め、掘削箇所近傍へのはねつけ 3) 含水量の調整	
普通部 B 7	1) 橋脚の基礎地盤の掘削、位置図へ示す土砂仮置き場⑧への運搬、敷均し（土質区分：土砂 B） 2) 土砂仮置き場⑧に敷均しした土砂の埋戻し部への運搬、埋戻し、締固め、掘削箇所近傍へのはねつけ 3) 含水量の調整	
普通部 C	1) 橋脚の基礎地盤の掘削 2) 位置図へ示す土砂仮置き場①への運搬、敷均し（土質区分：土砂 B） 3) 盛土部への搬土、敷均し（土質区分：土砂 B） 4) 土砂仮置き場①に敷均しした土砂の埋戻し部への運搬、埋戻し、締固め 5) 盛土部の掘削、埋戻し部への搬土、埋戻し、締固め 6) 含水量の調整	
特殊部 A-A 1	1) ライナープレート施工部の掘削、位置図へ示す土砂仮置き場①への運搬、敷均し（土質区分：土砂 B） 2) ライナープレートによる土留めの設置 3) ライナープレートの撤去、土砂仮置き場①に敷均しした土砂の埋戻し部への運搬、埋戻し、締固め 4) 含水量の調整	
特殊部 A-A 2	1) 特殊部 A-A 5 にて撤去したライナープレート等の掘削箇所への運搬 2) ライナープレート施工部の掘削、位置図へ示す土砂仮置き場①への運搬、敷均し（土質区分：土砂 B） 3) ライナープレートによる土留めの設置 4) ライナープレートの撤去、土砂仮置き場①に敷均しした土砂の埋戻し部への運搬、埋戻し、締固め 5) 含水量の調整	
特殊部 A-A 3	1) 特殊部 A-A 4 にて撤去したライナープレート等の掘削箇所への運搬 2) ライナープレート施工部の掘削、位置図へ示す土砂仮置き場①への運搬、敷均し（土質区分：土砂 B） 3) ライナープレートによる土留めの設置 4) ライナープレートの撤去、土砂仮置き場①に敷均しした土砂の埋戻し部への運搬、埋戻し、締固め 5) 含水量の調整	

単価表の項目	区分	摘要
特殊部A-A 4	1) ライナープレート施工部の掘削、位置図へ示す土砂仮置き場①への運搬、敷均し（土質区分：土砂B） 2) ライナープレートによる土留めの設置 3) ライナープレートの撤去、土砂仮置き場①に敷均しした土砂の埋戻し部への運搬、埋戻し、締固め 4) 含水量の調整	
特殊部A-A 5	1) ライナープレート施工部の掘削、位置図へ示す土砂仮置き場①への運搬、敷均し（土質区分：土砂B） 2) ライナープレートによる土留めの設置 3) ライナープレートの撤去、土砂仮置き場①に敷均しした土砂の埋戻し部への運搬、埋戻し、締固め 4) 含水量の調整	
特殊部A-D 1	1) ライナープレート施工部の掘削、位置図へ示す土砂仮置き場②への運搬、敷均し（土質区分：土砂B） 2) ライナープレートによる土留めの設置 3) ライナープレートの撤去、土砂仮置き場②に敷均しした土砂の埋戻し部への運搬、埋戻し、締固め 4) 含水量の調整	
特殊部A-F 1	1) ライナープレート施工部の掘削、位置図へ示す土砂仮置き場④への運搬、敷均し（土質区分：土砂B） 2) ライナープレートによる土留めの設置、アンカーボルトによる既設躯体へのライナープレートの固定 3) ライナープレートの撤去、土砂仮置き場④に敷均しした土砂の埋戻し部への運搬、埋戻し、締固め 4) アンカーボルトの切断、防錆 5) 含水量の調整	
特殊部A-G 1	1) ライナープレート施工部の掘削、位置図へ示す土砂仮置き場⑥への運搬、敷均し（土質区分：土砂B） 2) ライナープレートによる土留めの設置 3) ライナープレートの撤去、土砂仮置き場⑥に敷均しした土砂の埋戻し部への運搬、埋戻し、締固め 4) 含水量の調整	
特殊部A-G 2	1) ライナープレート施工部の掘削、位置図へ示す土砂仮置き場⑥への運搬、敷均し（土質区分：土砂B） 2) ライナープレートによる土留めの設置 3) ライナープレートの撤去、土砂仮置き場⑥に敷均しした土砂の埋戻し部への運搬、埋戻し、締固め 4) 含水量の調整	

単価表の項目	区分	摘要
特殊部A-H 1	1) ライナープレート施工部の掘削、位置図へ示す土砂仮置き場④への運搬、敷均し（土質区分：土砂B） 2) ライナープレートによる土留めの設置 3) ライナープレートの撤去、土砂仮置き場④に敷均しした土砂の埋戻し部への運搬、埋戻し、締固め 4) 含水量の調整	
特殊部A-J 1	1) ライナープレート施工部の掘削、掘削箇所近傍へのはねつけ（土質区分：土砂B） 2) ライナープレートによる土留めの設置、底板コンクリートの打設 3) ライナープレートの撤去、底板コンクリートの取壊し、埋戻し、締固め 4) 含水量の調整 5) 撤去したコンクリート塊の発生場所から処分場までの運搬、処分	
特殊部A-O 1	1) ライナープレート施工部の掘削、位置図へ示す土砂仮置き場⑦への運搬、敷均し（土質区分：土砂B） 2) ライナープレートによる土留めの設置 3) ライナープレートの撤去、土砂仮置き場⑦に敷均しした土砂の埋戻し部への運搬、埋戻し、締固め 4) 含水量の調整	
特殊部A-O 2	1) 特殊部A-O 1にて撤去したライナープレート等の掘削箇所への運搬 2) ライナープレート施工部の掘削、位置図へ示す土砂仮置き場⑦への運搬、敷均し（土質区分：土砂B） 3) ライナープレートによる土留めの設置 4) ライナープレートの撤去、土砂仮置き場⑦に敷均しした土砂の埋戻し部への運搬、埋戻し、締固め 5) 含水量の調整	
特殊部A-P 1	1) ライナープレート施工部の掘削、掘削箇所近傍へのはねつけ（土質区分：土砂B） 2) ライナープレートによる土留めの設置 3) ライナープレートの撤去、埋戻し、締固め 4) 含水量の調整	
特殊部A-P 2	1) ライナープレート施工部の掘削、掘削箇所近傍へのはねつけ（土質区分：土砂B） 2) ライナープレートによる土留めの設置 3) ライナープレートの撤去、埋戻し、締固め 4) 含水量の調整	

単価表の項目	区分	摘要
特殊部A-R 1	1) ライナープレート施工部の掘削、掘削箇所近傍へのはねつけ (土質区分：土砂B) 2) ライナープレートによる土留めの設置 3) ライナープレートの撤去、埋戻し、締固め 4) 含水量の調整	
特殊部A-S 1	1) ライナープレート施工部の掘削、位置図へ示す土砂仮置き場 ⑦への運搬、敷均し (土質区分：土砂B) 2) ライナープレートによる土留めの設置 3) ライナープレートの撤去、土砂仮置き場⑦に敷均しした土砂 の埋戻し部への運搬、埋戻し、締固め 4) 含水量の調整	
特殊部A-S 2	1) ライナープレート施工部の掘削、掘削箇所近傍へのはねつけ (土質区分：土砂B) 2) ライナープレートによる土留めの設置 3) ライナープレートの撤去、埋戻し、締固め 4) 含水量の調整	
特殊部A-T 1	1) ライナープレート施工部の掘削、掘削箇所近傍へのはねつけ (土質区分：土砂B) 2) ライナープレートによる土留めの設置 3) ライナープレートの撤去、埋戻し、締固め 4) 含水量の調整	
特殊部A-T 2	1) ライナープレート施工部の掘削、位置図へ示す土砂仮置き場 ⑦への運搬、敷均し (土質区分：土砂B) 2) ライナープレートによる土留めの設置 3) ライナープレートの撤去、土砂仮置き場⑦に敷均しした土砂 の埋戻し部への運搬、埋戻し、締固め 4) 含水量の調整	
特殊部A-T 3	1) ライナープレート施工部の掘削、掘削箇所近傍へのはねつけ (土質区分：土砂B) 2) ライナープレートによる土留めの設置 3) ライナープレートの撤去、埋戻し、締固め 4) 含水量の調整	

(2) 構造物掘削における締切の内容は下表のとおりとする。

単価表の項目	掘削箇所	区分	摘要
特殊部A-A 1	御堂川橋（上り線）P 1 橋脚 RC巻立て工施工箇所	・ライナープレート（新材） H = 3.0 m	ライナー プレート 工法

単価表の項目	掘削箇所	区分	摘要
特殊部 A-A 2	御堂川橋（上り線）P 2 橋脚 炭素繊維巻立て工施工箇所	・ライナープレート（特殊部 A-A 5 を転用） H=3.5m ・ボルト・ナット等（新材）	ライナープレート工法
特殊部 A-A 3	御堂川橋（上り線）P 3 橋脚 炭素繊維巻立て工施工箇所	・ライナープレート（特殊部 A-A 4 を転用） H=6.5m ・ボルト・ナット等（新材）	ライナープレート工法
特殊部 A-A 4	御堂川橋（上り線）P 4 橋脚 炭素繊維巻立て工施工箇所	・ライナープレート（新材） H=8.0m	ライナープレート工法
特殊部 A-A 5	御堂川橋（上り線）P 5 橋脚 炭素繊維巻立て工施工箇所	・ライナープレート（新材） H=5.0m	ライナープレート工法
特殊部 A-D 1	沢山川橋（下り線）P 1 橋脚 アラミド繊維巻立て工施工箇所	・ライナープレート（新材） H=4.0m 切梁・縦梁・腹起し（リース品）	ライナープレート工法
特殊部 A-F 1	新神田川橋（下り線）P 1 橋脚 あと施工せん断補強工施工箇所	・ライナープレート（新材） H=4.5m ・切梁・縦梁（リース品）	ライナープレート工法
特殊部 A-G 1	蛭川橋（上り線）P 2 橋脚 RC 巻立て工施工箇所	・ライナープレート（新材） H=3.0m ・切梁・縦梁・腹起し（リース品）	ライナープレート工法
特殊部 A-G 2	蛭川橋（下り線）P 2 橋脚 RC 巻立て工施工箇所	・ライナープレート（新材） H=3.0m ・切梁・縦梁・腹起し（リース品）	ライナープレート工法
特殊部 A-H 1	長野 C ランプ橋 P 2 橋脚 RC 巻立て工施工箇所	・ライナープレート（新材） H=4.0m	ライナープレート工法
特殊部 A-J 1	赤野田川橋（上り線）P 2 橋脚 RC 巻立て工施工箇所	・ライナープレート（新材） H=3.5m ・切梁・縦梁・腹起し（リース品）	ライナープレート工法
特殊部 A-O 1	須坂橋（上下線）P 1 橋脚 RC 巻立て工施工箇所	・ライナープレート（新材） H=5.5m ・切梁・縦梁・腹起し（リース品）	ライナープレート工法
特殊部 A-O 2	須坂橋（上下線）P 2 橋脚 RC 巻立て工施工箇所	・ライナープレート（特殊部 A-O 1 を転用） H=5.5m ・ボルト・ナット等（新材） ・切梁・縦梁・腹起し（リース品）	ライナープレート工法

単価表の項目	掘削箇所	区分	摘要
特殊部A-P 1	百々川橋（上り線）P 1 橋脚 R C 巻立て補強工施工箇所	・ライナープレート（新材） H = 9. 0 m	ライナー プレート 工法
特殊部A-P 2	百々川橋（上り線）P 2 橋脚 R C 巻立て補強工施工箇所	・ライナープレート（新材） H = 1 0. 5 m	ライナー プレート 工法
特殊部A-R 1	豊洲高架橋（上り線）P 3 1 橋脚 R C 巻立て工施工箇所	・ライナープレート（新材） H = 5. 0 m	ライナー プレート 工法
特殊部A-S 1	松川橋（上り線）P 1 橋脚 R C 巻立て工施工箇所	・ライナープレート（新材） H = 2. 5 m	ライナー プレート 工法
特殊部A-S 2	松川橋（上り線）P 2 橋脚 R C 巻立て工施工箇所	・ライナープレート（新材） H = 3. 5 m	ライナー プレート 工法
特殊部A-T 1	篠井川橋（上り線）P 1 橋脚、P C M 巻立て工施工箇所	・ライナープレート（新材） H = 7. 5 m	ライナー プレート 工法
特殊部A-T 2	篠井川橋（上り線）P 2 橋脚 P C M 巻立て工施工箇所	・ライナープレート（新材） H = 6. 5 m	ライナー プレート 工法
特殊部A-T 3	篠井川橋（上り線）P 4 橋脚 R C 巻立て工施工箇所	・ライナープレート（新材） H = 2. 0 m	ライナー プレート 工法

3 1 - 4 - 2 施工

- （１）構造物掘削前に現地地盤高さの確認・測量、現地の土質調査を行い、監督員に報告するものとする。
- （２）掘削中に予期しない不良土または転石（５０ｃｍ以上）等に遭遇した場合は、監督員に報告し、その処理方法について監督員と協議するものとし、これに要する費用について監督員と受注者との協議し定めるものとする。
- （３）構造物掘削にあたり、水替えの必要が出た場合は、監督員に報告し、その処理方法について監督員と協議するものとし、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- （４）埋戻し土は、掘削発生土を使用する。
- （５）撤去したライナープレート等の処理については、本特記仕様書１６－１「発生する残存物件と引渡し方法」に示すとおりとする。
- （６）構造物掘削 特殊部において、仮設鋼部材の転用が不可能となった場合は、監督員に報告し、その処理方法について監督員と協議するものとし、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- （７）特殊部掘削A-F 1においてライナープレートを既設躯体に固定する場合は、鉄筋探査を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。鉄筋探査の結果、あるいはアンカー削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものと

する。なお、アンカー削孔及びアンカー削孔中に既設鉄筋に干渉したことによる再削孔に要する費用は契約単価に含めるものとする。

- (8) 特殊部掘削A-F 1においてライナープレートを撤去する際は既設躯体に固定するためのアンカーボルトを切断するものとし、切断面を適切に防錆処理するものとする。
- (9) 特殊部掘削A-J 1、A-P 1、A-P 2、A-R 1、A-S 2、A-T 2の施工前には、事前の土質調査により現地盤の地質及び地下水位を確認することとし、設計図書との相違がある場合は、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。なお、事前の土質調査に要する費用は関連する単価表の項目に含むものとし別途支払は行わないものとする。

3 1-4-3 支払

共通仕様書2-8-1 1「支払」に下記を追加する。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
2-(6)	構造物掘削	
	普通部A	m3
	普通部B 1	m3
	普通部B 2	m3
	普通部B 3	m3
	普通部B 4	m3
	普通部B 5	m3
	普通部B 6	m3
	普通部B 7	m3
	普通部C	m3
	特殊部A-A 1	m3
	特殊部A-A 2	m3
	特殊部A-A 3	m3
	特殊部A-A 4	m3
	特殊部A-A 5	m3
	特殊部A-D 1	m3
	特殊部A-F 1	m3
	特殊部A-G 1	m3
	特殊部A-G 2	m3
	特殊部A-H 1	m3
	特殊部A-J 1	m3
	特殊部A-O 1	m3
	特殊部A-O 2	m3
	特殊部A-P 1	m3
	特殊部A-P 2	m3
	特殊部A-R 1	m3
	特殊部A-S 1	m3
	特殊部A-S 2	m3
	特殊部A-T 1	m3
	特殊部A-T 2	m3
	特殊部A-T 3	m3

3 1 - 5 切土補強土工

3 1 - 5 - 1 施工

共通仕様書 4 - 2 3 - 3 「施工」に下記を追加する。

切土補強土工の施工前には、事前の土質調査により現地盤の地質及び土質特性を確認することとし、設計図書との相違がある場合は、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。なお、事前の土質調査に要する費用は関連する単価表の項目に含むものとし別途支払は行わないものとする。

3 1 - 6 構造物用コンクリート

3 1 - 6 - 1 種別

共通仕様書 8 - 2 - 3 「コンクリートの種別」に下記を追加する。

単価表の項目	使用区分	使用構造物
無収縮モルタル	橋脚天端部の耐震補強に使用するもの	耐震補強対象構造物

3 1 - 6 - 2 材料

共通仕様書 8 - 2 - 4 「材料」に下記を追加する。

- (1) 巻立てコンクリートの天端の新旧コンクリート及び天端に打設する無収縮モルタルと既存コンクリート構造物との境界に施工するシール材はエポキシ樹脂系を使用するものとする。
- (2) 無収縮モルタルで使用する材料、配合、品質の判定、品質基準及び施工は、「構造物施工管理要領」Ⅱ - 5 - 2 - 3 の規定に従い行うものとする。

3 1 - 6 - 3 支払

共通仕様書 8 - 2 - 1 7 「支払」を以下の通り変更する。

コンクリートの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m³当たりの契約数量で行うものとする。

A 1 - 5 の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリートの計量、練りまぜ、運搬、打込み、仕上げ、養生、シール材（無収縮モルタル部に施工する箇所も含む）等 A 1 - 5 の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

無収縮モルタルの契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うモルタルの計量、練りまぜ、運搬、打込み、仕上げ、養生等無収縮モルタルの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
8 - (1)	コンクリート	
	A 1 - 5	m ³
	無収縮モルタル	m ³

3 1 - 7 鉄筋工

3 1 - 7 - 1 鉄筋の種別

共通仕様書 8 - 4 - 2 「鉄筋の種別」に下記を追加する。

単価表の項目	使用箇所	継手の種類
T 1	耐震補強の巻立て鉄筋コンクリート構造物 (基部定着)	— (主鉄筋のガス圧接継手、機械継手は鉄筋 T に含む)

3 1 - 7 - 2 材料

共通仕様書 8 - 4 - 4 「材料」に以下を追加する。

- (3) フーチングへの軸方向鉄筋のフーチングへの定着は、エポキシ樹脂系の接着剤とし、使用する材料は、「構造物施工管理要領」Ⅲ - 6 - 2 - 1 (2) によるものとする。
- (4) 組立用アンカーに使用する材料は、「構造物施工管理要領」Ⅲ - 7 - 1 - 4 によるものとし、施工中に脱落しないように十分な付着を確保出来る材料を使用しなければならない。

3 1 - 7 - 3 施工

共通仕様書 8 - 4 - 5 「施工」に以下を追加する。

- (4) 軸方向鉄筋の基部定着部の施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ - 6 - 2 によるものとする。
- (5) 基部定着部の削孔に当たっては、鉄筋探査を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。鉄筋探査の結果、あるいはアンカー削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。なお、アンカー削孔中に既設鉄筋に干渉したことによる再削孔に要する費用は契約単価に含めるものとする。
- (6) 組立用アンカーの施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ - 7 - 1 - 4 によるものとする。
- (7) 鉄筋フレア溶接継手の施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ - 7 - 2 によるものとする。
- (8) アンカー削孔に伴うコンクリート殻については、本特記仕様書 2 0 「再生資源及び建設副産物に関する事項」に従い処分するものとする。

3 1 - 7 - 4 支払

共通仕様書 8 - 4 - 7 「支払」によらず次のとおりとする。

鉄筋 T の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、それぞれ 1 t 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う組立て筋を含む鉄筋の加工、組立て、据付け、組立用アンカーに要する材料等鉄筋 T の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

鉄筋 T 1 の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、それぞれ 1 t 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う組立て筋を含む鉄筋の加工、組立て、据付け、不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め、孔の清掃、樹脂接着、組立用アンカーに要する材料、コンクリートの取壊し発生材運搬、処分等鉄筋 T 1 の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
8 - (3)	鉄筋	
	T	t
	T 1	t

3 1 - 8 落橋防止工

3 1 - 8 - 1 縁端拡幅工

3 1 - 8 - 1 - 1 種別

共通仕様書 1 7 - 5 - 3 「縁端拡幅工」(2) に下表を追加する。

単価表の項目	区分
コンクリート A 1 - 5	共通仕様書 8 - 2 「構造物用コンクリート」の規定による耐震補強及び落橋防止システムに使用するコンクリートで橋台及び橋脚部の天端を拡幅するものをいう。

単価表の項目	区分
無収縮モルタル	無収縮モルタルで橋台及び橋脚部の天端を拡幅するものをいう。
アンカー工 $\phi a \cdot L$	縁端拡幅工Bの鉄筋アンカーに必要な水平方向の既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃、アンカー鉄筋の挿入、樹脂定着、削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分を行うものをいう。 アンカー鉄筋の材料は縁端拡幅工Bの鉄筋に含む ϕa : コンクリート削孔径 (mm) L : 設計削孔長 (mm)

3 1 - 8 - 1 - 2 施工

アンカー工の施工は、共通仕様書 1 7 - 5 - 3 「縁端拡幅工」に以下を追加する。

- (1 1) 鉄筋探査を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。鉄筋探査の結果、あるいはアンカー削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。なお、アンカー削孔中に既設鉄筋に干渉したことによる再削孔に要する費用は契約単価に含めるものとする。
- (1 2) アンカー削孔に伴うコンクリート殻については、本特記仕様書 2 0 「再生資源及び建設副産物に関する事項」に従い処分するものとする。
- (1 3) 共通仕様書 1 7 - 5 - 3 (4) に示す内容については、耐震補強用コンクリート表面処理工の契約単価に含むものとし、本特記仕様書 3 1 - 9 - 1 「耐震補強用コンクリート表面処理工」によるものとする。
- (1 4) 非破壊検査のうち鉄筋かぶり試験については、「コンクリート施工管理要領」 7 - 2 に準拠するものとし、試験頻度は下表のとおりとする。

検査ひん度	測定箇所
1 回/ロット	正面

3 1 - 8 - 1 - 3 作業内容

無収縮モルタル工の作業内容は、下表のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
無収縮モルタル	1) 型枠内の清掃 2) 材料の練り混ぜ 3) 無収縮モルタルの充填 4) 養生

3 1 - 8 - 1 - 4 材料・配合・品質の判定・品質基準・施工

無収縮モルタルで使用する材料、配合、品質の判定、品質基準及び施工は、「構造物施工管理要領」 II - 5 - 2 - 3 の規定に従うものとする。

3 1 - 8 - 1 - 5 数量の検測

無収縮モルタルの数量の検測は、設計数量 (m³) で行うものとする。

3 1 - 8 - 1 - 6 支払

共通仕様書 1 7 - 5 - 8 「支払」 (1) に下記を追加する。

コンクリート A 1 - 5 の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1 m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、共通仕様書 8 - 2 「構造物用コンクリート」に規定する施工に

要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費を含むものを除くすべての費用を含むものとする。

無収縮モルタルの支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1 m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書 3 1－8－1－3 「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

アンカー工 $\phi a \cdot L$ の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め、樹脂接着、コンクリート塊の運搬・処分等アンカー工 $\phi a \cdot L$ の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
1 7－(9)	縁端拡幅工 B	
	コンクリート工 A 1－5	m ³
	無収縮モルタル	m ³
	アンカー工 $\phi a \cdot L$	本

3 1－8－2 落橋防止構造

3 1－8－2－1 種別

共通仕様書 1 7－5－2 「落橋防止工の種別」に下記を追加する。

単価表の項目	区分
□－△○	下記に示す落橋防止構造を設置することをいう。 □：C 1（鎖（チェーン）にて桁と下部を連結） C 2（鎖（チェーン）にて桁と桁を連結） P 1（P C 鋼材にて桁と下部を連結） P 2（P C 鋼材にて桁と桁を連結） M（鋼製突起を下部工に設置） U 1（くさび型定着工法にて桁と下部を連結） △：A（御堂川橋）、B（入田橋）、C（雨宮橋）、D（沢山川橋）、 E（清野橋）、F（新神田川橋）、G（蛭川橋 上下線）、 H（長野 C ランプ橋）、I（東寺尾橋）、K（保科川橋）、 L（若穂高架橋）、M（春山高架橋）、N（綿内高架橋）、 O（須坂橋 上下線）、P（百々川橋）、 Q（高梨高架橋 上下線）、R（豊洲高架橋）、S（松川橋）、 T（篠井川橋） ○：設計図書による
鋼製ブラケット	下部工に取り付く鋼製ブラケットの製作、防錆、輸送をいう。
アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b)	落橋防止構造の鉄筋アンカーに必要な既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃、樹脂定着、削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分を行うものをいう。（アンカー鉄筋の材料は含まない。） ϕa：コンクリート削孔径（mm） L：設計削孔長（mm） b：削孔向き（水平・上向き）

単価表の項目	区分
コンクリートはつり工	落橋防止構造U1-△○の施工に先立ち、桁定着装置取付部を人力打撃工法を用いたはつり処理により整形を行うものをいう。

31-8-2-2 作業内容

本特記仕様書31-8-2-1「種別」に示す単価表の項目に含める作業内容は下表のとおりとする。

単価表の項目	作業内容	備考
C1-△○ P1-△○	■鋼橋での作業内容は以下のものとする。 1) 芯出し調整工（鋼材面用） 鋼材面の旧塗膜ケレン作業、設置位置の確認、取付部材との整合・計測 2) 芯出し調整工（コンクリート面用） コンクリート面のケレン作業、設置位置の確認、取付部材との整合・計測 3) 上部工に取付く部材及び落橋防止構造の製作、防錆、輸送、設置 4) 上部工部材取付に伴う既設桁部へ、高力ボルト接合部の現場孔明工 5) 上部工取付部材の高力ボルト本締め作業及びピンテール仕上げ 6) 素地調整 7) 現場塗装 8) 下部工付ブラケット取付に伴う背面のチッピング、不陸調整用樹脂パテ材の施工 9) 下部工付鋼製ブラケットの設置 10) 取付用アンカーボルトの製作、防錆、輸送、設置 11) 上部工補強部材の製作・防錆・輸送・設置 ■コンクリート橋での作業内容は以下のものとする。 1) 芯出し調整工 コンクリート面のケレン作業、設置位置の確認、取付部材との整合・計測 2) 上部工に取付く部材及び落橋防止構造の製作、防錆、輸送、設置 3) 上下部工付ブラケット取付に伴う背面のチッピング、不陸調整用樹脂パテ材・無収縮モルタルの施工 4) 下部工付鋼製ブラケットの設置 5) 取付用アンカーボルトの製作、防錆、輸送	
C2-R○ P2-N○	1) 芯出し調整工 コンクリート面のケレン作業、設置位置の確認、取付部材との整合・計測	

単価表の項目	作業内容	備考
	2) 上部工に取付く部材及び落橋防止構造の製作、防錆、輸送、設置 3) 上部工付ブラケット取付に伴う背面のチッピング、不陸調整用樹脂パテ材の施工 4) 取付用アンカーボルトの製作、防錆、輸送	
M-Q○	1) 芯出し調整工 コンクリート面のケレン作業、設置位置の確認、取付部材との整合・計測 2) 下部工付ブラケット取付に伴う背面のチッピング、不陸調整用樹脂パテ材の施工 3) 下部工付鋼製ブラケットの設置 4) 落橋防止構造設置に伴う緩衝材の製作、設置 5) 取付用アンカーボルトの製作、防錆、輸送	
U1-△○	1) 芯出し調整工 コンクリート面のケレン作業、設置位置の確認、取付部材との整合・計測 2) 桁定着装置及び上部工付鋼製ブラケットの製作、防錆、輸送、設置 3) 桁定着部の清掃、整形、プライマーの施工 4) 桁定着部への樹脂注入及びシール材の施工 5) 下部工付ブラケット取付に伴う背面のチッピング、不陸調整用樹脂パテ材の施工 6) 下部工付鋼製ブラケットの設置 7) 取付用アンカーボルトの製作、防錆、輸送	
鋼製ブラケット	1) 下部工付鋼製ブラケットの製作・防錆・輸送	
アンカー工φa・L(b)	1) 既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃 2) アンカーボルトの挿入・固定、樹脂定着 3) 削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分	
コンクリートはつり工	1) 人力打撃工法を用いた上部工くさび板取付部のコンクリートはつり 2) はつりに伴い発生するコンクリート殻の処分	

31-8-2-3 使用特許について

落橋防止構造U1-△○は特許工法であり、工事実施に先立ち監督員に実施許諾の報告を行うものとする。当該工法の特許番号は特許第5734943号とする。なお、特許使用料については、関連する単価表の項目に含むものとし別途支払は行わないものとする。

31-8-2-4 塗替塗装

共通仕様書17-4-2「材料」に下記を追加する。

(1) 上塗塗装の塗色は下表のとおりとする。

橋梁名	塗装箇所	上塗塗装の塗色
御堂川橋	鋼単純鈹桁橋	P49-40T
雨宮橋	鋼単純鈹桁橋	P22-90H

橋梁名	塗装箇所	上塗塗装の塗色
沢山川橋	鋼 2 径間連続鈑桁橋	P 2 2－9 0 H
清野橋	鋼単純鈑桁橋・鋼単純箱桁橋	P 2 2－9 0 H
蛭川橋	鋼 2 径間連続非合成鋼桁橋	P 5 2－6 0 L
長野 C ランプ橋	鋼 4 径間連続箱桁橋	P 5 2－6 0 L
保科川橋	鋼単純箱桁橋	P 2 2－9 0 H
百々川橋	鋼 3 径間連続箱桁橋	P 5 2－6 0 L
豊洲高架橋	鋼 4 径間連続箱桁橋	P 2 2－9 0 H
松川橋	鋼単純鈑桁橋・鋼 2 径間連続箱桁橋・鋼単純鈑桁橋	P 5 2－6 0 L
篠井川橋	鋼 3 径間連続箱桁橋	P 4 9－4 0 T

また、上塗塗装の塗色は、（社）日本塗料工業会塗料用標準色見本帳 2 0 2 4 年 P 版による。

3 1－8－2－5 施工

共通仕様書 1 7－4－3 「施工」に下記を追加する。

（5）塗装されている塗料

既存塗膜及び素地調整方法は下表のとおりとする。

橋梁名	既存塗膜		素地調整
	塗装系	履歴	
御堂川橋 A 1 橋台～P 1 橋脚（一般部）	A 系	建設時	塗膜剥離剤による除去後、乾式ブラストによる素地調整
雨宮橋 A 1 橋台～P 1 橋脚（一般部）	A 系	建設時	塗膜剥離剤による除去後、乾式ブラストによる素地調整
沢山川橋 P 1 橋脚～A 2 橋台（一般部）	A 系	建設時	塗膜剥離剤による除去後、乾式ブラストによる素地調整
清野橋 A 1 橋台～A 2 橋台（一般部）	A 系	建設時	塗膜剥離剤による除去後、乾式ブラストによる素地調整
蛭川橋 P 2 橋脚～A 2 橋台（一般部）	A 系	建設時	塗膜剥離剤による除去後、乾式ブラストによる素地調整
長野 C ランプ橋 A 1 橋台～A 2 橋台（一般部）	A 系	建設時	塗膜剥離剤による除去後、乾式ブラストによる素地調整
保科川橋 P 1 橋脚～P 2 橋脚（一般部）	A 系	建設時	塗膜剥離剤による除去後、乾式ブラストによる素地調整
百々川橋 A 1 橋台～A 2 橋台（一般部）	A 系	建設時	塗膜剥離剤による除去後、乾式ブラストによる素地調整
豊洲高架橋 P 2 9 橋脚～P 3 5 橋脚（一般部）	A 系	建設時	塗膜剥離剤による除去後、乾式ブラストによる素地調整
松川橋 A 1 橋台～A 2 橋台（一般部）	A 系	建設時	塗膜剥離剤による除去後、乾式ブラストによる素地調整
篠井川橋 A 1 橋台～P 3 橋脚（一般部）	A 系	建設時	塗膜剥離剤による除去後、乾式ブラストによる素地調整

なお、新設鋼部材が取り付く部分の塗膜剥離材による除去については、塗膜除去工の契約単価に含むものとし、本特記仕様書 3 1－2 7 「塗膜除去工」の規定によるものとする。

(6) 素地調整

素地調整程度種別は下表のとおりとする。

橋梁名	素地調整程度の種別	摘要
御堂川橋	1 種・4 種	鋼単純鈹桁橋
雨宮橋		鋼単純鈹桁橋
沢山川橋		鋼 2 径間連続鈹桁橋
清野橋		鋼単純鈹桁橋・鋼単純箱桁橋
蛭川橋		鋼 2 径間連続非合成鋼桁橋
長野 C ランプ橋		鋼 4 径間連続箱桁橋
保科川橋		鋼単純箱桁橋
百々川橋		鋼 3 径間連続箱桁橋
豊洲高架橋		鋼 4 径間連続箱桁橋
松川橋		鋼単純鈹桁橋・鋼 2 径間連続箱桁橋・鋼単純鈹桁橋
篠井川橋		鋼 3 径間連続箱桁橋

(7) 塗装

落橋防止構造の塗装は、「構造物施工管理要領」Ⅱ 3-3「塗料」及びⅢ 2-1「塗替え塗装」の関連項目の規定に従わなければならない。

なお、使用する塗装系及び上塗の塗色は、以下のとおりとする他、塗分け区分については設計図書に示すものとする。

塗装対象	塗装系記号及び名称	上塗の塗色	備考
上部工付ブラケット (御堂川橋)	工場塗装：C 5、J 現場塗装：F 3、F 1 1、 境界部塗装	P 4 9-4 0 T	(社) 日本塗料工業会 塗料用標準色見本帳 2 0 2 4 年 P 版
上部工付ブラケット (雨宮橋)	工場塗装：C 5、J 現場塗装：F 3、F 1 1、 境界部塗装	P 2 2-9 0 H	(社) 日本塗料工業会 塗料用標準色見本帳 2 0 2 4 年 P 版
上部工付ブラケット (沢山川橋)	工場塗装：C 5、J 現場塗装：F 3、F 1 1、 境界部塗装	P 2 2-9 0 H	(社) 日本塗料工業会 塗料用標準色見本帳 2 0 2 4 年 P 版
上部工付ブラケット (清野橋)	工場塗装：C 5、D 4、J 現場塗装：F 3、F 8、F 1 1、F 1 2、境界部塗装	P 2 2-9 0 H	(社) 日本塗料工業会 塗料用標準色見本帳 2 0 2 4 年 P 版
上部工付ブラケット (蛭川橋)	工場塗装：C 5、J 現場塗装：F 3、F 1 1、 境界部塗装	P 5 2-6 0 L	(社) 日本塗料工業会 塗料用標準色見本帳 2 0 2 4 年 P 版
上部工付ブラケット (長野 C ランプ橋)	工場塗装：C 5、D 4、J 現場塗装：F 3、F 8、F 1 1、F 1 2、境界部塗装	P 5 2-6 0 L	(社) 日本塗料工業会 塗料用標準色見本帳 2 0 2 4 年 P 版
上部工付ブラケット (保科川橋)	工場塗装：C 5、D 4、J 現場塗装：F 3、F 8、F 1 1、F 1 2、境界部塗装	P 2 2-9 0 H	(社) 日本塗料工業会 塗料用標準色見本帳 2 0 2 4 年 P 版

塗装対象	塗装系記号及び名称	上塗の塗色	備考
上部工付ブラケット (百々川橋)	工場塗装：C 5、D 4、J 現場塗装：F 3、F 8、F 1 1、F 1 2、境界部塗装	P 5 2－6 0 L	(社) 日本塗料工業会 塗料用標準色見本帳 2 0 2 4 年 P 版
上部工付ブラケット (豊洲高架橋)	工場塗装：C 5、D 4、J 現場塗装：F 3、F 8、F 1 1、F 1 2、境界部塗装	P 2 2－9 0 H	(社) 日本塗料工業会 塗料用標準色見本帳 2 0 2 4 年 P 版
上部工付ブラケット (松川橋)	工場塗装：C 5、D 4、J 現場塗装：F 3、F 8、F 1 1、境界部塗装	P 5 2－6 0 L	(社) 日本塗料工業会 塗料用標準色見本帳 2 0 2 4 年 P 版
上部工付ブラケット (篠井川橋)	工場塗装：C 5、D 4、J 現場塗装：F 3、F 8、F 1 1、F 1 2、境界部塗装	P 4 9－4 0 T	(社) 日本塗料工業会 塗料用標準色見本帳 2 0 2 4 年 P 版

(8) 研削材及びケレンかすの処分

素地調整により発生する研削材及びケレンかすの処分については本特記仕様書 2 0－2 「建設副産物の活用等」によるものとし、処分の費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(9) 落橋防止構造の溶融亜鉛めっき

落橋防止構造等の溶融亜鉛めっきは、共通仕様書 1 1－9－4 「落橋防止構造の塗装及び溶融亜鉛めっき」の各関連項目及び設計図書に示すものとする。

5) 落橋防止構造の上部工付ブラケット・下部工付ブラケットの製作、輸送、高力ボルト本締工は、共通仕様書 1 0－6 「鋼構造物の製作」、共通仕様書 1 0－8 「鋼構造物の輸送」、共通仕様書 1 0－9 「鋼構造物の架設」の規定によるものとする。

6) 落橋防止構造のブラケットのうち、鋼部材に取り付くものの防錆は、共通仕様書 1 0－7 「鋼構造物の防錆」、コンクリート面に取り付くものの防錆は、共通仕様書 1 7－5－3 「縁端拡幅工」(6)の規定によるものとする。

(1 0) 落橋防止構造 U 1－△○における桁定着部に施工するプライマーは、既設コンクリートのマイクロクラック抑制対策として浸透性プライマーを使用するものとし、下記の規定を満足するものでなければならない。

項目	仕様	試験方法
圧縮強度	5 0 N/mm ²	J I S K 7 1 8 1
付着強度	1 . 6 N/mm ²	J I S A 6 9 0 9

3 1－8－2－6 溶接に関する事項

落橋防止構造の製作については、共通仕様書 1 7－5－4 「落橋防止構造」の規定による他、次によるものとする。

(1) 溶接種別の確認等について

受注者は、落橋防止構造等の設計図書における溶接記号に疑義が生じた場合は、共通仕様書 1－5－2 「設計図書の照査」に準じた確認を監督員に求めるものとする。

なお、受注者は設計図書の照査にあたっては、「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止に関して(要請書)」国土交通省(平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日付け)を踏まえて実施するものとする。また、受注者は、外部の製作会社に落橋防止構造等の製作を外注する場合は、製作会社が作成する製作要領等により、製作会社が当該工事の契約図書の内容を正確に認識していることを、確認するものとする。

(2) 溶接検査について

- ①受注者は、外部の製作会社に落橋防止構造等の製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を受注者自身或いは第三者の検査会社で行う旨を施工計画書に明記するものとする。
- ②受注者は、溶接検査を外注する場合には、当該工事の製作会社に所属せず、かつ、当該工事の品質管理試験（社内検査）を行っていない、第三者の検査会社と直接契約を行うものとする。
- ③内部きずの検査について、非破壊試験検査を行う者は、試験の種類に応じた J I S Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）の資格を有した者であることとし、資格証明書（写）を施工計画書に添付するものとする。
- ④落橋防止構造等の完全溶込み溶接継手における超音波探傷試験の非破壊試験検査は、落橋防止構造等の全数を対象に溶接継手全長の検査を行うものとする。
- ⑤受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止構造等の検査会社として使用する場合、超音波探傷試験及び探傷感度の設定の際に立会確認を行うとともに、検査会社から検査要領書を提出させ、当該要領書に記載されたすべての検査状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出することを求めるものとする。なお、不正行為を働いた会社とは、「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書（平成27年12月22日）」及び「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書別冊（平成27年12月22日）」に不正行為を働いた会社として記載のある者である。
- ⑥受注者は、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査の実施後、その結果について速やかに監督員に報告するものとし、塗装等の実施については監督員の確認を得るものとする。

(3) 溶接施工について

- ①受注者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出するものとする。なお、当該分野について I S O 9 0 0 1 を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合は、当該記録を同製作会社に行わせることができるものとする。
- ②受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止構造等の製作会社として使用する場合、完全溶込み溶接工程における開先加工、裏はつりへの立会確認に加え、製作会社から溶接施工要領書を提出させるとともに、当該要領書に記載されたすべての溶接作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出するものとする。I S O 9 0 0 1 を取得している製作会社を使用する場合においても同様とする。なお、不正行為を働いた会社とは、「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書（平成27年12月22日）」及び「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書別冊（平成27年12月22日）」に不正行為を働いた会社として記載のある者である。
- ③受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書（写）を施工計画書に添付するものとする。

(4) 抜き打ち非破壊試験検査について

本工事は、発注者による抜き打ち非破壊検査を実施することがある。

なお、上記の抜き打ち非破壊試験検査で不合格となった場合、受注者は落橋防止構造等の完全溶込み溶接継手すべてにおいて、改めて、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を監督員に報告するものとする。

(5) 溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に記載するものとする。

- (6) 落橋防止構造等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良が判明した場合において受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。

3 1-8-2-7 内部きず検査

内部きず検査は、公益社団法人日本道路協会 道路橋示方書・同解説平成24年3月「Ⅱ鋼橋編」(以下、道示Ⅱ) 18.4.7に基づいて実施すること。

3 1-8-2-8 数量の小数位

コンクリートはつり工Aの検測及び支払数量の小数位は、共通仕様書1-31-4「数量の小数位」によらず、下表のとおりとする。

区分	コンクリートはつり工
検測数量	小数3位
支払数量	小数2位

3 1-8-2-9 数量の検測

共通仕様書17-5-7「数量の検測」(2)によらず下記のとおりとする。

C1-△○、C2-△○、P1-△○、P2-△○、M-△○、U1-△○の数量の検測は、設計数量(本)で行うものとする。

鋼製ブラケットの数量の検測は、製作後に運搬するブラケットの設計数量(t)で行うものとする。

アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b) の数量の検測は、設計数量(本)で行うものとする。

コンクリートはつり工の数量の検測は、設計数量(m³)で行うものとする。

3 1-8-2-10 支払

共通仕様書17-5-8「支払」(2)によらず下記のとおりとする。

C1-△○、C2-△○、P1-△○、P2-△○、M-△○、U1-△○の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書31-8-2-2「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

鋼製ブラケットの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1t当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書31-8-2-2「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b) の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め、孔の清掃、樹脂接着、コンクリート塊の運搬・処分等アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b) の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

コンクリートはつり工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリートはつり、コンクリート塊の運搬・処分等コンクリートはつり工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
17 - (11)	落橋防止構造	
	C1 - △○	本
	C2 - △○	本
	P1 - △○	本
	P2 - △○	本
	M - △○	本
	U1 - △○	本
	鋼製ブラケット	t
	アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b)	本
	コンクリートはつり工	m3

31-8-3 段差防止構造M

31-8-3-1 種別

共通仕様書17-5-5「段差防止構造(2)」の種別に下記を追加する。

単価表の項目	区分
アンカー工 $\phi a \cdot L$ (下向き)	段差防止構造の鉄筋アンカーに必要な鉛直下向きの既設コンクリート下部工の削孔、孔の清掃、樹脂定着、削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分を行うものをいう。(アンカー鉄筋の材料は含まない) ϕa : コンクリート削孔径 (mm) L : 設計削孔長 (mm)

31-8-3-2 作業内容

段差防止構造Mの作業内容は、下表のとおりとする。

単価表の項目	作業内容	備考
鋼製ブラケット	1) 芯出し調整工 コンクリート面のケレン作業、設置位置の確認、取付部材との整合・計測 2) 鋼製ブラケットを設置するコンクリート面のチッピング 3) 鋼部材の製作・防錆・輸送・設置 4) 緩衝材(クロロプレンゴム)の製作・設置 5) 無収縮モルタルの材料費及び注入 6) 取付用アンカーボルトの製作、防錆、輸送	
アンカー工 $\phi a \cdot L$ (下向き)	1) 既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃 2) アンカーボルトの挿入・固定、樹脂定着 3) 削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分	

31-8-3-3 材料・製作・輸送

- (1) 使用する鋼材の材料及び品質は、公益社団法人日本道路協会 道路橋示方書・同解説平成24年3月「Ⅱ鋼橋編」(以下、道示Ⅱ) 18.2、18.3及び18.4の関係各項の規定に従うものとする。
- (2) 段差防止構造の鋼製ブラケットの製作、輸送は、共通仕様書10-6「鋼構造物の製作」、共通

仕様書 10-8「鋼構造物の輸送」及び本特記仕様書 31-8-2-6「溶接に関する事項」の規定によるものとする。

31-8-3-4 防錆

段差防止構造の鋼製ブラケットの防錆は設計図書及び共通仕様書 17-5-3「縁端拡幅工」によるものとする。

31-8-3-5 施工

(1) アンカー工の削孔に当たっては、鉄筋探査を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。鉄筋探査の結果、あるいはアンカー削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。なお、アンカー削孔中に既設鉄筋に干渉したことによる再削孔に要する費用は契約単価に含めるものとする。

(2) アンカー削孔に伴うコンクリート殻については、本特記仕様書 20「再生資源及び建設副産物に関する事項」に従い処分するものとする。

31-8-3-6 内部きず検査

内部きず検査については、本特記仕様書 31-8-2-7「内部きず検査」の関連項目の規定によるものとする。

31-8-3-7 数量の検測

共通仕様書 17-5-7「数量の検測」(3)によらず下記のとおりとする。

鋼製ブラケットの数量の検測は、製作後に運搬するブラケットの設計数量(t)で行うものとする。

アンカー工 $\phi a \cdot L$ (下向き)の数量の検測は、設計数量(本)で行うものとする。

31-8-3-8 支払

共通仕様書 17-5-8「支払」(3)によらず下記のとおりとする。

鋼製ブラケットの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1t当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書 31-8-3-2「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

アンカー工 $\phi a \cdot L$ (下向き)の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め、孔の清掃、樹脂接着、コンクリート塊の運搬・処分等アンカー工 $\phi a \cdot L$ (下向き)の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
17-(12)	段差防止構造M	
	鋼製ブラケット	t
	アンカー工 $\phi a \cdot L$ (下向き)	本

31-8-4 横変位拘束構造M

31-8-4-1 種別

共通仕様書 17-5-6「横変位拘束構造」(2)によらず下記のとおりとする。

単価表の項目	区分
△○	上部工に取り付く鋼製ブラケットの製作、防錆、輸送、設置及び下部工に取り付く鋼製ブラケットの設置 △：D（沢山川橋）、E（清野橋）、G（蛭川橋 上下線）、 H（長野Ｃランプ橋）、I（東寺尾橋）、J（赤野田川橋）、 K（保科川橋）、N（綿内高架橋）、T（篠井川橋） ○：設計図書による
鋼製ブラケット	下部工に取り付く鋼製ブラケットの製作、防錆、輸送
アンカー工 $\phi a \cdot L (b)$	横変位拘束構造の鉄筋アンカーに必要な既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃、樹脂定着、削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分を行うものをいう。（アンカー鉄筋の材料は含まない。） ϕa ：コンクリート削孔径（mm） L：設計削孔長（mm） b：削孔向き（水平・上向き・下向き）

３１－８－４－２ 作業内容

単価表の項目に含める作業内容は下表のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
D 1 E 1 E 2	【現場溶接による上部工付ブラケット及び下部工付ブラケットで構成されるタイプ】 １）芯出し調整工（鋼材面用） 鋼材面の旧塗膜ケレン作業、設置位置の確認、取付部材との整合・計測 ２）芯出し調整工（コンクリート面用） コンクリート面のケレン作業、設置位置の確認、取付部材との整合・計測 ３）下部工付ブラケット取付に伴うコンクリート面のチッピング、不陸調整材（シーリング材含む）の施工 ４）下部工付鋼製ブラケットの設置 ５）上部工に取付く部材の製作・防錆・輸送・設置 ６）上部工部材取付に伴う現場溶接 ７）素地調整 ８）現場塗装 ９）緩衝材（クロロプレンゴム）の製作・設置 １０）無収縮モルタルの材料費及び注入 １１）取付用アンカーボルトの製作、防錆、輸送
E 3 N 1 N 5 T 3	【鋼橋においてソールプレート及びリミットピンを主材料とする部材及び下部工付ブラケットで構成されるタイプ】 １）芯出し調整工（鋼材面用） 鋼材面の旧塗膜ケレン作業、設置位置の確認、取付部材との整合・計測 ２）芯出し調整工（コンクリート面用） コンクリート面のケレン作業、設置位置の確認、取付部材との整合・計測

単価表の項目	作業内容
	3) 下部工付ブラケット取付に伴うコンクリート面のチッピング、不陸調整材（シール材含む）の施工 4) 下部工付鋼製ブラケットの設置 5) 上部工に取付く部材（ソールプレート及びリミットピンを主材料とする部材を含む）の製作・防錆・輸送・設置 6) 上部工部材取付に伴う既設桁部へ、高力ボルト接合部の現場孔明工 7) 上部工取付部材の高力ボルト本締め作業及びピンテール仕上げ 8) 素地調整 9) 現場塗装 10) 取付用アンカーボルトの製作、防錆、輸送
E 4	【コンクリート橋においてソールプレート及びリミットピンを主材料とする部材及び下部工付ブラケットで構成されるタイプ】 1) 芯出し調整工 コンクリート面のケレン作業、設置位置の確認、取付部材との整合・計測 2) 下部工付ブラケット取付に伴うコンクリート面のチッピング、不陸調整材（シール材含む）の施工 3) 下部工付鋼製ブラケットの設置 4) 上部工に取付く部材（ソールプレート及びリミットピンを主材料とする部材を含む）の製作・防錆・輸送・設置 5) 素地調整 6) 現場塗装 7) 取付用アンカーボルトの製作、防錆、輸送
E 5 G 3 G 4 G 7 G 8 H 1 H 2 K 1 K 2 T 1 T 2	【鋼橋において下部工付ブラケット及び上部工取付部材で構成されるタイプ】 1) 芯出し調整工（鋼材面用） 鋼材面の旧塗膜ケレン作業、設置位置の確認、取付部材との整合・計測 2) 芯出し調整工（コンクリート面用） コンクリート面のケレン作業、設置位置の確認、取付部材との整合・計測 3) 下部工付ブラケット取付に伴うコンクリート面のチッピング、不陸調整材（シール材含む）の施工 4) 下部工付鋼製ブラケットの設置 5) 上部工に取付く部材の製作・防錆・輸送・設置 6) 上部工部材取付に伴う既設桁部へ、高力ボルト接合部の現場孔明工 7) 上部工に取付く部材の高力ボルト本締め作業及びピンテール仕上げ 8) 素地調整 9) 現場塗装 10) 緩衝材（クロロプレンゴム）の製作・設置 11) （天端に取付くブラケットの場合）無収縮モルタルの材料費及び注入 12) 取付用アンカーボルトの製作、防錆、輸送

単価表の項目	作業内容
N 2 N 3 N 4	【コンクリート橋において下部工付ブラケット及び上部工取付部材で構成されるタイプ】 1) 芯出し調整工 コンクリート面のケレン作業、設置位置の確認、取付部材との整合・計測 2) 上下部工付ブラケット取付に伴うコンクリート面のチッピング、不陸調整材（シール材含む）の施工 3) 下部工付鋼製ブラケットの設置 4) 上部工に取付く部材の製作・防錆・輸送・設置 5) 緩衝材（クロロプレンゴム）の製作・設置 6) 取付用アンカーボルトの製作、防錆、輸送
G 1 G 2 G 5 G 6 I 1 I 2 J 1	【下部工付ブラケットで構成されるタイプ】 1) 芯出し調整工 コンクリート面のケレン作業、設置位置の確認、取付部材との整合・計測 2) 下部工付ブラケット取付に伴う背面のチッピング、不陸調整材（シール材含む）の施工 3) 下部工付鋼製ブラケットの設置 4) 緩衝材（クロロプレンゴム）の製作・設置 5) （天端に取付くブラケットの場合）無収縮モルタルの材料費及び注入 6) 取付用アンカーボルトの製作、防錆、輸送
鋼製ブラケット	1) 下部工付鋼製ブラケットの製作・防錆・輸送
アンカー工 $\phi a \cdot L (b)$	1) 既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃 2) アンカーボルトの挿入・固定、樹脂定着 3) 削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分

3 1 - 8 - 4 - 3 材料・製作・輸送

- (1) 使用する鋼材の材料及び品質は、道路橋示方書・同解説平成24年3月「Ⅱ鋼橋編」（以下、道示Ⅱ）18.2、18.3及び18.4の関係各項の規定に従うものとする。
- (2) 横変位拘束構造に使用する部材の製作、輸送、高力ボルト本締工は、共通仕様書10-6「鋼構造物の製作」、共通仕様書10-8「鋼構造物の輸送」、共通仕様書10-9「鋼構造物の架設」及び本特記仕様書31-8-2-6「溶接に関する事項」の規定によるものとする。

3 1 - 8 - 4 - 4 施工

- (1) 現場溶接の施工は、本特記仕様書31-8-2-6「溶接に関する事項」の関連項目の規定によるものとする。
- (2) アンカー工の削孔に当たっては、鉄筋探査を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。鉄筋探査の結果、あるいはアンカー削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。なお、アンカー削孔中に既設鉄筋に干渉したことによる再削孔に要する費用は契約単価に含めるものとする。
- (3) アンカー削孔に伴うコンクリート殻については、本特記仕様書20「再生資源及び建設副産物に関する事項」に従い処分するものとする。

- (4) 新設鋼部材が取り付く部分の塗膜剥離剤による除去については、塗膜除去工の契約単価に含むものとし、本特記仕様書 3 1 - 2 7 「塗膜除去工」によるものとする。
- (5) 上部工に取り付く部材の塗装については、本特記仕様書 3 1 - 8 - 2 - 5 「施工」(6) (7) に示すとおりとする。

3 1 - 8 - 4 - 5 内部きず検査

内部きず検査は、本特記仕様書 3 1 - 8 - 2 - 7 「内部きず検査」の関連項目の規定によるものとする。

3 1 - 8 - 4 - 6 数量の検測

共通仕様書 1 7 - 5 - 7 「数量の検測」(4)によらず下記のとおりとする。

△○の数量の検測は、設計数量(基)で行うものとする。

鋼製ブラケットの数量の検測は、製作後に運搬するブラケットの設計数量(t)で行うものとする。

アンカー工 $\phi a \cdot L(b)$ の数量の検測は、設計数量(本)で行うものとする。

3 1 - 8 - 4 - 7 支払

共通仕様書 1 7 - 5 - 8 「支払」(4)によらず下記のとおりとする。

△○の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1基当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書 3 1 - 8 - 4 - 2 「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

鋼製ブラケットの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1t当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書 3 1 - 8 - 4 - 2 「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

アンカー工 $\phi a \cdot L(b)$ の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め、孔の清掃、樹脂接着、コンクリート塊の運搬・処分等アンカー工 $\phi a \cdot L(b)$ の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
1 7 - (1 3)	横変位拘束構造M	
	△○	基
	鋼製ブラケット	t
	アンカー工 $\phi a \cdot L(b)$	本

3 1 - 9 耐震補強工

3 1 - 9 - 1 耐震補強用コンクリート表面処理工

3 1 - 9 - 1 - 1 定義

共通仕様書 1 7 - 9 - 2 (1) 「定義」によらず、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分	摘要
A	R C 巻立て工法、P C M 巻立て工法、縁端拡幅工 B 及び横変位拘束構造 C の既設コンクリートと増打ちするコンクリートとの付着を良くするために、W J 工法にて既設コンクリート打設面の粗面化及び清掃を行うことをいう。	

3 1 - 9 - 1 - 2 施工

共通仕様書 1 7 - 9 - 2 (2) 「施工」に下記を追加する。

既設のはく落防止対策工等と施工範囲が重なる場合は、別途監督員と協議するものとし、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

3 1 - 9 - 1 - 3 支払

共通仕様書 1 7 - 9 - 2 (4) 「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
1 7 - (1 8)	耐震補強用コンクリート表面処理工 A	m ²

3 1 - 9 - 2 炭素繊維巻立て下地処理工

3 1 - 9 - 2 - 1 施工

共通仕様書 1 7 - 9 - 9 (3) 「施工」に下記を追加する。

既設のはく落防止対策工等と施工範囲が重なる場合は、別途監督員と協議するものとし、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

3 1 - 9 - 3 炭素繊維巻立て工

3 1 - 9 - 3 - 1 種別

共通仕様書 1 7 - 9 - 1 0 に示す炭素繊維巻立て工の単価表の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分	摘要
A 1	炭素繊維シート（目付量：2 0 0 g / m ² ・水平 1 層）を既設橋脚コンクリート面に巻立てることをいう。	
A 2	炭素繊維シート（目付量：2 0 0 g / m ² ・水平 1 層）を既設橋脚コンクリート面に巻立て、定着鋼板及びアンカーボルトを取り付けることをいう。 なお、以下の作業を含む。 （1）芯出し調整工 コンクリート面のケレン作業、設置位置の確認、取付部材との整合・計測 （2）定着補強板材取付に伴う既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃 （3）削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分 （4）定着鋼板の製作・防錆・輸送・設置、エポキシパテの塗布 （5）定着補強板材のアンカー止め作業及びピンテール仕上げ	

単価表の項目	区分	摘要
B 1	炭素繊維シート（目付量：200g/m ² ・水平1層、目付量：200g/m ² ・鉛直1層）を既設橋脚コンクリート面に巻立てることをいう。	
B 2	炭素繊維シート（目付量：200g/m ² ・水平1層、目付量：300g/m ² ・鉛直1層）を既設橋脚コンクリート面に巻立てることをいう。	
B 3	炭素繊維シート（目付量：200g/m ² ・水平1層、目付量：400g/m ² ・鉛直1層）を既設橋脚コンクリート面に巻立てることをいう。	
B 4	炭素繊維シート（目付量：200g/m ² ・水平1層、目付量：450g/m ² ・鉛直1層）を既設橋脚コンクリート面に巻立てることをいう。	
B 5	炭素繊維シート（目付量：200g/m ² ・水平1層、目付量：600g/m ² ・鉛直1層）を既設橋脚コンクリート面に巻立てることをいう。	
B 6	炭素繊維シート（目付量：200g/m ² ・水平1層、目付量：300g/m ² ・鉛直1層、目付量：400g/m ² ・鉛直1層）を既設橋脚コンクリート面に巻立てることをいう。	
B 7	炭素繊維シート（目付量：200g/m ² ・水平1層、目付量：400g/m ² ・鉛直1層、目付量：450g/m ² ・鉛直1層）を既設橋脚コンクリート面に巻立てることをいう。	

3 1 - 9 - 3 - 2 材料・製作・防錆

共通仕様書 1 7 - 9 - 1 0 (2) 「材料」に、下記を追加する。

定着鋼板及びアンカーボルトの材料については、設計図書及び共通仕様書 1 0 - 6 - 3 「材料」の規定によるものとする。

定着鋼板の製作は、共通仕様書 1 0 - 6 - 4 「製作」の規定によるものとする。

定着鋼板及びアンカーボルトの防錆は、共通仕様書 1 1 - 9 - 4 「落橋防止構造の塗装及び溶融亜鉛めっき」(2)の規定によるものとする。

3 1 - 9 - 3 - 3 施工

共通仕様書 1 7 - 9 - 1 0 (3) 「施工」に、下記を追加する。

アンカー工の削孔に当たっては、鉄筋探査を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。鉄筋探査の結果、あるいはアンカー削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。なお、アンカー削孔中に既設鉄筋に干渉したことによる再削孔に要する費用は契約単価に含めるものとする。

アンカー削孔に伴うコンクリート殻については、本特記仕様書 2 0 「再生資源及び建設副産物に関する事項」に従い処分するものとする。

3 1 - 9 - 3 - 4 支払

共通仕様書 1 7 - 9 - 1 0 (5) 「支払」に下記を追加する。

炭素繊維巻立て工 A 2 の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m²当たりの契約単価

で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う墨だし、含浸・接着樹脂の練混ぜ塗付、炭素繊維の貼付け、定着鋼板の設置、不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め、孔の清掃、樹脂接着、コンクリート塊の運搬・処分等炭素繊維巻立て工A2の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
17-(26)	炭素繊維巻立て工	
	A1	m2
	A2	m2
	B1	m2
	B2	m2
	B3	m2
	B4	m2
	B5	m2
	B6	m2
	B7	m2

31-10 断面修復工

31-10-1 定義

共通仕様書17-10-3(1)「定義」によらず、次のとおりとする。

断面修復工とは、コンクリート構造物の欠損箇所の清掃・整形、鉄筋のケレン及び防錆材の塗布、断面修復材付着面へのプライマー塗布を行い、左官工法または吹付け工法により断面修復材にて構造物表面を修復することをいう。

31-10-2 種別

共通仕様書17-10-3(2)「種別」に、下記を追加する。

単価表の項目	区分	摘要
A1	コンクリート構造物の欠損箇所の清掃・整形、鉄筋のケレン及び防錆材の塗布、断面修復材付着面へのプライマー塗布を行い、左官工法または吹付け工法により断面修復材にて修復することをいい、固定足場上で施工を行うもの。	

31-10-3 材料及び施工

共通仕様書17-10-3「断面修復工」(3)(4)によらず、次のとおりとする。

(3) 材料

- ①断面修復工に使用する材料は、「構造物施工管理要領」Ⅲ-3-3-2～5の規定に適合するものでなければならない。
- ②鉄筋の塗布による防錆処理は亜硝酸塩系の防錆剤を標準とする。
- ③プライマーは、使用する断面修復材に定める施工要領書によるものとする。
- ④構造物の部位ごとに使用する断面修復材は、下表の基準を満足するものとする。

構造物名	部位	材令 28 日における 圧縮強度 (N/mm ²)	摘要
御堂川橋	下部工	24	
入田橋			
雨宮橋			
清野橋			
新神田川橋			
蛭川橋			
東寺尾橋			
若穂高架橋			
篠井川橋			

(4) 施工

断面修復工の施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ－3－3－6～9の規定に従い行うものとする。

31-10-4 支払

共通仕様書 17-10-3 (6) 「支払」によらず下記のとおりとする。

断面修復工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 L 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う断面欠損箇所の清掃・整形、鉄筋のケレン・防錆剤の塗布、断面修復材による修復等断面修復工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
17-(29)	断面修復工	
	A1	L

31-11 はく落防止対策工

31-11-1 種別

共通仕様書 17-11-2 「種別」に以下を追加する。

単価表の項目	区分	摘要
B1	既設のコンクリート構造物にはく落防止対策層を設けるもので、固定足場上で施工を行うもの。	

31-11-2 支払

共通仕様書 17-11-6 「支払」に下記を追加する。

はく落防止対策工 B1 の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m² 当たりの契約単価で行うものとする。はく落防止対策工 B1 の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うプライマーの塗布、はく落防止対策層、仕上げ塗り等既設のコンクリート構造物へのはく落対策工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
17 - (31)	はく落防止対策工 B 1	m2

31 - 12 交通規制工

31 - 12 - 1 種別

共通仕様書 19 - 3 - 2 「種別」に規定する交通規制工の種別は、下表のとおりとする。

なお、交通規制工の種別における交通規制箇所、交通規制内の施工内容に関する単価表の項目については設計図に示す数量総括表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	規制時間	備考
路肩規制 C	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する路肩作業Cをいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	08:30～17:30 (09:00～17:00)	須坂橋
車線規制 A 1	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線及び追越車線規制をいい、設計図の示す交通規制図に基づき実施するもの。	08:00～18:00 (09:00～17:00)	入田橋、蛭川橋
車線規制 A 2		08:00～15:00 (09:00～14:00)	沢山川橋

①各単価項目に含まれる交通安全要員の配置場所及び人数については設計図に示す通りとする。

②上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。

③（ ）内の時間は、交通規制内における施工可能時間を示す。

④交通規制に係る監視及び保守を行う交通監視員は、交通規制工に含むものとする。

なお、受注者の責めによらず、交通規制箇所及び交通規制時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

31 - 12 - 2 施工

（1）本特記仕様書 9 - 5 「高速道路等の交通規制可能時間」及び道路交通法第 80 条の規定に基づく協議に従い実施するものとする。

（2）受注者は、監督員が近接して施工を行う他工事と調整を行い、同一規制内での施工を指示した場合、これに従うものとし、他工事の円滑な施工及び調整に協力するものとする。

31 - 12 - 3 支払

共通仕様書 19 - 3 - 5 「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
19 - (1)	交通規制工	
	路肩規制 C	回
	車線規制 A 1	回
	車線規制 A 2	回

31 - 13 交通安全要員

31 - 13 - 1 種別及び配置

(1) 共通仕様書 19-4-2「種別」に規定する交通保安要員の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	配置時間 (拘束時間(※1))	休憩時間における 交替要員の計上(※1)	備考
交通監視員 A 1	9:00~17:00 (8:30~17:30)	有	
交通誘導警備員 B 1-1	9:00~17:00 (8:30~17:30)	有	
交通誘導警備員 B 1-2	9:00~17:00 (8:30~17:30)	無	
交通誘導警備員 B 2	9:00~16:30 (8:30~17:00)	有	
交通誘導警備員 B 3	9:00~16:00 (8:30~16:30)	有	
交通誘導警備員 B 4	17:00~翌1:00 (16:30~翌1:30)	有	
交通誘導警備員 B 5	1:00~9:00 (0:30~9:30)	有	

(※1) 積算条件の明示であり、指定するものではない。

上表の配置時間は、実作業時間に休憩時間を加えた時間とする。なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(2) 交通保安要員の配置場所、配置人数、交替要員は次のとおりとする。

配置場所		交通保安要員の種別	配置 人数	休憩時間にお ける交替要員	摘要
町道 B 0 1 7 号線 ・片側交互通行規制	・規制箇所	交通誘導警備員 B 1-1	2	1	御堂川橋 A 1
町道 O 6 4 1 号線 ・片側交互通行規制	・規制箇所	交通誘導警備員 B 1-1	2	1	入田橋 P 3、 入田橋 P 4
	・作業箇所	交通誘導警備員 B 1-2	1	—	
市道 5 0 5 0 号線 ・片側交互通行規制	・規制箇所	交通誘導警備員 B 1-1	2	1	雨宮橋 A 1、 P 1
		交通誘導警備員 B 4	2	1	
		交通誘導警備員 B 5	2	1	
県道小出綿内停車場線 ・片側交互通行規制	・規制箇所	交通誘導警備員 B 2	2	1	若穂高架橋 A 1
市道若穂東 4 6 7 号線 ・片側交互通行規制	・規制箇所	交通誘導警備員 B 2	2	1	若穂高架橋 P 1、P 2
市道田中天王山線 ・片側交互通行規制	・規制箇所	交通誘導警備員 B 2	2	1	春山高架橋 A 2
上信越自動車道 須坂長野東 I C C ランプ ・車両誘導	・工事車両 出入口	交通監視員 A 1	2	1	須坂橋 A 1、 P 1

配置場所		交通保安要員の種別	配置 人数	休憩時間にお ける交替要員	摘要
上信越自動車道 須坂長野東 I C Dランプ ・車両誘導	・工事車両 出入口	交通監視員 A 1	2	1	須坂橋 P 2、 A 2
国道 4 0 6 号、市道割 目 3 号線、市道高速側 道 5 号線 ・片側交互通行規制	・規制箇所	交通誘導警備員 B 3	5	1	高梨高架橋 A 1
市道割目 3 号線 ・交通誘導	・規制箇所	交通誘導警備員 B 1 - 2	1	—	高梨高架橋 P 1 吊足場施工時
市道高速道路側道 7 号 線 ・歩行者誘導	・作業箇所	交通誘導警備員 B 1 - 2	1	—	高梨高架橋 P 1 7 ～ P 2 1
市道相之島小島線 ・片側交互通行規制	・規制箇所	交通誘導警備員 B 1 - 1	2	1	豊洲高架橋 A 1
県道村山小布施停車場 線 ・片側交互通行規制	・規制箇所	交通誘導警備員 B 1 - 2	2	—	豊洲高架橋 P 3 2 吊足場施工時
市道小島北相之島線 ・片側交互通行規制	・規制箇所	交通誘導警備員 B 1 - 1	2	1	豊洲高架橋 P 4 1

なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置計画が変更となった場合、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人員が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

3 1 - 1 3 - 2 交通保安要員の配置

受注者は、共通仕様書 1 9 - 4 - 3 「交通保安要員計画」の記載内容のほか、車両等の誘導方法について施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。

3 1 - 1 3 - 3 支払

共通仕様書 1 9 - 4 - 5 「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
1 9 - (2)	交通保安要員	
	交通監視員 A 1	人・日
	交通誘導警備員 B 1 - 1	人・日
	交通誘導警備員 B 1 - 2	人・日
	交通誘導警備員 B 2	人・日
	交通誘導警備員 B 3	人・日
	交通誘導警備員 B 4	人・日
	交通誘導警備員 B 5	人・日

3 1 - 1 4 水平力分担構造

3 1 - 1 4 - 1 定義

水平力分担構造とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、地震時に支承部の水平力を分担するために設置する構造をいう。

3 1 - 1 4 - 2 種別

水平力分担構造の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分	備考
P-△○	鋼製ストッパー及び縦型緩衝ピンを主材料とする水平力分担構造を設置することをいう。 △：R（豊洲高架橋）、S（松川橋）、T（篠井川橋） ○：設計図書による	
鋼製ブラケット	下部工に取り付く鋼製ブラケットの製作、防錆、輸送をいう。	
アンカー工 $\phi a \cdot L (b)$	水平力分担構造の鉄筋アンカーに必要な既設コンクリート下部工の削孔、孔の清掃、樹脂定着、削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分を行うものをいう。（アンカー鉄筋の材料は含まない。） ϕa ：コンクリート削孔径（mm） L：設計削孔長（mm） b：削孔向き（水平○ 下向き）	

3 1 - 1 4 - 3 作業内容

本特記仕様書 3 1 - 1 4 - 2 「種別」に示す単価表の項目に含める作業内容は下表のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
P-R 1 P-R 6 P-S 1 P-S 2 P-T 1	1) 芯出し調整工（鋼材面用） 鋼材面の旧塗膜ケレン作業、設置位置の確認、取付部材との整合・計測 2) 芯出し調整工（コンクリート面用） コンクリート面のケレン作業、設置位置の確認、取付部材との整合・計測 3) 上部工に取付く部材及び鋼製ストッパー、縦型緩衝ピンの製作・防錆・輸送・設置 4) 上部工部材取付に伴う既設桁部へ、高力ボルト接合部の現場孔明工 5) 上部工取付部材の高力ボルト本締め作業及びピンテール仕上げ 6) 素地調整 7) 現場塗装 8) 下部工付ブラケット取付に伴う背面のチッピング、不陸調整用樹脂パテ材の施工 9) 下部工付鋼製ブラケットの設置 10) 取付用アンカーボルトの製作、防錆、輸送、設置

単価表の項目	作業内容
P—R 2 P—R 3 P—R 4 P—R 5	1) 芯出し調整工（鋼材面用） 鋼材面の旧塗膜ケレン作業、設置位置の確認、取付部材との整合・計測 2) 芯出し調整工（コンクリート面用） コンクリート面のケレン作業、設置位置の確認、取付部材との整合・計測 3) 上部工に取付く部材及び鋼製ストッパー、縦型緩衝ピンの製作・防錆・輸送・設置 4) 上部工部材取付に伴う既設桁部へ、高力ボルト接合部の現場孔明工 5) 上部工取付部材の高力ボルト本締め作業及びピンテール仕上げ 6) 素地調整 7) 現場塗装 8) 下部工付ブラケット取付に伴う背面のチッピング、不陸調整用樹脂パテ材の施工 9) 下部工付鋼製ブラケットの設置 10) 取付用アンカーボルトの製作、防錆、輸送、設置 11) 既設水平補剛材の切断・撤去
鋼製ブラケット	1) 下部工付鋼製ブラケットの製作・防錆・輸送
アンカー工 $\phi a \cdot L(b)$	1) 既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃 2) アンカーボルトの挿入・固定、樹脂定着 3) 削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分

なお、発生する撤去鋼材の処分については本特記仕様書 20-2「建設副産物の活用等」によるものとし、処分の費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

31-14-4 材料・製作・輸送

- (1) 使用する鋼材の材料及び品質は、道路橋示方書・同解説平成24年3月「Ⅱ鋼橋編」（以下、道示Ⅱ）18.2、18.3及び18.4の関係各項の規定に従うものとする。
- (2) 水平力分担構造に使用する部材の製作、輸送、高力ボルト本締工は、共通仕様書10-6「鋼構造物の製作」、共通仕様書10-8「鋼構造物の輸送」、共通仕様書10-9「鋼構造物の架設」の規定によるものとする。

31-14-5 施工

- (1) アンカー工の施工は、本特記仕様書31-8-1-2「施工」の規定によるものとする。
- (2) 溶接の施工については、本特記仕様書31-8-2-6「溶接に関する事項」の関連項目の規定によるものとする。
- (3) 主桁取付部材の防錆は、共通仕様書10-7「鋼構造物の防錆」の関連項目の規定によるほか、設計図書に示すものとする。塗装の仕様については、本特記仕様書31-8-2-5「施工」(6)(7)に示すとおりとする。
- (4) 下部工付ブラケット、アンカー工の防錆は、共通仕様書17-5-3「縁端拡幅工」(6)の各関連項目及び設計図書に示すものとする。
- (5) 新設鋼部材が取り付く部分の塗膜剥離剤による除去については、塗膜除去工の契約単価に含むものとし、本特記仕様書31-27「塗膜除去工」によるものとする。
- (6) 既設水平補剛材の切断は、「構造物施工管理要領」Ⅲ-2-4-3「施工」に準拠するものと

し、設計図書に示す補強材を設置してから施工するものとする。なお切断した水平補剛材の処理については、本特記仕様書 16-1「発生する残存物件と引渡し方法」に示すとおりとする。

31-14-6 内部きず検査

内部きず検査については、本特記仕様書 31-8-2-7「内部きず検査」の関連項目の規定によるものとする。

31-14-7 数量の検測

- (1) P-△○の数量の検測は、設計数量（基）で行うものとする。
- (2) 鋼製ブラケットの数量の検測は、製作後に運搬する下部工付ブラケットの設計数量（t）で行うものとする。
- (3) アンカー工 $\phi a \cdot L(b)$ の数量検測は、設計数量（本）で行うものとする。

31-14-8 支払

- (1) P-△○の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1基当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書 31-14-3「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- (2) 鋼製ブラケットの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1t当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書 31-14-3「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- (3) アンカー工 $\phi a \cdot L(b)$ の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め、孔の清掃、樹脂接着、コンクリート塊の運搬・処分等アンカー工 $\phi a \cdot L(b)$ の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（1）	水平力分担構造	
	P-△○	基
	鋼製ブラケット	t
	アンカー工 $\phi a \cdot L(b)$	本

31-15 移動制限装置

31-15-1 定義

移動制限装置とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、地震時に桁がパラペットに衝突することを防止するために設置する構造をいう。

31-15-2 種別

移動制限装置の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分	備考
A1	衝突防止を目的とした鋼製ブラケットを設置することをいう。	

3 1 - 1 5 - 3 作業内容

本特記仕様書 3 1 - 1 5 - 2 「種別」に示す単価表の項目に含める作業内容は下表のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
A 1	1) 芯出し調整工 鋼材面の旧塗膜ケレン作業、設置位置の確認、取付部材との整合・計測 2) 上部工に取付く部材及び上部工ブラケットの製作・防錆・輸送・設置 3) 上部工部材取付に伴う既設桁部への高力ボルト接合部の現場孔明工 4) 上部工取付部材の高力ボルト本締め作業及びピンテール仕上げ 5) 素地調整 6) 現場塗装 7) 緩衝材（クロロブレンゴム）の製作・設置

3 1 - 1 5 - 4 材料・製作・輸送

- (1) 使用する鋼材の材料及び品質は、道路橋示方書・同解説平成 2 4 年 3 月「Ⅱ鋼橋編」（以下、道示Ⅱ）1 8. 2、1 8. 3 及び 1 8. 4 の関係各項の規定に従うものとする。
- (2) 移動制限装置及び主桁取付部材の製作、輸送、高力ボルト本締めは、共通仕様書 1 0 - 6 「鋼構造物の製作」、共通仕様書 1 0 - 8 「鋼構造物の輸送」、共通仕様書 1 0 - 9 「鋼構造物の架設」の規定によるものとする。

3 1 - 1 5 - 5 施工

- (1) アンカー工の施工は、本特記仕様書 3 1 - 8 - 1 - 2 「施工」の規定によるものとする。
- (2) 溶接の施工については、本特記仕様書 3 1 - 8 - 2 - 6 「溶接に関する事項」の関連項目の規定によるものとする。
- (3) 移動制限装置及び主桁取付部材の防錆は、共通仕様書 1 0 - 7 「鋼構造物の防錆」の関連項目の規定によるほか、設計図書に示すものとする。塗装の仕様については、本特記仕様書 3 1 - 8 - 2 - 5 「施工」（6）（7）に示すとおりとする。
- (4) アンカー工の防錆は、共通仕様書 1 7 - 5 - 3 「縁端拡幅工」（6）の各関連項目及び設計図書に示すものとする。
- (5) 新設鋼部材が取り付く部分の塗膜剥離剤による除去については、塗膜除去工の契約単価に含むものとし、本特記仕様書 3 1 - 2 7 「塗膜除去工」によるものとする。

3 1 - 1 5 - 6 内部きず検査

内部きず検査については、本特記仕様書 3 1 - 8 - 2 - 7 「内部きず検査」の関連項目の規定によるものとする。

3 1 - 1 5 - 7 数量の検測

移動制限装置の数量の検測は、設計数量（基）で行うものとする。

3 1 - 1 5 - 8 支払

移動制限装置の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 基当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書 3 1 - 1 5 - 3 「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

特一（２）

単価表の項目
移動制限装置
A 1

検測の単位
基

3 1 - 1 6 制震構造

3 1 - 1 6 - 1 定義

制震構造とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、地震時の橋梁の振動を制御する制震構造の製作、運搬、設置することをいう。

3 1 - 1 6 - 2 種別

制震構造の種別と区分は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分	摘要
制震ダンパー △○	制震ダンパーを桁と下部工に連結するもので、制震ダンパー及び桁付連結用鋼製ブラケット、主桁取付部材の製作、防錆、輸送、設置を行うものをいう。また、橋台、橋脚付の鋼製ブラケットの設置を行うものをいう。 △：D（沢山川橋）、R（豊洲高架橋） ○：設計図書による	
鋼製ブラケット	下部工に取り付く鋼製ブラケットの製作、防錆、輸送をいう。	
アンカー工 φ a ・ L （水平）	制震構造の鉄筋アンカーに必要な水平方向の既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃、樹脂定着、削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分を行うものをいう。（アンカー鉄筋の材料は含まない。） φ a ：コンクリート削孔径（mm） L ：設計削孔長（mm）	

3 1 - 1 6 - 3 作業内容

本特記仕様書 3 1 - 1 6 - 2 「種別」に示す単価表の項目に含める作業内容は下表のとおりとする。

単価表の項目	区分	摘要
制震ダンパー D 1	【制震ダンパー単独で下部工に取り付くタイプ】 1）芯出し調整工（鋼材面用） 鋼材面の旧塗膜ケレン作業、設置位置の確認、取付部材との整合・計測 2）芯出し調整工（コンクリート面用） コンクリート面のケレン作業、設置位置の確認、取付部材との整合・計測 3）上部工に取付く部材、主桁取付部材及び制震ダンパーの製作、防錆、輸送、設置 4）上部工部材取付に伴う既設桁部へ、高力ボルト接合部の現場孔明工 5）上部工取付部材の高力ボルト本締め作業及びピンテール仕上げ	

単価表の項目	区分	摘要
	6) 素地調整 7) 現場塗装 8) 下部工付ブラケット取付に伴う背面のチッピング、不陸調整用樹脂パテ材の施工 9) 下部工付鋼製ブラケットの設置 10) 取付用アンカーボルトの製作、防錆、輸送、設置	
制震ダンパー R 1 制震ダンパー R 2 制震ダンパー R 3	【制震ダンパーが水平力分担構造の下部工ブラケットに連結されるタイプ】 1) 芯出し調整工 鋼材面の旧塗膜ケレン作業、設置位置の確認、取付部材との整合・計測 2) 上部工に取付く部材、主桁取付部材及び制震ダンパーの製作、防錆、輸送、設置 3) 上部工部材取付に伴う既設桁部へ、高力ボルト接合部の現場孔明工 4) 上部工取付部材の高力ボルト本締め作業及びピンテール仕上げ 5) 素地調整 6) 現場塗装 ※なお、下部工取付の鋼製ブラケット及びアンカーボルトに要する費用及び下部工取付面の処理等に要する費用については、水平力分担構造の契約単価に含むものとし、本特記仕様書 3 1 - 1 4 「水平力分担構造」によるものとする。	
鋼製ブラケット	1) 下部工付鋼製ブラケットの製作・防錆・輸送	
アンカー工 $\phi a \cdot L$ (水平)	1) 既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃 2) アンカーボルトの挿入・固定、樹脂定着 3) 削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分	

3 1 - 1 6 - 4 材料・製作・輸送

- (1) 制震ダンパーに使用する材料及び品質は、共通仕様書 1 0 - 6 - 3 「材料」、「構造物施工管理要領」Ⅲ-7-3-2 「品質管理及び検査」に規定するダンパーの品質及び規定の各関連項目によるものとする。
- (2) その他の使用する鋼材の材料及び品質は、道路橋示方書・同解説平成 2 4 年 3 月「Ⅱ鋼橋編」(以下、道示Ⅱ) 1 8. 2、1 8. 3 及び 1 8. 4 の関係各項の規定に従うものとする。

3 1 - 1 6 - 5 施工

- (1) アンカー工の施工は、本特記仕様書 3 1 - 8 - 1 - 2 「施工」の規定によるものとする。
- (2) 溶接の施工については、本特記仕様書 3 1 - 8 - 2 - 6 「溶接に関する事項」の関連項目の規定によるものとする。
- (3) 制震構造の施工は、共通仕様書 1 0 - 9 - 2 「施工」に従って行い、適用する諸基準は道示Ⅱを適用するものとする。
- (4) 主桁取付部材の防錆は、共通仕様書 1 0 - 7 「鋼構造物の防錆」の関連項目の規定によるほか、

設計図書に示すものとする。塗装の仕様については、本特記仕様書 3 1 - 8 - 2 - 5 「施工」
(6) (7) に示すとおりとする。

(5) 下部工付ブラケット、アンカー工の防錆は、共通仕様書 1 7 - 5 - 3 「縁端拡幅工」(6) の各
関連項目及び設計図書に示すものとする。

(6) 新設鋼部材が取り付け部分の湿潤化による塗膜の除去については、塗膜除去工の契約単価に含む
ものとし、本特記仕様書 3 1 - 2 7 「塗膜除去工」によるものとする。

3 1 - 1 6 - 6 内部きず検査

内部きず検査については、本特記仕様書 3 1 - 8 - 2 - 7 「内部きず検査」の関連項目の規定による
ものとする。

3 1 - 1 6 - 7 数量の検測

(1) 制震ダンパー ΔO の数量の検測は、設計数量(基)で行うものとする。

(2) 鋼製ブラケットの数量の検測は、製作後に運搬するブラケットの設計数量(t)で行うものとす
る。

(3) アンカー工 $\phi a \cdot L$ (水平) の数量の検測は、設計数量(本)で行うものとする。

3 1 - 1 6 - 8 支払

(1) 制震構造の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1基当たりの契約単価
で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書 3
1 - 1 6 - 3 「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要
な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

(2) 鋼製ブラケットの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1t当たりの契約単価で
行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書 3 1
- 1 6 - 3 「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な
費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

(3) アンカー工 $\phi a \cdot L$ (水平) の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ
1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従っ
て行う不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め、孔の清掃、樹脂接着、コンクリート塊の運搬・処分
等アンカー工 $\phi a \cdot L$ (水平) の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために
必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一(3)	制震構造	
	制震ダンパー ΔO	基
	鋼製ブラケット	t
	アンカー工 $\phi a \cdot L$ (水平)	本

3 1 - 1 7 横変位拘束構造C

3 1 - 1 7 - 1 定義

横変位拘束構造Cとは、設計図書及び監督員の指示に従って既設下部構造に場所打ち鉄筋コンクリー
トを打継ぎし、横変位拘束構造を設置する構造をいう。

3 1 - 1 7 - 2 種別

横変位拘束構造Cの単価表の項目の種別は下表のとおりとする。

単価表の項目	種別
コンクリート	共通仕様書8-2「構造物用コンクリート」に示すコンクリートA1-5をいう。
型わく	共通仕様書8-3「型わく工」に示す型わくD及び緩衝材（クロロプレンゴム）の製造・設置をいう。
鉄筋	共通仕様書8-4「鉄筋工」に示す鉄筋Aをいう。
アンカー工 $\phi a \cdot L$ （下向き）	横変位拘束構造Cの鉄筋アンカーに必要な鉛直下方向の既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃、樹脂定着、削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分を行うものをいう。（アンカー鉄筋の材料は含まない。） ϕa ：コンクリート削孔径（mm） L ：設計削孔長（mm）

31-17-3 材料・施工

- （1）横変位拘束構造Cの施工については、本特記仕様書31-8-1「縁端拡幅工」、31-8-1-2「施工」によるものとする。
- （2）横変位拘束構造Cの施工に先立ち施工する既設コンクリート打設面の粗面化は、耐震補強用コンクリート表面処理工の契約単価に含むものとし、本特記仕様書31-9-1「耐震補強用コンクリート表面処理工」によるものとする。
- （3）非破壊検査のうち鉄筋かぶり試験については、「コンクリート施工管理要領」7-2に準拠するものとし、試験頻度は下表のとおりとする。

検査ひん度	測定箇所
1回/ロット	正面

31-17-4 数量の検測

横変位拘束構造Cの数量の検測は、それぞれの設計数量（m³、m²、t又は本）で行うものとする。

31-17-5 支払

横変位拘束構造Cの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m³、1m²、1t、1本当たりの契約単価で行うものとする。

コンクリート、型わく及び鉄筋の契約単価は、共通仕様書第8章の関係各項の規定によるそれぞれの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

アンカー工 $\phi a \cdot L$ （下向き）の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め、樹脂接着、コンクリート塊の運搬・処分等アンカー工 $\phi a \cdot L$ （下向き）の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（4）	横変位拘束構造C	
	コンクリート	m ³
	型わく	m ²

鉄筋
アンカー工 $\phi a \cdot L$ (下向き) t
本

3 1 - 1 8 中間貫通鋼材工

3 1 - 1 8 - 1 定義

中間貫通鋼材工とは、設計図書及び監督員の指示に従ってP C鋼材を既設橋脚躯体に定着することという。

3 1 - 1 8 - 2 種別

中間貫通鋼材工の単価表の項目の種別は下表のとおりとする。

単価表の項目	区分	摘要
$\phi a \cdot L$	P C鋼材の配置に必要な水平方向の既設コンクリート構造物の削孔、P C鋼材の挿入、P Cグラウト定着、削孔に伴い発生するコンクリート殻の運搬・処分を行うものをいう。(P C鋼材の材料を含む) ϕa : コンクリート削孔径 (mm) L : 設計削孔長 (mm)	

3 1 - 1 8 - 3 材料及び施工

- (1) 既設コンクリート構造物の削孔に当たっては、鉄筋探査を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。鉄筋探査の結果、あるいは削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。なお、アンカー削孔中に既設鉄筋に干渉したことによる再削孔に要する費用は契約単価に含めるものとする。
- (2) P C鋼材の材料及び施工は、共通仕様書 1 1 - 9 - 3 「落橋防止構造の材料」及び「構造物施工管理要領」Ⅱ-4-2-3 「P Cグラウト」の規定によるものとする。
- (3) 既設コンクリート構造物の削孔で発生するコンクリート塊については、本特記仕様書 2 0 「再生資源及び建設副産物に関する事項」によるものとする。

3 1 - 1 8 - 4 数量の検測

中間貫通鋼材工の数量の検測は、設計数量(本)で行うものとする。

3 1 - 1 8 - 5 支払

中間貫通鋼材工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め、P C鋼材の材料、P C鋼材の挿入、P Cグラウト定着、コンクリート塊の運搬・処分等中間貫通鋼材工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特一(5)	中間貫通鋼材工 $\phi a \cdot L$	本

3 1 - 1 9 アラミド繊維巻立て下地処理工

3 1 - 1 9 - 1 定義

アラミド繊維巻立て下地処理工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、アラミド繊維巻立て箇所

の既設橋脚コンクリート面の下地処理を行うことをいう。

3 1 - 1 9 - 2 材料

アラミド繊維巻立て下地処理工に使用する材料は、「構造物施工管理要領」Ⅲ-7-1-6の規定によるものとする。

3 1 - 1 9 - 3 施工

- (1) アラミド繊維巻立て下地処理工の施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ-7-1-6の規定によるものとする。
- (2) 橋脚等の隅角部については半径5cm以上の面取りを行わなければならない。
- (3) 既存のはく落防止対策工等と施工範囲が重なる場合は、別途監督員と協議するものとし、これに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

3 1 - 1 9 - 4 数量の検測

アラミド繊維巻立て下地処理工の数量の検測は、設計数量(m²)で行うものとする。

3 1 - 1 9 - 5 支払

アラミド繊維巻立て下地処理工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設橋脚コンクリート面の清掃、不陸整正、プライマー処理等アラミド繊維巻立て下地処理工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一(6)	アラミド繊維巻立て下地処理工	m ²

3 1 - 2 0 アラミド繊維巻立て工

3 1 - 2 0 - 1 定義

アラミド繊維巻立て工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、アラミド繊維シートを既設橋脚コンクリート面に巻立てる作業をいう。

3 1 - 2 0 - 2 種別

アラミド繊維巻立て工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分
A 1	アラミド繊維シート(目付量:525g/m ² ・水平1層)を既設橋脚コンクリート面に巻立てることをいう。
A 2	アラミド繊維シート(目付量:525g/m ² ・水平2層)を既設橋脚コンクリート面に巻立てることをいう。

3 1 - 2 0 - 3 材料

アラミド繊維巻立て工に使用する材料は、設計図書に示すとおりとする。

3 1 - 2 0 - 4 施工

アラミド繊維巻立て工の施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ-7-1-6の関連する規定に従って行

わなければならない。

3 1 - 2 0 - 5 数量の検測

アラミド繊維巻立て工の数量の検測は、設計数量（m2）で行うものとする。

なお、アラミド繊維巻立て工の設計数量は、橋脚表面積とする。

3 1 - 2 0 - 6 支払

アラミド繊維巻立て工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m2当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う墨だし、含浸・接着樹脂の練混ぜ塗布、アラミド繊維の貼付け等アラミド繊維巻立て工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（7）	アラミド繊維巻立て工	
	A 1	m2
	A 2	m2

3 1 - 2 1 アラミド繊維巻立て表面仕上工

3 1 - 2 1 - 1 定義

アラミド繊維巻立て表面仕上工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、アラミド繊維巻立て箇所
の表面を仕上げることをいう。

3 1 - 2 1 - 2 種別

アラミド繊維巻立て表面仕上工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分
A	J I S A 6 9 0 9 建築用仕上げ塗料のうち、厚付け仕上げ塗料相当品（ただし、可 とう形・柔軟形を除く）を使用するもの

3 1 - 2 1 - 3 材料

アラミド繊維巻立て表面仕上工で使用する材料は、「構造物施工管理要領」Ⅲ－7－1－6の規定に
よるものとする。

3 1 - 2 1 - 4 施工

アラミド繊維巻立て表面仕上工の施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ－7－1－6の規定によるもの
とする。

3 1 - 2 1 - 5 数量の検測

アラミド繊維巻立て表面仕上工の数量の検測は、設計図書及び監督員の指示に従って施工されたと監
督員が認めた、設計数量（m2）で行うものとする。

3 1 - 2 1 - 6 支払

アラミド繊維巻立て表面仕上工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m2当たりの
契約単価で支払うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うアラミド繊維
巻立て表面仕上工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経

費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（８）	アラミド繊維巻立て表面仕上工 A	m2

3 1 - 2 2 上部工炭素繊維下地処理工

3 1 - 2 2 - 1 定義

上部工炭素繊維下地処理工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、上部工炭素繊維補強箇所の既設主桁のコンクリート面の下地処理を行うことをいう。

3 1 - 2 2 - 2 材料

上部工炭素繊維下地処理工に使用する材料は、「構造物施工管理要領」Ⅲ－７－１－６の規定によるものとする。

3 1 - 2 2 - 3 施工・品質

上部工炭素繊維下地処理工の施工、品質管理は、「構造物施工管理要領」Ⅲ－３－６の規定によるものとする。

3 1 - 2 2 - 4 数量の検測

上部工炭素繊維下地処理工の数量の検測は、設計数量（m2）で行うものとする。

3 1 - 2 2 - 5 支払

上部工炭素繊維下地処理工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対して、1 m2当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設主桁コンクリート面の清掃、不陸整正、プライマー処理等上部工炭素繊維下地処理工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（９）	上部工炭素繊維下地処理工	m2

3 1 - 2 3 上部工炭素繊維補強工

3 1 - 2 3 - 1 定義

上部工炭素繊維補強工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設主桁を炭素繊維シートにて補強を行うことをいう。

3 1 - 2 3 - 2 種別

上部工炭素繊維補強工の単価表の項目の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	区分
A 1	炭素繊維シート（目付量：200 g/m2・橋軸直角方向1層）を既設上部工コンクリート面に接着することをいう。
A 2	炭素繊維シート（目付量：400 g/m2・橋軸直角方向1層）を既設上部工コンクリート面に接着することをいう。

3 1 - 2 3 - 3 材料

上部工炭素繊維補強工で使用する材料は、「構造物施工管理要領」Ⅲ-7-1-6の規定に従い行うものとする。

3 1 - 2 3 - 4 施工・品質

- (1) 上部工炭素繊維補強工の施工、品質管理は、「構造物施工管理要領」Ⅲ-3-6の規定に従い行うものとする。
- (2) 上部工炭素繊維補強における端部定着については、上部工炭素繊維定着体工の契約単価に含むものとし、本特記仕様書3 1 - 2 5「上部工炭素繊維定着体工」によるものとする。

3 1 - 2 3 - 5 数量の検測

上部工炭素繊維補強工の数量の検測は、設計数量（m²）で行うものとする。
なお、上部工炭素繊維補強工の設計数量は、主桁表面積とする。

3 1 - 2 3 - 6 支払

上部工炭素繊維補強工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対して、それぞれ1 m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う墨だし、含浸、接着樹脂の練混ぜ塗布、炭素繊維の貼付け等上部工炭素繊維補強工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（10）	上部工炭素繊維補強工	
	A 1	m ²
	A 2	m ²

3 1 - 2 4 上部工炭素繊維補強表面仕上工

3 1 - 2 4 - 1 定義

上部工炭素繊維補強表面仕上工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、上部工炭素繊維補強箇所
の表面を仕上げることをいう。

3 1 - 2 4 - 2 種別

上部工炭素繊維補強表面仕上工の単価表の項目の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	区分
A	J I S A 6 9 0 9 建築用仕上り塗材のうち、薄付け仕上り塗材、複層仕上り塗材相当品（ただし、可とう形・柔軟形を除く）を使用するもの

3 1 - 2 4 - 3 材料

上部工炭素繊維補強表面仕上工で使用する材料は、「構造物施工管理要領」Ⅲ-7-1-6の規定に従い行うものとする。

3 1 - 2 4 - 4 施工・品質

上部工炭素繊維補強表面仕上工の施工、品質管理は、「構造物施工管理要領」Ⅲ－３－６の規定に従い行うものとする。

３１－２４－５ 数量の検測

上部工炭素繊維補強表面仕上工の数量の検測は、設計図書及び監督員の指示に従って施工されたと監督員が認めた、設計数量（m²）で行うものとする。

３１－２４－６ 支払

上部工炭素繊維補強表面仕上工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対して、１m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う上部工炭素繊維補強表面仕上工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－（１１）	上部工炭素繊維補強表面仕上工 A	m ²

３１－２５ 上部工炭素繊維定着体工

３１－２５－１ 定義

上部工炭素繊維定着体工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設主桁と炭素繊維シートを扇状に加工した定着体で定着を行うことをいう。

３１－２５－２ 種別

上部工炭素繊維定着体工の単価表の項目の種別は下表のとおりとする。

単価表の項目	区分
A	既設コンクリート側に炭素繊維ストランドの埋込みアンカー部を削孔、硬化樹脂接着剤の注入・充填により定着し、扇部を炭素繊維シートと定着するもの（炭素繊維定着体及び接着剤の材料も含む）。また、上部工炭素繊維定着体を施工に必要な下貼りを含むものとする。 扇幅：３１０mm 扇長：２５０mm
B	既設コンクリート側に炭素繊維ストランドの埋込みアンカー部を削孔、硬化樹脂接着剤の注入・充填により定着し、扇部を炭素繊維シートと定着するもの（炭素繊維定着体及び接着剤の材料も含む）。また、上部工炭素繊維定着体を施工に必要な下貼りを含むものとする。 扇幅：２１０mm 扇長：３００mm

３１－２５－３ 材料

（１）上部工炭素繊維定着体の材料の規格等は次のとおりとする。

- 炭素繊維定着体に用いる炭素繊維ストランドは、炭素繊維シートと同様な高強度炭素繊維とし、炭素繊維素線を２４，０００本束ねたものを使用する。
- 炭素繊維定着体に用いる炭素繊維ストランドは複数本束ねて使用するため、束ねた状態への含浸接着樹脂の含浸が容易な材料でなければならない。

- 3) 炭素繊維定着体は、工場において炭素繊維ストランドを用いて成型加工を行い、所定の炭素繊維ストランド本数・形状・寸法に仕上げたものとする。炭素繊維ストランドの規格値は下記のものでなければならない。

繊維本数 (本)	サイジング剤 (%)	繊維 (g/m)	引張強さ (N/mm ²)	ヤング係数 (N/mm ²)
24,000	0.1～ 0.3	1.6～ 1.7	3,400以上	2.1～2.69×10 ⁵

- (2) 炭素繊維定着体に使用する先込充填樹脂の規格等は次のとおりとする。

- 1) 水平削孔した孔内を樹脂で十分に充填させるために、炭素繊維定着体の挿入に先立って、粘性の高い先込充填樹脂を孔奥から2/3程度まで充填する。
- 2) 先込充填樹脂は、炭素繊維定着体に含浸させる含浸接着樹脂との適合度が良く、炭素繊維定着体の埋込部定着耐力を発揮するものでなければならない。先込充填樹脂の規格値は下記のものでなければならない。

樹脂の種類	硬化物比重	可使時間 (分)	圧縮強さ (N/mm ²)	引張せん断 接着強さ (N/mm ²)	コンクリート 付着強さ (N/mm ²)	圧縮弾性 係数 (N/mm ²)
エポキシ系	1.35～ 1.75	30以上	34以上	10以上	1.9以上ま たは母材破壊	980以上

- (3) 炭素繊維定着体に使用する含浸接着樹脂の規格等は次のとおりとする。

- 1) 炭素繊維定着体を使用する含浸接着樹脂は、炭素繊維ストランド束に十分に含浸するとともに、炭素繊維シートへの接着性と、削孔内でのコンクリートとの接着性を確保し、それぞれの所要の定着耐力を発揮させるものでなければならない。
- 2) 炭素繊維定着体を使用する含浸接着樹脂は、炭素繊維シートに使用する含浸接着樹脂と同種系が望ましく、エポキシ樹脂系の2液性（2液混合型）のものを用いる。含浸接着樹脂の規格値は下記のものでなければならない。

硬化物比重	可使時間 (分)	圧縮強さ (N/mm ²)	引張強さ (N/mm ²)	曲げ強さ (N/mm ²)	引張せん断 接着強さ (N/mm ²)	圧縮弾性 係数 (N/mm ²)
1.00～ 1.30	20以上	50以上	29以上	39以上	12.8以上	1470 以上

- (4) 下貼りの材料に関する規定は、共通仕様書17-9-10(2)「材料」に準ずる。

3.1-2.5-4 基準試験

基準試験は、使用する材料及び施工方法により、上部工炭素繊維定着体が所定の品質を満足するかを確認するものである。なお、試験方法等は（財）土木研究センターの建設技術審査証明書建技審証第0603号「CFアンカー」に準拠するものとする。なお、基準試験に要する費用は関連する単価表の項目に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

(1) 実施時期及び頻度

基準試験の実施時期は、本施工（削孔等）開始前とする。また、試験頻度は、同一材料、同種の施工条件について1回とする。

(2) 試験方法及び判定

埋込部定着試験は1回につき3本以上、扇部接着試験片を用いた扇部接着試験は1回につき5本以上の試験片について行う。本試験で用いる炭素繊維定着体扇部の形状は実施工で使用する

ものと同じとし、炭素繊維定着体を貼付する炭素繊維シートの幅は100mmとする。なお、試験結果のすべてが以下を満たす場合を合格とする。

- ・埋込部定着試験：定着耐力が、炭素繊維定着体を貼付けた炭素繊維シートの設計耐力以上。
- ・扇部接着試験：接着耐力が、炭素繊維定着体を貼付けた炭素繊維シート幅（100mm）における設計耐力に炭素繊維定着体扇角度の違いによる軸方向分担率の影響分及び炭素繊維シート下地処理の違いにもとづく補正分を割り増した耐力以上。

（3）試験箇所

埋込部定着試験は、施工対象構造物を用いて実施する。なお、施工箇所は本施工に影響ない箇所で行うことを標準とする。

扇部接着試験は、試験片を施工対象構造物近傍にて作製後、JIS B 7721に適合し、試験体の最大引張荷重以上の載荷能力を有し、かつ、規定の載荷速度で載荷が可能な引張試験機を有する試験機関にて実施する。

（4）判定に合格しない場合の処置

本特記仕様書31-25-4（2）「試験方法及び判定」の判定に合格しない場合は、使用材料・施工方法の変更等の対策を講じて再度基準試験を実施し、合格することを原則とする。なお、再試験でも合格しない場合には、炭素繊維定着体埋込ピッチを変える、上部工炭素繊維定着体を構成する炭素繊維ストランドの本数を変えるなどの対応策について別途監督員と受注者で協議するものとする。

31-25-5 定期管理試験

定期管理試験は、施工された上部工炭素繊維定着体が所定の品質を満足するかを確認するために、定期的に供試体を作成し、実施するものである。なお、試験方法等は（財）土木研究センターの建設技術審査証明書建技審証第0603号「CFアンカー」に準拠するものとする。なお、定期管理試験に要する費用は、諸経費に含むものとする。

（1）試験頻度

試験頻度は同一材料、同種の施工条件について、炭素繊維定着体300本につき1回以上、また、施工数量が300本に満たない場合でも1回以上実施することを標準とする。なお、使用材料のロット番号が基準試験と同じ場合には、監督員と協議し、定期管理試験を省略できるものとする。

（2）試験方法及び判定

本特記仕様書31-25-4（2）「試験方法及び判定」に準ずるものとする。

（3）試験対象

埋込部定着試験は、施工中、監督員の指示に従い、施工対象構造物の本施工に影響のない箇所で行うことを標準とする。

扇部接着試験は、施工中、監督員の指示に従い、供試体を施工対象構造物近傍にて作製後、JIS B 7721に適合し、試験体の最大引張荷重以上の載荷能力を有し、かつ、規定の載荷速度で載荷が可能な引張試験機を有する試験機関にて実施する。

（4）判定に合格しない場合の処置

本特記仕様書31-25-5（2）「試験方法及び判定」の判定に適合しない供試体があった場合には、監督員の指示により、同様な条件により再度定着試験を実施する。再試験の結果、判定に適合しない供試体があった場合には、上部工炭素繊維定着体埋込ピッチを変える、上部工炭素繊維定着体を構成する炭素繊維ストランドの本数を変えるなどの対応策について別途監督員と受注者で協議するものとする。

3 1 - 2 5 - 6 日常管理試験

日常管理試験は、施工された上部工炭素繊維定着体が所定の品質を満足するかを確認するために、上部工炭素繊維定着体の施工日毎に全数について実施するものである。なお、日常管理試験に要する費用は、諸経費に含むものとする。

(1) 確認項目

- 1) 施工条件及び施工方法が、施工計画書及び基準試験と合致していること
- 2) 削孔径及び削孔長が設計図書どおりであること
- 3) 削孔後の孔内清掃が十分であること
- 4) 先込充填樹脂の充填が十分であること
- 5) 上部工炭素繊維定着体への含浸接着樹脂が十分であること
- 6) 上部工炭素繊維定着体扇端部が隣接する上部工炭素繊維定着体扇端部と重なっていること
- 7) その他監督員が指示する事項

(2) 協議事項

何らかの障害により、削孔長が設計値に満たない場合には、削孔ピッチを変えるなどの対応策について別途監督員と受注者で協議するものとする。

3 1 - 2 5 - 7 施工

既設コンクリート構造物に削孔する際は、鉄筋探査を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。鉄筋探査の結果、あるいはアンカー削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。なお、アンカー削孔中に既設鉄筋に干渉したことによる再削孔に要する費用は契約単価に含めるものとする。

3 1 - 2 5 - 8 数量の検測

上部工炭素繊維定着体工の数量の検測は、設計数量（本）で行うものとする。

3 1 - 2 5 - 9 支払

上部工炭素繊維定着体工の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、それぞれ1本当たりの契約単価で行うものとする。上部工炭素繊維定着体の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う墨だし、不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め、硬化樹脂の注入・充填・定着等上部工炭素繊維定着体工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（12）	上部工炭素繊維定着体工	
	A	本
	B	本

3 1 - 2 6 コンクリートはつり工

3 1 - 2 6 - 1 定義

コンクリートはつり工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、コンクリート構造物の劣化損傷部分を除去することをいう。

3 1 - 2 6 - 2 種別

コンクリートはつり工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
A	既設コンクリート構造物の劣化損傷部分を、W J 工法を用いたはつり処理により除去を行うことをいい、固定足場上で施工を行うもの。	
B	既設コンクリート構造物の劣化損傷部分を、人力による手はつり処理により除去を行うことをいい、固定足場上で施工を行うもの。	

3 1 - 2 6 - 3 施工

- (1) W J 工法の施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ-3-1-2「はつり処理」の規定によるものとする。
- (2) はつり処理は、本体構造物に損傷を与えないように慎重に施工するものとする。
- (3) はつり処理の断面はフェザーエッジとならないように、カッター目地処理を行うものとする。
- (4) W J 工法によるはつり処理は、清水（水道水）を使用するものとする。なお、使用する清水（水道水）は関連する単価項目に含むものとし、別途支払は行わないものとする。
- (5) W J 工法による回収（汚濁）水は沈殿槽に貯水し、排水時においてその水質は各自治体が定める基準に適合しなければならない。なお、回収（汚濁）水の沈殿槽への貯水及び水質調整等に要する費用は関連する単価項目に含むものとし、別途支払は行わないものとする。
- (6) コンクリート塊及び回収（汚濁）水から分離した汚泥の処分については、本特記仕様書 2 0 「再生資源及び建設副産物に関する事項」及び関連する法令に基づき適切に処理しなければならない。なお、汚泥の処分に要する費用については、別途、監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- (7) 施工中の飛散防止対策に要する費用は関連する単価項目に含むものとし、別途支払は行わないものとする。
- (8) はつり処理により構造に影響を及ぼすおそれがある劣化損傷箇所や鉄筋の著しい損傷を発見した場合は、速やかに監督員に報告し、その指示を受けるものとする。

3 1 - 2 6 - 4 数量の小数位

コンクリートはつり工の検測及び支払数量の小数位は、共通仕様書 1 - 3 1 - 4 「数量の小数位」によらず、下表のとおりとする。

区分	コンクリートはつり工
検測数量	小数 3 位
支払数量	小数 2 位

3 1 - 2 6 - 5 数量の検測

コンクリートはつり工の数量の検測は、それぞれ設計数量（m3）で行うものとする。

3 1 - 2 6 - 6 支払

コンクリートはつり工 A の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m3 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う W J 工法によるはつり除去、清水の調達、濁水処理、コンクリート塊の運搬、処分等コンクリートはつり工 A の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

コンクリートはつり工 B の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m3 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う人力による

手はつり工法によるはつり除去、コンクリート塊の運搬、処分等コンクリートはつり工Bの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（１３）	コンクリートはつり工	
	A	m3
	B	m3

３１－２７ 塗膜除去工

塗膜除去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、鋼上部工に部材が取り付く箇所の既存塗膜を除去することをいう。

３１－２７－１ 種別

塗膜除去工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分
A	落橋防止構造、横変位拘束構造M、水平力分担構造、移動制限装置、制震構造の施工に先立ち、鋼桁に部材が取り付く箇所の既存塗膜を塗膜剥離剤により除去・集積を行うもの。 ※なお、塗膜剥離剤による既存塗膜除去後の素地調整に要する費用については、それぞれ落橋防止構造、横変位拘束構造M、水平力分担構造、移動制限装置、制震構造の契約単価に含むものとする。

３１－２７－２ 塗膜除去に関する事項

塗膜除去工の施工に関する事項は、共通仕様書１７－４－３「施工」による他、以下のとおりとする。

３１－２７－２－１ 塗膜の除去

受注者は、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について（平成２６年５月３０日付け 厚生労働省労働基準局通達）（以下「厚労省通達」という。）」に基づき、鉛等有害物を含有する塗料の素地調整に先立ち、湿潤化による剥離やかき落とし作業を行うものとする。

３１－２７－２－２ 施工計画書

受注者は、共通仕様書１－２０－１「施工計画書の提出」による他、厚労省通達、関連法令及び「構造物施工管理要領」Ⅲ－２－１に基づくとともに土木研究所資料「土木鋼構造物用塗膜剥離剤ガイドライン（案）改訂第２版、平成２９年３月（以下「ガイドライン（案）」という。）」に準拠し、工事着手前に次の各号に掲げる事項の細部計画を記載した施工計画書を監督員に提出するとともに、立案した施工計画については労働基準監督署への確認を行い、塗膜除去工の作業を実施しなければならない。

１）計画工程表

２）安全管理体制

- ・喫煙場所及び足場内への火気持込禁止措置
- ・外部からの点火源の侵入防止対策
- ・ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤を使用する場合、作業箇所におけ

る明示方法及び作業員以外の立ち入り禁止措置の方法

- ・ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業における作業員の常時状況把握の体制構築
- ・ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹き付け作業と塗膜除去作業の近接作業禁止措置
- ・作業中止の措置

3) 塗装の除去方法及び主要材料

- ・使用する塗膜剥離剤の製品名
- ・塗膜剥離剤の使用量及び塗布回数（計画）
- ・塗膜剥離剤による塗膜除去困難箇所の範囲と残存する塗膜厚の目標値（平均）
- ・塗膜除去完了後の確認方法（乾式ブラスト施工前）
- ・養生シート等全てのシートの難燃性能又は防炎性能
- ・塗膜くずの搬出及びその頻度
- ・安全データシート（SDS）及び製品の取扱い説明書の安全上の留意事項の厳守

4) 使用する剥離剤の危険物に該当の有無

- ・ガイドライン（案）の品質基準との適合
- ・安全データシート（SDS）などによる消防法で分類される危険物及び指定可燃物の種類

5) 安全設備・装備

- ・換気設備の配置計画（作業箇所の全体換気と低位置換気）と作業中常時換気
- ・警報装置等（火災感知器・煙感知器・ガス検知器）の配置計画（同報機能を有すること）
- ・保護具の使用（防護眼鏡、送気マスクや防毒マスク、不浸透性の防護服・保護手袋・保護長靴）及び適正使用（使用方法、使用時間・回数等）
- ・帯電防止性能を有する安全衛生保護具（防護服、保護手袋、保護長靴及びシューズカバー等）の使用
- ・防爆性能を有する電気機器等（照明器具、電動機、変圧器、コード接続器、閉開器、分電盤、配電盤、換気設備等電気を通ずる機械）の使用と点検及び整備

6) 危険物の管理（保管数量の管理及び保管方法）

- ・危険物等チェックシート（別添－3）の作成及び管理

7) 火災発生時等の脱出・避難

- ・二方向以上を確保した避難路や昇降口以外の非常時の脱出口設置の計画
- ・誘導灯の配置計画

8) 作業従事者への教育・訓練

9) 塗膜除去工に関する施工計画書チェックリストの確認、現場チェックリストの確認（別添－4）

3 1－2 7－2－3 作業主任者の配置

旧塗膜に、鉛中毒予防規則で指定される鉛や化学物質審査規制法で指定されるコールドタールを含む仕様の塗装が塗付されている場合については、関係法令及び鉛中毒予防規則に従い「作業主任者」を選任し、配置するものとする。

作業主任者を選任した場合は、作業主任者の氏名とその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等、関係労働者に周知するものとする。

3 1－2 7－3 材料

塗膜除去に使用する塗膜剥離剤は、(研)土木研究所 土木鋼構造物用塗膜剥離剤ガイドライン（案）付属資料1「土木鋼構造物用塗膜剥離剤及びこれを用いた塗膜除去工法の品質規格（暫定案）」による

ものとする。ただし、剥離性については、1回の塗布で除去できる塗膜厚の基準値、塗膜除去後の塗替塗膜の耐久性・防錆性は除くものとする。

3 1 - 2 7 - 4 施工

共通仕様書 1 7 - 4 - 3 「施工」に以下を追加する。

(5) 塗装されている塗料

旧塗膜及び湿潤化による塗膜除去方法は下表のとおりとする。

橋梁名	既存塗膜		塗料	備考
	塗装系	履歴		
御堂川橋	A系	新設時	タールエポキシ樹脂系	塗膜剥離剤による除去後 1 種素地調整
雨宮橋	A系	新設時	長油性フタル酸樹脂系	塗膜剥離剤による除去後 1 種素地調整
沢山川橋	A系	新設時	長油性フタル酸樹脂系	塗膜剥離剤による除去後 1 種素地調整
清野橋	A系	新設時	タールエポキシ樹脂系	塗膜剥離剤による除去後 1 種素地調整
蛭川橋	A系	新設時	タールエポキシ樹脂系	塗膜剥離剤による除去後 1 種素地調整
長野Cランプ橋	A系	新設時	タールエポキシ樹脂系	塗膜剥離剤による除去後 1 種素地調整
保科川橋	A系	新設時	長油性フタル酸樹脂系	塗膜剥離剤による除去後 1 種素地調整
百々川橋	A系	新設時	フェノール樹脂系	塗膜剥離剤による除去後 1 種素地調整
豊洲高架橋	A系	新設時	変性エポキシ樹脂系	塗膜剥離剤による除去後 1 種素地調整
松川橋	A系	新設時	タールエポキシ樹脂系	塗膜剥離剤による除去後 1 種素地調整
篠井川橋	A系	新設時	フェノール樹脂系	塗膜剥離剤による除去後 1 種素地調整

塗膜剥離剤の1回当たりの標準使用量は1kg/m²を想定しており、塗膜剥離剤塗布・塗膜除去を行う回数は1回を想定している。なお、現地における剥離状況の確認を行い、剥離剤の使用量及び除去回数等、塗膜除去工について変更する必要があると監督員が認めて工法等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、請負代金額の変更が必要と認められるときは、監督員と受注者との協議するものとする。

なお、施工に先立ち当該塗料の成分把握のための調査を実施するものとし、これに要する費用については、関連する単価表の項目に含むものとし別途支払は行わないものとする。

また、旧塗膜にPCBが含有することが確認された場合は、各都道府県の環境部局に確認の上、処理方法について監督員と受注者との協議し定めるものとする。

(6) 研削材及びケレンかすの処理

塗膜の除去及び素地調整により発生する研削材及び廃塗膜・ケレンかすの処理については本特記仕様書 2 0 「再生資源及び建設副産物に関する事項」によるものとし、研削材及び廃塗膜・ケレンかすの処分に要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(7) 安全対策

厚労省通達、関連法令及び「構造物施工管理要領」Ⅲ－２－１－３の規定に従わなければならない。

また、作業員の安全や火災に対する安全等対策や周辺環境への影響についても考慮し、次の対策を実施する。なお、塗膜除去に有機溶剤を使用する場合の火災安全対策に要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

【共通事項】

- 1) ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業箇所については、その旨を明示すると共に、作業員以外の立ち入り禁止措置を講じる。
- 2) ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業は、常時、作業員の状況を把握できるような体制を確保する。
- 3) ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹き付け作業と塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業を近接した場所で同時に行うことは避ける。
- 4) 剥離剤を使用してかき落とした塗膜くずは、速やかに集積し、足場内に保管する場合は、小分けにし、難燃シート等により養生する。足場外には、少なくとも1日1回以上の頻度で搬出する。また、運搬又は貯蔵を行う場合は、堅固な容器に入れるまたは、確実に包装した上で、見やすい箇所に名称や取扱い上の注意事項を表示する。なお、作業中は安全データシート（SDS）及び製品の取扱い説明書に示された安全上の留意点に従う。
- 5) 水性の塗膜剥離剤を使用する場合であっても、塗膜除去工の作業の実施箇所ごとに全体換気設備と合わせて作業箇所の低位置においても換気設備を配置し、作業開始前に十分換気し作業を開始するとともに、作業中常時使用する。また、有効に作動するガス検知器を作業班ごとに配備し、可燃性ガスや中毒など人体に悪影響を及ぼす可能性のあるガスが滞留しやすい低い位置で測定を行い、使用する剥離剤に応じ適切に設定した基準値を超過した場合及びその他異常を察知した場合は直ちに作業を中止し、作業員を退避させるとともに、換気等により濃度を下げる措置を行う。
- 6) 塗膜剥離剤は、ガイドライン（案）の品質基準に適合するものとし、安全データシート（SDS）などにより消防法で分類される危険物及び指定可燃物の種類を確認して、適切な方法で保管する。また、塗膜剥離剤の品質基準以外の基準についてもガイドライン（案）に準拠する。
- 7) 避難計画の作成は、二方向への避難路の確保や、昇降口以外に非常時の脱出口を設置し、煙充満時に避難誘導できる誘導灯等を避難路に設置する。
- 8) すべての作業員に対して、安全並びに最悪事態の回避の意識の徹底・共有を図る教育を行う。
- 9) 施工計画書を遵守するとともに、現地条件等の変更が生じた場合は、施工計画を変更する。また、施工計画書チェックリスト及び現場チェックリスト（別添－４）を作成する。施工計画書チェックリストをもとに、施工計画書を確認し、現場チェックリストを用いて、現地を確認する。監督員から要請があった場合、チェックリストで確認した結果を提出するものとする。

【火災対策】

- 10) 塗膜除去工の作業中は、作業に伴い火花が出る工具の足場内への持ち込みを禁止する。また、電気機器（照明器具、電動機、変圧器、コード接続器、閉開器、分電盤、配電盤、換気設備等電気を通ずる機械）は防爆性能を有するものを定められた使用方法で適切に使用するものとし、点検、整備を十分に行う。
- 11) 危険物を足場内に持ち込まない。また、危険物等チェックシート（別添－３）を作成し、

危険物の管理を実施する。監督員から要請のあった場合、チェックシートで確認した結果を提出するものとする。

- 1 2) 喫煙場所を作業場所と独立した場所に配置する。また、足場内への火気（たばこ・ライター）の持ち込みを禁止する。また、高速道路上の走行車両からの投げタバコ等、足場内に外部から点火源が侵入しないような対策を実施する。
- 1 3) 養生シートも含め足場内で使用する全てのシートは、難燃性能または防炎性能を有するものを使用する。
- 1 4) 水性の塗膜剥離剤を使用する場合であっても、防爆性能を有する電気設備、帯電防止性能を有する安全衛生保護具（防護服・保護手袋・保護長靴及びシューズカバー等）を使用する。
- 1 5) 火災発生時に同一足場内のすべての作業箇所と同報できる警報機器として火災感知器・煙感知器を配置する。
なお、それぞれ有効に感知できる機種を選定し、適切な位置に配置する。

【中毒対策】

- 1 6) 作業場所をビニールシート等で隔離し、通風が不十分となる場合は、作業場所内の剥離剤ガス、蒸気等の濃度が高くなることが想定されるため、換気等により濃度を下げる措置を行う。
- 1 7) ベンジルアルコールを含有する塗膜剥離剤の吹き付け等を行う作業者は、送気マスクを使用する。
- 1 8) ベンジルアルコールを含有する塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業は、送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用させる。
- 1 9) ジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹き付け等を行う作業者は、送気マスクや防毒マスク（有機ガス用防毒マスクの型式検定合格品）を使用する。
- 2 0) 防毒マスクは、使用時間及びマスクの状態を作業主任者など作業員以外の者が常時厳格に管理し、定期的に吸収缶を交換する。
- 2 1) ジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業は、送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用する。
- 2 2) 防護眼鏡、送気マスクや防毒マスク（有機ガス用防毒マスクの型式検定合格品）、不浸透性の防護服・保護手袋・保護長靴などの保護具を確実に着用するとともに、防毒保護具の使用時間、使用回数等を遵守する。

3 1 - 2 7 - 5 数量の検測

塗膜除去工の数量の検測は、設計数量（m²）で行うものとする。

3 1 - 2 7 - 6 支払

塗膜除去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1 m²当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う湿潤化による塗膜の除去、集積、積込等塗膜除去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するのに必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（1 4）	塗膜除去工	
	A	m ²

3 1 - 2 8 鉄道保安要員

3 1 - 2 8 - 1 定義

鉄道保安要員とは、線路近接箇所での作業時において、列車監視や関係箇所への連絡等、事故防止保安業務を行うために配置する者をいう。

3 1 - 2 8 - 2 種別

鉄道保安要員の単価表の項目の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
列車見張員 A	長野電鉄（株）の認定する者で、高梨高架橋 P 9、1 0 橋脚の足場工設置撤去時における列車等の進入・通過の監視を行うもの。

3 1 - 2 8 - 3 配置計画

鉄道保安要員の配置時間、配置場所、配置人数、交替要員は次のとおりとする。

単価表の項目	配置時間	配置場所	配置人数
列車見張員 A	9 : 00 ~ 17 : 00	高梨高架橋： P 9 橋脚 高梨高架橋： P 1 0 橋脚	1

上表の配置時間は、実作業時間に休憩時間を加えた時間とする。なお、受注者の責によらず、鉄道保安要員の配置時間、配置場所が大幅に変更となった場合、または協議等により配置する鉄道保安要員の配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

3 1 - 2 8 - 4 数量の検測

鉄道保安要員の数量の検測は、監督員が認めた設計数量（人・日）で行うものとする。

3 1 - 2 8 - 5 支払

鉄道保安要員の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 人・日当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鉄道保安要員の労力等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（15）	鉄道保安要員 列車見張員 A	人・日

3 1 - 2 9 PCM 巻立て工

3 1 - 2 9 - 1 定義

PCM 巻立て工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、ポリマーセメントモルタル（以下 PCM という）を用いた補強を行うことをいう。

3 1 - 2 9 - 2 適用する諸基準

PAE 系ポリマーセメントモルタルを用いたコンクリート構造物の補修・補強に関する設計・施工マニュアル（案）〔2024 年 11 月、一般社団法人 PCM 工法協会〕（以下、「PAE マニュアル」）

3 1 - 2 9 - 3 材料

（1）PCM 巻立て工の材料は「PAE マニュアル」の規定によるものとする。

- (2) 表面保護工の材料は共通仕様書 17-12-2 「コンクリート表面被覆工」の規定によるものとする。

31-29-4 施工

- (1) PCM巻立て工の施工は、「PAEマニュアル」に基づき行うものとし、その施工にあたっては作業手順や品質管理、出来形管理方法等を記載した施工計画書を作成し、事前に監督員の確認を得るものとする。
- (2) PCM巻立て工の施工に先立ち施工する既設コンクリート打設面の粗面化は、耐震補強用コンクリート表面処理工に含むものとし、本特記仕様書 31-9-1 「耐震補強用コンクリート表面処理工」によるものとする。
- (3) 巻立てたPCMの天端の新旧コンクリートとの境界に施工するシール材はエポキシ樹脂系を使用するものとする。
- (4) 表面保護工の施工は共通仕様書 17-12-2 「コンクリート表面被覆工」の規定によるものとする。

31-29-5 数量の検測

PCM巻立て工の数量の検測は、設計数量 (m³) で行うものとする。

31-29-6 支払

PCM巻立て工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う下塗り工、用心メッシュ取付、PCMの計量、練り混ぜ、運搬、打込み、養生、表面保護、シール材等PCM巻立て工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一 (16)	PCM巻立て工	m ³

31-30 薬液注入工

31-30-1 定義

薬液注入工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、特殊部掘削箇所止水対策として地盤改良用薬液を地盤に注入することをいう。

31-30-2 種別

薬液注入工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
薬液注入工	特殊部掘削箇所において、二重管ストレーナー方式（複相タイプ）により、溶液型アルカリ系の無機系硬化剤（一次注入：瞬結タイプ、二次注入：緩結タイプ）の薬液を使用し地盤改良を行うもの。

31-30-3 使用特許について

薬液注入工は特許工法であり、工事実施に先立ち監督員に実施許諾の報告を行うものとする。当該工法の特許番号は特許第 7212423 号とする。なお、特許使用料については、関連する単価表の項目に含むものとし別途支払は行わないものとする。

3 1 - 3 0 - 4 材料

薬液注入工に使用する薬液は、溶液型無機系とする。薬品の品質については日本無機薬品協会規格「けい酸ナトリウム（けい酸ソーダ）」の規定を満たすものとし、規定される項目について材料入荷時にメーカーによる証明書を提出し、監督員の確認を受けるものとする。

3 1 - 3 0 - 5 施工

- (1) 薬液注入工を想定している箇所の土質区分は砂質土を想定しているが、事前調査等により土質区分に変更がある場合は、監督員に報告するものとする。なお、土質区分の変更に要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- (2) 薬液注入の施工時に実施する水質監視の結果により注入量及び注入方法に変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし、受注者はこれに従わなければならない。なお、水質監視は発注者が行うものとする。
- (3) 薬液注入工の施工に当たっては、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（国土交通省）に従って適切な管理を行うものとするが、特別な対策が必要となった場合は監督員の指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。注入量・注入圧の管理は自記記録装置により行うものとし、記録紙は監督員の確認を得たものを使用する。また、現場にプラント等を設置する場合は、タンクからミキサーまでの間に流量積算計を設置し、毎日の使用数量を確認するものとする。
- (4) 薬液注入工の施工に伴い発生した汚泥については、本特記仕様書 2 0 「再生資源及び建設副産物に関する事項」により処理するものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で別途協議し定めるものとする。

3 1 - 3 0 - 6 数量の検測

薬液注入工の数量検測は、設計数量（L）で行うものとする。

3 1 - 3 0 - 7 支払

薬液注入工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 L 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う注入工の削孔及び薬液の材料（ロス率を含む）及び注入、特許使用料等薬液注入工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特一（17）	薬液注入工	L

3 1 - 3 1 あと施工せん断補強工

3 1 - 3 1 - 1 定義

あと施工せん断補強工とは、設計図書及び監督員の指示に従って既設橋脚のコンクリートを削孔し、あと施工せん断補強鉄筋を挿入して定着することをいう。

3 1 - 3 1 - 2 種別

あと施工せん断補強工の単価表の項目の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	区分
D a ・ L （水平）	あと施工せん断補強鉄筋の配置に必要な既設コンクリート構造物の墨出し、水平方向の削孔、孔内の清掃、あと施工せん断補強鉄筋の挿入、定着、削孔に伴い発生するコンクリート殻の運搬・処分を行うもの（あと施工せん断補強鉄筋の材料を含む）。 なお、削孔径・削孔長については設計図書に示すとおりとする。 D a ：挿入するあと施工せん断補強鉄筋径（mm） L ：設計鉄筋長（mm）

3 1－3 1－3 使用特許について

あと施工せん断補強工においてCCB工法を用いる場合は、特許工法であるため工事実施に先立ち監督員に実施許諾の報告を行うものとする。当該工法の特許番号は特許第5003448号とする。なお、特許使用料については、関連する単価表の項目に含むものとし別途支払は行わないものとする。

3 1－3 1－4 材料・施工

- （1）あと施工による橋脚のせん断補強として、性能が証明された工法を選定すること。
- （2）あと施工せん断補強鉄筋工の削孔に当たっては、鉄筋探査を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。鉄筋探査の結果、あるいはアンカー削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。なお、アンカー削孔中に既設鉄筋に干渉したことによる再削孔に要する費用は契約単価に含めるものとする。
- （3）あと施工せん断補強鉄筋工の鉄筋はJIS G 3112に適合したものとし、規格証明書を監督員に提出しなければならない。
- （4）コンクリート削孔で発生するコンクリート塊については、本特記仕様書20「再生資源及び建設副産物に関する事項」によるものとする。

3 1－3 1－5 数量の検測

あと施工せん断補強工の数量の検測は、設計数量（本）で行うものとする。

3 1－3 1－6 支払

あと施工せん断補強工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対して、それぞれ1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め、あと施工せん断補強鉄筋の材料、あと施工せん断補強鉄筋の挿入、定着、コンクリート塊の運搬・処分、特許使用料等あと施工せん断補強工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（18）	あと施工せん断補強工 D a ・ L （水平）	本

3 1－3 2 橋座補強工

3 1－3 2－1 定義

橋座補強工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、既設構造物の削孔及び橋座補強鉄筋の製作及び定着することをいう。

3 1 - 3 2 - 2 種別

橋座補強工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分
D a ・ L （水平）	橋座補強鉄筋の配置に必要な既設コンクリート構造物の墨出し、水平方向の削孔、孔内の清掃、橋座補強鉄筋の挿入、モルタル充填による定着、削孔に伴い発生するコンクリート殻の運搬・処分を行うもの（橋座補強鉄筋の材料を含む）。 なお、削孔径・削孔長については設計図書に示すとおりとする。 D a ：挿入する橋座補強鉄筋径（mm） L ：設計鉄筋長（mm）

3 1 - 3 2 - 3 材料・施工

- （１）あと施工による橋座補強として、性能が証明された工法を選定すること。
- （２）橋座補強工の削孔に当たっては、鉄筋探査を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。鉄筋探査の結果、あるいはアンカー削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。なお、アンカー削孔中に既設鉄筋に干渉したことによる再削孔に要する費用は契約単価に含めるものとする。
- （３）橋座補強工の鉄筋は J I S G 3 1 1 2 に適合したものとし、規格証明書を監督員に提出しなければならない。
- （４）定着用接着剤の材料は、「構造物施工管理要領」Ⅲ－６－２－１「接着系あと施工アンカー」の規定によるものとする。
- （５）橋座補強工の施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ－６－２－１「接着系あと施工アンカー」の各項に従って行うものとする。
- （６）コンクリート削孔で発生するコンクリート塊については、本特記仕様書 2 0 「再生資源及び建設副産物に関する事項」によるものとする。

3 1 - 3 2 - 4 数量の検測

橋座補強工の数量の検測は、設計数量（本）で行うものとする。

3 1 - 3 2 - 5 支払

橋座補強工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め、橋座補強鉄筋の材料、橋座補強鉄筋の挿入、定着、コンクリート塊の運搬・処分等橋座補強工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
特－（１ 9） 橋座補強工 D a ・ L （水平）	本

3 1 - 3 3 支承改良工

3 1 - 3 3 - 1 定義

支承改良工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設支承の一部加工を行うことをいう。

3 1 - 3 3 - 2 種別

支承改良工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
A	既設固定支承において、固定ブロックを切断し、可動支承とするもの。

3 1 - 3 3 - 3 作業内容

本特記仕様書 3 1 - 3 3 - 2 「種別」に示す作業内容は、下表のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
A	1) 既設支承の固定ブロックの切断、切断面の平滑仕上げ、防錆処理 2) 撤去した固定ブロックの運搬

3 1 - 3 3 - 4 材料・製作・輸送

- (1) 固定ブロックをガス切断する場合は、既存構造物への熱影響がないよう留意するものとする。
- (2) 既設サイドブロックの切断後は適切な防錆処理を行うこととする。
- (3) なお切断したサイドブロックの処理については、本特記仕様書 1 6 - 1 「発生する残存物件と引渡し方法」に示すとおりとする。

3 1 - 3 3 - 5 数量の検測

支承改良工の数量検測は、設計数量（基）で行うものとする。

3 1 - 3 3 - 6 支払

支承改良工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 基当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書 3 1 - 3 3 - 3 「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（20）	支承改良工	
	A	基

3 1 - 3 4 橋脚内部充填工

3 1 - 3 4 - 1 定義

橋脚内部充填工とは、設計図書及び監督員の指示に従って R C 中空断面橋脚内部をエアモルタルにて充填することをいう。

3 1 - 3 4 - 2 種別

橋脚内部充填工の単価表の項目の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
A	R C 中空橋脚を水平方向に削孔し、中空部にエアモルタルを充填するもの。

エアモルタル充填前に橋脚内部をカメラ等にて確認し、異物等を発見した場合には監督員に報告するものとする。

3 1 - 3 4 - 3 材料・施工・品質

- (1) 橋脚内部充填工で使用する材料、施工、品質管理は、「構造物施工管理要領」Ⅲ-7-1-7 の

規定に従い行うものとする。

- (2) 内部充填にあたって既設コンクリート構造物に削孔する場合は、鉄筋探査を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。なお、削孔中に既設鉄筋に干渉したことによる再削孔に要する費用は契約単価に含めるものとする。
- (3) 施工にあたっては確実に充填されるようエア抜き用の孔を設けるものとする。なお、削孔中に既設鉄筋に干渉したことによる再削孔に要する費用は契約単価に含めるものとする。
- (4) 施工にあたって削孔した箇所は適切に孔埋めするものとする。なお、孔埋めに要する費用は契約単価に含むものとする。

3 1 - 3 4 - 4 数量の検測

橋脚内部充填工の数量検測は、設計数量（m³）で行うものとする。

3 1 - 3 4 - 5 支払

橋脚内部充填工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対して、1 m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う不達孔を含む削孔、不達孔を含む孔埋め、エアモルタルの計量、練りまぜ、運搬、打込み、養生等橋脚内部充填工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（2 1）	橋脚内部充填工 A	m ³

3 1 - 3 5 率計上に関する事項

3 1 - 3 5 - 1 目的及び契約方法

率計上工事とは、率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。当該部分の見積りにについては、当初契約において一式として契約する。本特記仕様書 3 1 - 3 5 - 4 「当初契約金額」に示す率計上の考え方にに基づき算出するものとする。

3 1 - 3 5 - 2 用語の定義

共通仕様書 1 - 2 「用語の定義」に次を追加する。

- (3 0) 「契約参考図書」とは、率計上工事に関する事項に係る率計上対象項目及びそれらの概算数量を示したもので参考図として取扱うものとする。

3 1 - 3 5 - 3 種別

率計上工事に関する事項の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
率計上工事に関する事項	単価表の番号（1～2 6 3）のうち単価表の摘要欄に見積対象と記載がある単価項目を除く金額の合計に 7 % を乗じた金額相当の率計上工事をいう

3 1 - 3 5 - 4 当初契約金額

当初契約における率計上の算出に用いる単価表の項目及び率は、本特記仕様書 3 1 - 3 5 - 3 「種

別」に示す単価表の項目の区分内容に従って算出し、一式計上するものとする。金額の記載にあたっては、有効数字5桁とし、有効数字6桁目を切り捨てとする。また、10百万円未満の場合は、千円単位とし、千円未満の額については切り捨てとする。提出した単価表が特記仕様書に示す率計上工事の見積り方法に基づき算出されていない場合、単価協議により単価表を修正するものとする。

3 1 - 3 5 - 5 契約変更について

契約締結後、率計上工事に関する事項に係る施工に必要な率計上対象項目及び数量については、契約参考図書及び現地照査に基づき契約内容が確定した段階で契約書第19条に基づき変更を行うものとし、新単価を定めるものとする。

なお、新単価算出にあたっては、率計上工事に関する事項の単価表の項目の契約金額を上限とせずに契約変更を行うものとする。

3 1 - 3 5 - 6 数量の検測

率計上に関する事項の検測は、設計数量（式）で行うものとする。

3 1 - 3 5 - 7 支払

率計上に関する事項の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1式当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には契約参考図書に基づき行う本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（22）	率計上に関する事項	式

3 1 - 3 6 資料の貸与

調査等共通仕様書1-15-1「資料の貸与」に基づく貸与資料は下表の調査等業務による成果品である。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
設計報告書	上信越自動車道 入田橋耐震補強検討業務	契約締結後貸与	電子成果品
設計報告書	長野自動車道 清野橋耐震補強検討業務	契約締結後貸与	電子成果品
設計報告書	上信越自動車道 東寺尾橋耐震補強検討業務	契約締結後貸与	電子成果品
設計報告書	上信越自動車道 若穂高架橋耐震補強検討業務	契約締結後貸与	電子成果品
設計報告書	上信越自動車道 百々川橋耐震補強検討業務	契約締結後貸与	電子成果品
設計報告書	上信越自動車道 松川橋耐震補強設計	契約締結後貸与	電子成果品

3 2. 割掛対象表の項目に示す工事の内容

割掛対象表の項目に示す工事内容は、共通仕様書第1章「表1-3割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

【共通仮設費】

割掛対象表の項目名称	工事の内容
仮設材運搬費 A・B	仮設材等（仮橋、鋼矢板、H型鋼、覆工板等）の運搬に要する費用をいう。

割掛対象表の項目名称	工事の内容
地質調査等費 A	地下水位調査のため、ボーリングによる原位置試験に要する費用をいう。
地質調査等費 B	N 値、土のせん断特性（粘着力 c、内部摩擦角 ϕ ）調査のため、ボーリングによる原位置試験に要する費用をいう。
鉄筋位置調査費 A～G	非破壊検査にて鉄筋の配置間隔や深さを調査し、完成図との整合を確認するとともに穿孔位置確定するための既設鉄筋位置調査に要する費用をいう。
炭素繊維定着体基準試験費	炭素繊維定着体が所定の品質を満足するかの確認をするために、施工開始前に行う基準試験に要する費用をいう。
塗膜成分調査費	既設構造物の塗膜に含まれる有害物質の含有量調査に要する費用をいう。
剥離剤用養生設備工費	塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要となる、吊足場及び手摺先行足場の床面及び側面にシート張防護を設置する作業に要する費用をいう。（塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要となる全ての工事期間に要する費用をいう）
剥離剤用環境対策資機材費	塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要となる、簡易セキユリールーム、エアシャワー・負圧集塵機、真空掃除機（フィルター交換に要する費用を含む）、吸気用ダクト及び換気用ダクトの設置に要する費用をいう。（塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要となる全ての工事期間に要する費用をいう）
剥離剤用安全衛生保護具費	塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要となる、呼吸用保護具（送気装置、フィルター交換に要する費用を含む）、使い捨て防護服（タイプ 4）、防護手袋及びシューズカバーに要する費用をいう。なお、呼吸用保護具本体はエアラインマスクとする。（塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要となる全ての工事期間に要する費用をいう）

【準備工事費】

割掛対象表の項目名称	工事の内容
工事用道路費 B、D、F、O、P、S、T	新設（改良を含む）する工事用道路に要する費用をいう。
工事用仮設構台費	施工に必要な仮設構台に要する費用をいう。

【仮設備工事費】

割掛対象表の項目名称	工事の内容
足場工費 A～E	一般構造物の施工または橋梁下部工補修に必要な足場工に要する費用をいう。（足場を共有する全ての工事期間に要する費用をいう）
吊足場工費 A・B（標準型側面）	橋梁の施工に必要な主体足場及び標準型側面（側面足場に防護が無い構造）の吊足場工に要する費用をいう。（足場を共有する全ての工事期間に要する費用をいう）

割掛対象表の項目名称	工事の内容
吊足場工費 A・B（防護型側面）	橋梁の施工に必要な主体足場及び防護型側面（側面足場に防護がある構造）の吊足場工に要する費用をいう。（足場を共有する全ての工事期間に要する費用をいう）
昇降足場費 A・B	橋梁の吊足場工への移動に必要な昇降足場に要する費用をいう。（足場を共有する全ての工事期間に要する費用をいう）

【雑工事費】

割掛対象表の項目名称	工事の内容
コンクリート寒中養生費 A・B	寒中コンクリートの施工における保温養生に要する費用をいう。
土砂流出防止費	田畑、民地等に土砂等の流出防止を目的とした対策工に要する費用をいう。
仮設防護柵費	供用中の高速道路に近接する施工箇所に設置する仮設防護柵に要する費用をいう。

3.3. 補足事項

3.3-1 設計図書の変更及び追加について

次に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるため、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

- （１）耐震補強工事の施工に先立ち、設置した足場工における施工箇所の塩分調査のための試料採取を追加する場合がある。
- （２）耐震補強工事の施工に先立ち行う施工箇所の事前調査の際に既設構造物の劣化箇所やひび割れ、鉄筋の著しい損傷箇所が発見された場合の補修を追加する場合がある。
- （３）交通規制方法及び期間の変更を指示する場合がある。
- （４）残存物件の処分を追加する場合がある。
- （５）現地調査結果に伴う掘削方法の変更、水替、樹木の伐採等を追加する場合がある。
- （６）須坂橋付近に埋設されている電源ケーブル等の移設・復旧を追加する場合がある。
- （７）耕作地付近における粉塵防止のための仮囲いを追加する場合がある。

3.3-2 緊急時の協力業務

本工事期間中に長野管理事務所管内の高速道路において、災害等が発生した場合は、監督員の指示に従い災害復旧に協力するものとする。これに要する費用については、別途、監督員と受注者で協議するものとする。

3.3-3 有料道路料金費に関する事項

有料道路料金費とは、ETC（Electronic Toll Collection System）が整備されているインターチェンジ等をETC無線通信により走行するために要する通行料金をいう。また、監督員の指示により有料道路通行区間を変更する場合、または、通行料金体系が見直しとなった場合は、これに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

3.3-4 実績価格調査票

受注者は、契約締結後、見積活用方式に係る見積対象項目に対し下請契約したとき、または、現場組

織が構築されたときは、本工事の入札前に提出した最終参考見積書と契約後の実態に基づく比較を行う「実績価格調査票」（別添－５）を作成し提出するものとする。なお、監督員は、提出された実績価格調査票に疑義がある場合は、施工体制点検などの場を活用して受注者や下請負人に聞き取り調査を行うものとする。

３３－５ 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

３３－６ 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

以 上

令和 年 月 日

関東支社 ○○工事（管理）事務所

（前月まで） 線上に計画出来高（%）

11 27 50 70 100

9 23 50

（今月分）

（線下に実施出来高（%））

至) 令和 年 月 日 (〇〇〇日間)

[illegible]

様式－ 2

令和 年 月 日

監督員

殿

現場代理人

工事履行報告書（令和〇年〇月分）

(工事名)

標記工事の出来高報告及び工程表を別添のとおり作成しましたので、報告します。

以 上

《注意事項》

- ・別添の工程表は、様式－ 1 とする。
- ・Kcube2 による提出とする。

工事出来高報告（令和〇年〇月）

工期

自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

(〇〇〇日間)

項 目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累 計 出来高 (%)	前 月 出来高 (%)	今 月 出来高 (%)	摘 要
準備工							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
後片付け							
全 体							

令和 年 月 日

監督員	副監督員	主任補助監督員	補助監督員

残 存 物 件 調 書 （受注者→監督員）

- 1 工 事 等 名 _____
- 2 工事等場所 _____
- 3 発生（受領）年月日 _____
- 4 原因名及び原因発生年月日 _____

品 名	材 質 (規 格 等)	概 算 数 量		発生材、貸付発生 材又は不要材料 の種別記入	物品又は固定 資産の分類
		単位	数量		

以上のとおり報告します。

監督員 ○○○○殿

受 注 者 △△△△

現場代理人 ◇◇◇◇

- （注） 1．発生年月日は受渡日を記入する。
- 2．原因別に一葉ずつ作成する。
- 3．写真を添付する。
- 4．「発生材、貸付発生材又は不要材料の種別記入」「物品又は固定資産の分類」はNEXCOが記入
- 5．Kcube2による提出とする

様式－４

令和 年 月 日

〇〇リサイクルセンター〇〇工場
管理責任者 〇〇 〇〇 殿

受注者名
現場代理人

再生資材供給可能量の照会について

本工事では再生資源の利用促進のため再生資材の利用を予定しております。
つきましては、円滑な使用計画に基づき施工を行いたいので下記のとおり供給可能量の情報提供をお願い致します。

記

- １．工事名： 工事（工期： ～ まで）
- ２．発注者：
- ３．受注者：
- ４．再生資材の種類及び予定数量等

再生資材の種類	適用指針等	予定使用量（m ³ ）	使用予定月

- ５．情報の提供時期
別紙様式により上記使用予定月の一ヶ月前までに供給可能量をFAXで情報提供をお願いします。
- ６．情報提供先及び連絡先
受注者：
TEL：
FAX：
現場代理人：
担 当：

以 上

再 生 資 材 使 用 計 画 書

施工工程	利用使途	使用数量 (m ³)	再資源化施設			備 考	使用予定数量 (m ³)	
							再生材	新 材

上段 供給可能数量（－は供給可能量が無い場合）

下段（ ）書きは使用予定数量（×については供給されない理由を備考欄に記入する）

（注）Kcube2 による提出とする

監督員

殿

受注者

現場代理人

工事記録情報 完了届

下記の工事件名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発注者名			
工事件名			
No.	工種名	工事情報(テーブル名)	数量

(注1) 発注時より工事内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する

(注2) Kcube2 による提出とする

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 関東支社
〇〇管理事務所長 殿

会社名
代表者

不動産貸付申請書

工事名) 〇〇自動車道 〇〇工事

特記仕様書〇－〇の規定に基づき、貴社所有の不動産を下記のとおり貸付けていただきたく、申請いたします。

記

- 1. 不動産の種類
- 2. 不動産の所在地
- 3. 不動産の使用目的
- 4. 必要面積
- 5. 貸付希望期間
- 6. 添付書類
 - 工事請負契約書 (写)
 - 特記仕様書 (写)
 - 用地使用計画書

以 上

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者

現場代理人

印

間接工事費計画書の提出について

(工事名)

標記工事について、特記仕様書「〇. 間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】

費目		費用	内容	計上額（円）
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

印

間接工事費増加費用の負担額に関する協議書

(工事名)

標記工事について、特記仕様書「〇. 間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 契約締結年月日 令和 年 月 日

2. 契約番号

3. 工 期

1) 当初工期 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

2) 変更工期 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

4. 協議額 ¥ _____ 円
(増加費用に係る一般管理費等を含まない)

5. 協議額内訳 別添「変更間接工事費計画書」のとおり

以 上

《注意事項》

・ Kcube2 による提出とする。

変更間接工事費計画書

(工事名)

(円)

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※ 実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を合わせて提出すること。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者

現場代理人

印

間接工事費増加費用見積書

(工事名)

令和 年 月 日付け
積みいたします。

号をもってご通知のあった標記については、下記のとおり見

記

間接工事費増加費用 (一般管理費等を含まない額)	円
上記に係る一般管理費等	円
合計	円

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

間接工事費増加費用の負担額同意書

(工事名)

令和 年 月 日付け 号で協議のありました間接工事費増加費用の負担額について
は同意致します。

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

(様式－12)
令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

材料調達変更計画書の提出について

(工事名)

標記工事について、特記仕様書〇－1に基づき、提出致します。

記

(添付書類)

- ・材料調達変更計画書

以 上

《注意事項》

- ・Kcube2 による提出とする。

材料調達変更計画書

(工事名)

材料名	規格	当初契約時の調達地域等	変更後の調達地域等	変更理由等	備考
骨材					
土砂					
仮設材（鋼材）					

※実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

監督員

殿

受 注 者

現場代理人

印

材料調達実績報告書の提出について

(工事名)

標記工事について、以下のとおり材料調達の実績について報告致します。

記

対象材料

対象単価項目	調達予定数量	購入伝票等No	調達 年月日	調達数量	調達単価	資材調達 金額	輸送金額
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7) (5) * (6)	(8)

※購入伝票等は、別添のとおりとする。

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

〇〇自動車道 〇〇工事 三者協議会協定書(案)
(工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議)

〇〇自動車道 〇〇工事（以下「当該工事」という。）の施行にあたり、東日本高速道路㈱関東支社〇〇〇〇事務所長（以下「発注者」という。）と〇〇建設㈱（以下「施工者」という。）及び〇〇コンサルタント（以下「設計者」という。）は、次のとおり当該工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施するため三者協議会協定書（以下「協定書」という。）を以下のとおり締結する。

（総 則）

第1条 発注者、施工者及び設計者は、当該工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させ、適切な工事目的物の完成に資するよう協同して技術情報の確認及び交換に努めるものとする。

（構 成）

第2条 三者協議会は、発注者、施工者及び設計者により構成するものとし、以下の構成員により行うことを基本として各々が構成員を定め、発注者が取りまとめの上、各者に通知するものとする。

1) 発注者

発注者、当該工事の監督員、主任補助監督員及び補助監督員を主体とする関係者

2) 施工者

当該工事の現場代理人、監理（主任）技術者及び担当技術者を主体とする関係者

3) 設計者

当該工事に係る設計を担当した管理技術者及び担当技術者を主体とする関係者、ただし、設計を担当した者の参加が困難な場合は、当該設計を説明できる者

（三者協議会の開催）

第3条 三者協議会は、下記の場合に発注者が必要の都度開催するものとし、開催に係る調整及び事務を行う事務局を東日本高速道路㈱関東支社〇〇〇〇事務所に置き〇〇課を連絡窓口とする。

また、施工者及び設計者は、発注者からの開催に係る調整に積極的に協力するものとし、予め、それぞれ連絡先を事務局に届け出るものとする。

1) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

2) 第4条第1項に示す三者協議会の確認事項等に関わる疑問や施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合

2 発注者は、三者協議会の開催に先立ち、施工者及び設計者に対し、開催日、開催場所を通知するものとする。

（三者協議会の確認事項等）

第4条 三者協議会における当該工事の設計に関する技術情報の確認及び交換は、以下の事項について行うものとする。

1) 〇〇〇橋の下部工設計及びP〇橋脚の掘削斜面安定対策

2) 〇〇トンネルの坑口部斜面補強対策工の設計

3) ……

- 2 施工者は、現地状況の変更の現況資料を事前にまとめた上で発注者に三者協議会開催日の●●日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 3 発注者は、前項により提出された現地状況の変更の現況資料を設計者に送付し、変更に伴う検討事項を通知し、三者協議会において説明を要請するものとする。
- 4 施工者若しくは設計者は、三者協議会における質問事項等が予め明らかな場合は、事前に質問事項等をまとめた上で発注者に三者協議会開催日の10日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 5 発注者は、前項により、施工者若しくは設計者に了解した質問事項等について、施工者若しくは設計者にその旨を三者協議会開催日の7日前までに通知するものとする。

(三者協議会の費用負担)

- 第5条 三者協議会の開催に要する費用のうち、発注者の要請により三者協議会に出席した設計者が要する費用及び会議運営に要する費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の発注者及び施工者が要する費用については、それぞれ発注者及び施工者が負担するものとする。
- 2 発注者は、三者協議会の開催の都度、設計者に、設計者の三者協議会の出席に要する費用について、内訳構成が判る見積書の提出を要請するものとする。
 - 3 設計者は、三者協議会の出席要請を受けた都度、必要となる準備資料費、人件費、交通費及び一般管理費等の諸経費の費用に係る内訳構成が判る見積書を発注者に提出するものとする。
 - 4 発注者は、設計者から提出を受けた見積書の内訳及び設計者の三者協議会の出席状況を確認した上で、設計者からの支払請求に基づき、設計者の三者協議会の出席に要する費用について支払請求から30日以内に支払うものとする。

(三者協議会の成果の取扱い)

- 第6条 三者協議会の開催による技術情報の確認若しくは交換の有無に拘わらず、工事成果に関わる責任は、発注者と施工者が締結している工事請負契約の各条項に拠るものとする。
- 2 施工途中における予期し得ない現地状況の変更等により、原設計の変更の必要性を検討する場合に開催する三者協議会において、設計者が求められた技術的所見の責任は、設計者が知りうる条件の範囲に限って設計者が負うものとする。
なお、この場合における設計変更の実施の判断は、発注者が行うものとする。
 - 3 原設計における瑕疵が明らかになった場合は、原設計に関わる請負契約書の各条項に拠り対処するものとする。
 - 4 設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して対処するものとする。

(設計変更の対応)

- 第7条 当該工事の施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更が必要な場合には、発注者は、設計者にその変更設計業務の実施を申し込む場合がある。
- 2 前項により設計者が、設計業務を実施する場合は、別途、発注者と契約を締結するものとする。

(協定書の有効期限)

- 第8条 本協定書の有効期限は、当該工事の工期末までとする。

(請負契約書条項との優先順位)

第9条 本協定書の各条項と東日本高速道路㈱と施工者が締結した工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）または東日本高速道路㈱と設計者が締結した調査等請負契約書（以下「調査等請負契約書」という。）の各条項において相違がある場合には、工事請負契約書または調査等請負契約書の各条項が優先するものとする。

(その他)

第10条 この協定書に定めのない事項については、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和00年00月00日

発注者
施工者
設計者

低速プロファイラの運用に関する補足資料

1. 適用範囲

本資料は、舗装工事の出来形基準「平たん性」の測定に際し、「低速プロファイラによる路面のIRI測定方法」（試験法251）に基づき使用する低速プロファイラの性能に係る事前確認方法について記載する。

2. 用語の定義

本補足資料で使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

（１）使用有効期間

NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に規定する性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を保持するために、低速プロファイラ製造会社が定めた一定期間をいう。

（２）性能

NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に規定する、距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値をいう。

（３）性能確認

NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき、測定および結果の整理を行い、性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を確認するものをいう。

（４）校正試験

低速プロファイラ製造会社が行う、低速プロファイラの清掃・消耗品の交換・搭載されている各計測機器の校正に対し、低速プロファイラが正常に動作するか確認するための試験をいう。

（５）校正

低速プロファイラに搭載されている各計測機器の示す値と、基準値との誤差を確認し、各計測機器を調整して誤差の修正を行うものをいう。

（６）性能確認調査

低速プロファイラ製造会社が、低速プロファイラの製造時、性能に影響する改造時および校正試験時に行う性能確認について、性能確認の方法および結果の確認を行うものをいう。

3 使用機器の事前確認

舗装施工管理要領「Ⅱ 建設工事関係1-5出来形基準」および「Ⅲ 補修工事関係1-5出来形基準」に規定する「平たん性」の測定に用いる低速プロファイラについては、NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき確認した性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を満足した機器であることを事前に確認するものとする。

3.1 使用する機器

受注者は、舗装工事に使用する低速プロファイラについて、使用に先立ち、当該工事の工期を踏まえて機器の使用有効期間内であることを確認のうえ、故障・損傷がないものを使用するものとする。また、使用有効期間を超過する機器および故障・損傷のある機器については、低速プロファイラ製造会社による較正試験および性能確認を行うものとする。

3.2 使用確認願の提出

受注者は、低速プロファイラ使用確認願（様式-1）を監督員へ提出するものとする。

なお、使用確認願には、低速プロファイラの製造会社名および機種種の諸元（機種型式、製造番号）を記し、低速プロファイラの製造会社による較正試験結果、性能確認結果（様式-2）の写しを添付するものとする。

3.3 低速プロファイラ製造会社（販売者）の責務

- 1) 低速プロファイラ製造会社は、NEXCO 試験方法 付属書 001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき、製造時、性能に影響する改造時、較正試験時に性能確認を実施するものとし、低速プロファイラの性能を保持するため、使用有効期間を設けるものとする。
- 2) 低速プロファイラ製造会社は、NEXCO が行う性能確認調査に対して、協力しなければならない。
この場合、NEXCO は具体的な内容等を事前に低速プロファイラ製造会社に通知するものとする。
- 3) 修理時や較正時に、むやみに改造を行ってはならない
- 4) やむを得ない改造が必要な場合は、監督員若しくは NEXCO 総研に確認するものとする。

様式-1

令和 年 月 日

殿

受注者
現場代理人

低速プロファイラ使用確認願

工事名)

標記工事について、下記のとおり低速プロファイラを使用したいので、確認願います。

記

1. 低速プロファイラの製造会社名および機種名

製造会社名) ○○

機種型式) ○○

製造番号) ○○

2. 添付書類

- ・製造会社の較正試験結果および性能確認結果（写） 各1部

以上

（注）Kcube2による提出とする

様式ー2

試験法ー付属書 001	路面プロファイルの性能確認方法
-------------	-----------------

製造会社名		機種型式		製造番号	
測定年月日		測定者		舗装種別	

IRI精度評価値		試験プロファイル														平均	プロファイラ性能評価値		試験プロファイル														平均
		往路						復路						往路						復路													
		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目				3回目	4回目	5回目	6回目											
基準プロファイル (移植性性能値)		水準																															
試験プロファイル (反復性性能値)	往路	1回目																															
		2回目																															
		3回目																															
		4回目																															
		5回目																															
		6回目																															
	復路	1回目																															
		2回目																															
		3回目																															
		4回目																															
		5回目																															
		6回目																															

距離測定精度		距離測定				IRI精度評価値 = 移植性性能値 × 反復性性能値 = × = プロファイラ性能評価値 = 移植性性能値 × 反復性性能値 = × = 距離測定精度 = 1 - 距離測定誤差 = - =			
		延長	誤差量 各回	誤差率（％） 各回	精度（％） 各回				
基準長									
測定長	往路	1回目							
		2回目							
		3回目							
		4回目							
		5回目							
		6回目							
	復路	1回目							
		2回目							
		3回目							
		4回目							
		5回目							
		6回目							
全回平均									

試験法一付属書 001		路面プロファイラの性能確認方法			
製造会社名	〇〇〇	機種型式	〇〇〇	製造番号	〇〇〇
測定年月日	〇〇〇	測定者	〇〇〇	舗装種別	〇〇〇

IRI精度評価値													
試験プロファイル													
往路													
1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目								
復路													
1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目								
平均													
1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目								
0.970	0.980	0.990	0.970	0.980	1.000								
0.970	0.980	0.990	0.970	0.980	1.000								
0.982													
基準プロフィール （移植性性能値）	水準												
試験プロフィール （反復性性能値）	往路	1回目	0.970	0.980	0.990	1.000	0.970	0.980	0.990	1.000	0.982		
		2回目			0.990	1.000	0.990						
		3回目				0.980	0.990	0.990					
		4回目					0.990	0.980					
		5回目						0.990					
		6回目											
	復路	1回目							0.990	0.980	1.000	0.990	
		2回目								0.990	0.990	1.000	
		3回目									0.990	0.990	
		4回目										0.990	
		5回目											
		6回目											

プロファイラ性能評価値													
試験プロファイル													
往路													
1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目								
復路													
1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目								
平均													
1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目								
0.951	0.960	0.970	0.951	0.960	0.980								
0.951	0.960	0.970	0.951	0.960	0.980								
0.962													
基準プロフィール （移植性性能値）	水準												
試験プロフィール （反復性性能値）	往路	1回目	0.951	0.960	0.970	0.951	0.960	0.970	0.951	0.960	0.980		
		2回目			0.970	0.970	0.980	0.970					
		3回目				0.960	0.970	0.970					
		4回目					0.970	0.960					
		5回目						0.970					
		6回目											
	復路	1回目								0.970	0.960	0.980	
		2回目									0.970	0.970	
		3回目										0.970	
		4回目											
		5回目											
		6回目											

距離測定精度						
延長		誤差量 各回	誤差率（％） 各回			
精度（％） 各回						
基準長						
		240.000				
測定長	往路	1回目	240.212	0.212	0.09%	99.91%
		2回目	240.488	0.488	0.20%	99.80%
		3回目	240.439	0.439	0.18%	99.82%
		4回目	239.769	-0.231	-0.10%	100.10%
		5回目	240.223	0.223	0.09%	99.91%
		6回目	240.250	0.250	0.10%	99.90%
	復路	1回目	240.512	0.512	0.21%	99.79%
		2回目	239.789	-0.211	-0.09%	100.09%
		3回目	240.334	0.334	0.14%	99.86%
		4回目	239.224	-0.776	-0.32%	100.32%
		5回目	240.195	0.195	0.08%	99.92%
		6回目	240.223	0.223	0.09%	99.91%
	全回平均				0.06%	99.94%

IRI精度評価値	=	移植性性能値	×	反復性性能値
	=	0.982	×	0.988
	=	0.970	(97.0%)	
プロファイラ性能評価値	=	移植性性能値	×	反復性性能値
	=	0.962	×	0.968
	=	0.931	(93.1%)	
距離測定精度	=	1	－	距離測定誤差
	=	1	－	0.06%
	=	99.94%		

年 月 日時点

[illegible]

危険物等チェックシート②

※チェックした年月日を箱内に記入

●事前確認

- ・共通仕様書1-25-5 危険物の取り扱いについて、その内容を確認している。
- ・危険物等の取り扱い等について、労働安全衛生規則 第256条から267条に記載があるが、その内容を確認している。
- ・工事現場内に搬入する材料及び資機材等が危険物に該当するか確認している。
- ・危険物指定数量未満の危険物の貯蔵及び取り扱いの基準は、市町村条例で定めているため、その条例を確認し、記入している。

実施者氏名:	

●施工計画書

- ・危険物を用いた作業を行う場合は、保管場所、実際使用する数量、使用期間、使用方法の明記を行い、加えて、作業手順を詳細に記述した施工計画書を提出し、その手順を遵守している。

--

●管理・貯蔵

- ・危険物等チェックシートを作成して、危険物等管理責任者が管理している。

--

危険物等管理責任者の職務内容

- 1) 工事現場における1日あたりの危険物の取扱量と保管量の確認
- 2) 作業場所における危険物の取扱い、保管場所・方法の点検及び是正
- 3) 作業終了時に、足場内等の作業場に危険物が残置されていないかの確認。
- 4) 危険物に関する許可・届出との現場の整合についての点検及び是正

- ・各工事の危険物等の保管場所毎のチェックシートを入荷毎に作成(数値はその時点での総量とする。)している。
- ・チェックシートは、ファイリングのうえ、保管場所に保存し、材料の入荷毎に更新する。
- ・消防法第10条第2項で定める同一の場合は、原則として工区全体を一つの同一場所として、管理している。
ただし、防火上有効に隔てられていると認められる場合には、所轄消防署に協議のうえ、同一の場所として運用することも可能である。

●許可・届出

- ・指定数量以上の場合、市町村長の許可により危険物貯蔵所・取扱所等を設置している。
- ・指定数量の5分の1以上、指定数量未満の場合、消防長又は消防署長へ少量危険物貯蔵・取扱の届出を行っている。
- ・指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品の貯蔵又は取扱いは市町村の条例に従っている。

塗膜除去工に関する施工計画書チェックリスト・現場チェックリスト(1/2)

工事名 _____ 受注者名 _____ 事務所 _____

●●年●●月●●日

※チェックした年月日を箱内に記入

1) 計画工程表

- ・実施工程は、安全面に配慮された実施可能な工程となっている。
- ・火花が出る作業と同時期の施工の場合、可燃性ガス等影響がでない離隔がとれている計画となっている。

2) 安全管理体制

- ・塗膜除去工開始前に火災安全パトロールを実施することになっている。

3) 塗膜剥離剤

- ・土木研究所資料土木鋼構造物用塗膜剥離剤ガイドライン(案)改定2版「土木鋼構造物用塗膜剥離剤およびこれを用いた塗膜除去工法の品質規格(暫定案)」の規定を満足している製品である。
- ・使用する剥離剤が危険物及び指定可燃物に該当しないか根拠資料とともに記述している。
危険物かどうかは「危険物等チェックシート」を用いて確認する。

4) 塗膜剥離作業

- ・塗膜剥離作業中は、作業に伴い火花が出る工具の足場内への持ち込みを禁止している。
- ・電気機器(照明器具、電動機、変圧器、コード接続器、開閉器、分電盤、配電盤、換気設備等電気を通ずる機械)は防爆性能を有するものを使用するものとしている。
- ・電気機器の点検、整備及び使用方法が定められ、点検、整備を十分行うこととなっている。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、帯電防止性能を有する防護服及びシューズカバー等を使用する。
- ・養生シートも含め足場内で使用する全てのシートは、難燃性能又は防災性能を有するものを使用することとなっている。
- ・かき落とした塗膜くずは、速やかに集積し、足場内に保管する場合は、小分けにし、難燃シート等により養生することになっている。
- ・集積した塗膜くずは、足場外に、少なくとも1日1回以上の頻度で搬出することになっている。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、電気設備は防爆性能を有するものを使用することとなっている。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、全体換気設備についてはプッシュ・プル換気の計画となっており、作業中は常時使用することになっている。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、全体換気の他に換気設備を塗膜剥離作業の実施箇所ごとの低位置に配置し、作業中は常時使用することになっている。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、塗膜くずから発生するガスの種類を把握しているか。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、常時換気と併せて、塗膜くずから発生するガスを検知できるガス検知器を作業班ごとに配備し、可燃性ガスが滞留しやすい低い位置で測定を行うこととなっている。
- ・夜間等に換気を停止した場合、作業開始前に十分な換気を行うなど十分な対策を行っている。
- ・可燃性ガスが適切に設定した基準値を超過した場合及びその他必要な異常を察知した場合は、直ちに作業を中止し、作業員を退避させるとともに、換気等により濃度を下げる措置を行うことになっている。

施工計画書

現場確認

実施者氏名:

実施者氏名:

--

--

--

--

--

--

--

塗膜除去工に関する施工計画書チェックリスト・現場チェックリスト(2／2)

5) 危険物の管理(保管数量の管理及び保管方法)

- ・危険物の取扱い(数量、保管方法、管理方法等)について、「危険物等チェックシート」に記載している。また、実際の現場が計画通りになっている。
- ・足場内に危険物や有機溶剤を持ち込まないこととなっている。

施工計画書

現場確認

6) 現場における喫煙等

- ・喫煙場所を作業場所と独立した場所に定めている。
- ・足場内への火気(たばこ・ライターなど)の持ち込みを禁止し、確認方法について記載がある。また、実際の現場が計画通りになっている。
- ・喫煙場所を示す表示、注意事項(火気厳禁など)などを現地に掲示することとなっている。
- ・外部からの投げタバコが、作業内に入らない措置をすることとなっている。

7) 最悪事態の回避

- ・火災発生時に同一足場内のすべての作業箇所に同報できる警報機器を配置することとなっている。
- ・火災を感知する方法として効果的な感知方法(例えば煙感知式)などが採用されている。
- ・火災発生時に同一足場内のすべての作業箇所に同報できる警報機器として火災感知器・煙感知器を配置することとなっている。
- ・警報機器は、それぞれ有効に感知できる機種を選定している。
- ・警報機器は、適切な位置に配置することとなっている。
- ・避難計画の作成にあたっては、二方向への避難路を確保し、煙充满時に避難誘導できる誘導灯等を避難路に設置することとなっている。
- ・避難距離が長く、安全に避難できないことが懸念される場合は、昇降口以外に非常時の脱出口の設置が計画されている。(避難梯子など)
- ・消火器が、通行時・避難時の支障にならない位置に20m以内の適切な間隔で配置する計画となっている。

8) 作業従事者への教育・訓練

- ・塗膜除去工の作業開始前にすべての作業員に火災安全に関する安全並びに最悪事態の回避の意識の徹底・共有を図る教育を行うこととなっている。
- ・新規入場者への教育についても火災安全に関する安全並びに最悪事態の回避の意識の徹底・共有を図る教育を行うこととなっている。
- ・毎日、朝礼時に、作業員全員で、避難ルートを確認することとなっている。
- ・火災時の状況によっては、避難を優先することを安全教育となっている。

提出日：令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者 名
現 場 代 理 人 (印)

実績価格調査票の提出について

工事名)
標記工事について、見積対象項目に関する調査票を提出します。

番号	項目番号	名称	単位	数量	参考見積書		実績価格	
					単価	金額	単価	金額
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
		経費	式	1				
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								

注 1) Kcube2 による提出とする

工 事 名	
受 注 者 名	
競争参加資格申請時に実施するとして取り組み	例) バイオ燃料対応機械の活用
1. 提案内容 例) ●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する 2. 取り組みにより削減される概算 CO₂ 排出量(t) 例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■■L/h の削減が見込まれる。(根拠はパンフレットを参照) バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲h である。 削減される CO₂ 排出量(t) = ■■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO₂ 排出係数(t/GJ) = ★★t	

(注) Kcube2 による提出とする。

様式第●●号

カーボンニュートラル施工計画書

工 事 名	
受 注 者 名	
提 案 項 目	例) バイオ燃料対応機械の活用

1. 提案内容

例) ●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する

2. 取り組みにより削減される概算 CO2 排出量(t)

例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■L/h の削減が見込まれる。（根拠はパンフレットを参照）

バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲h である。

削減される CO2 排出量(t) = ■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO2 排出係数(t/GJ)

= ★★t

※提案項目毎に概算 CO2 排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。

※「取り組みにより削減される概算 CO2 排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。

（注）Kcube2 による提出とする。

様式第○号

令和 年 月 日

監督員

_____ 殿

受注者

現場代理人

施工確認願（車両後退時の通信方法）

（工事名） _____

標記工事について、車両後退時の通信方法について定めたので、確認下さいますようお願いいたします。

記

1. 使用する通信機器	
項目	数量
☐ 携帯型無線機（トランシーバー）	
☐ 携帯型無線機（イヤホンマイク等を装着したハンズフリー型）	
☐ その他（ ）	
2. 通信体制（役割及び通信関係）	
3. 通信不能時の対応	
4. その他	
上記1～3以外の工事用車両後退時における安全対策については、別紙のとおり	

以 上

（注1）該当する項目の□にレマークを記入すること。
（注2）使用する通信機器のカタログ等を添付すること。
（注3）Kcube2 による提出とする。